

# 水俣市議会会議録

平成27年12月第6回定例会（11月27日招集）

水俣市議会事務局

## 平成27年12月第6回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 26年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査
5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（田中陸君、牧下恭之君、塩崎達朗君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、小路貴紀君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録目次

平成27年11月27日（金） ——— 1 日目 ———

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	5
日程第4 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について	7
日程第5 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第6 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第7 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第8 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第9 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第10 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第11 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第12 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	16
日程第13 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	18
日程第14 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	19

市長の提案理由説明	1～21
日程第15 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから 日程第21 議第88号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで7件に関する委員会の審査報告	23
○総務産業委員長の報告	24
○厚生文教委員長の報告	25
○一般会計決算特別委員長の報告	27
委員会審査報告書	31
委員長報告に対する質疑	32
討 論	32
採 決	32
散 会	33

平成27年12月8日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○藤本壽子君の質問	2
1 水俣湾の再生と漁業振興について	3
2 第3次水俣市男女共同参画計画について	3
3 川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について	4
4 10月から小中学校で実施されている「フッ化物洗口」について	4
市長の答弁	4
○藤本壽子君の再質問	6
市長の答弁	7
○藤本壽子君の再々質問	8
市長の答弁	9
総務企画部長の答弁	9

○藤本壽子君の再質問	2～10
総務企画部長の答弁	11
○藤本壽子君の再々質問	11
総務企画部長の答弁	11
副市長の答弁	11
○藤本壽子君の再質問	12
副市長の答弁	13
○藤本壽子君の発言	14
教育長の答弁	14
○藤本壽子君の再質問	15
教育長の答弁	17
○藤本壽子君の再々質問	17
教育長の答弁	18
休憩・開議	19
○中村幸治君の質問	19
1 水俣環境アカデミアについて	19
2 自治会について	19
3 農業用水路について	20
市長の答弁	20
○中村幸治君の再質問	24
市長の答弁	26
○中村幸治君の再々質問	28
市長の答弁	29
副市長の答弁	29
総務企画部長の答弁	30
○中村幸治君の再質問	32
総務企画部長の答弁	33
副市長の答弁	33
○中村幸治君の再々質問	33
総務企画部長の答弁	34
産業建設部長の答弁	34
○中村幸治君の再質問	36

産業建設部長の答弁	2～36
○中村幸治君の発言	37
休憩・開議	37
○野中重男君の質問	37
1 水俣病について	38
2 水俣市の財政事情と今後の改善方向について	38
3 ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）について	38
4 エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想について	38
市長の答弁	39
○野中重男君の再質問	39
市長の答弁	41
○野中重男君の再々質問	42
市長の答弁	42
総務企画部長の答弁	43
○野中重男君の再質問	44
総務企画部長の答弁	46
○野中重男君の再々質問	47
市長の答弁	47
福祉環境部長の答弁	48
○野中重男君の再質問	50
福祉環境部長の答弁	50
産業建設部長の答弁	51
○野中重男君の再質問	52
産業建設部長の答弁	53
○野中重男君の再々質問	53
市長の答弁	54
散 会	55

平成27年12月9日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1

説明のため出席した者	3～1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○田中 睦君の質問	2
1 水俣病問題について	3
2 フッ化物洗口について	3
3 生ごみ処理容器（キエーロ）普及促進事業について	3
市長の答弁	4
○田中 睦君の再質問	5
市長の答弁	6
教員長の答弁	6
○田中 睦君の再質問	8
教育長の答弁	8
○田中 睦君の再々質問	9
教育長の答弁	9
教育長の答弁	9
○田中 睦君の再質問	10
教育長の答弁	11
○田中 睦君の再々質問	12
教育長の答弁	12
福祉環境部長の答弁	13
○田中 睦君の再質問	13
福祉環境部長の答弁	14
休憩・開議	14
○牧下恭之君の質問	14
1 学校焼却炉について	15
2 いじめ問題について	15
3 ピロリ菌検査について	16
市長の答弁	18
教育長の答弁	18
○牧下恭之君の再質問	18

教育長の答弁	3～19
○牧下恭之君の再々質問	19
教育長の答弁	19
市長の答弁	20
教育長の答弁	20
○牧下恭之君の再質問	21
教育長の答弁	22
○牧下恭之君の発言	22
市長の答弁	23
○牧下恭之君の再質問	23
福祉環境部長の答弁	24
○牧下恭之君の再々質問	25
市長の答弁	26
休憩・開議	26
○塩崎達朗君の質問	26
1 観光について	27
2 防災について	27
市長の答弁	27
○塩崎達朗君の再質問	29
市長の答弁	30
産業建設部長の答弁	32
市長の答弁	32
○塩崎達朗君の再々質問	33
市長の答弁	34
総務企画部長の答弁	35
○塩崎達朗君の再質問	36
総務企画部長の答弁	38
○塩崎達朗君の再々質問	38
総務企画部長の答弁	39
散    会	39

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1 土砂災害防止法による個人資産への影響について	4
2 TPPの影響と地元循環型経済促進について	4
3 原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明について	4
市長の答弁	5
総務企画部長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	7
産業建設部長の答弁	7
総務企画部長の答弁	8
○高岡朱美君の発言	8
市長の答弁	9
○高岡朱美君の再質問	11
産業建設部長の答弁	12
○高岡朱美君の再々質問	13
市長の答弁	14
副市長の答弁	15
○高岡朱美君の再質問	16
副市長の答弁	17
○高岡朱美君の再々質問	18
市長の答弁	19
休憩・開議	20
○小路貴紀君の質問	20
1 木質バイオマス発電所の誘致計画について	21

2	観光振興及び地域活性化策について	4～21
(1)	大型クルーズ船の活用について	
(2)	ふるさと納税について	
(3)	味の駅たけんこについて	
3	国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用について	21
4	幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについて	22
	市長の答弁	22
	産業建設部長の答弁	22
○	小路貴紀君の再質問	22
	産業建設部長の答弁	23
○	小路貴紀君の再々質問	23
	産業建設部長の答弁	24
	市長の答弁	24
○	小路貴紀君の再質問	26
	市長の答弁	29
○	小路貴紀君の再々質問	31
	市長の答弁	31
	病院事業管理者の答弁	32
○	小路貴紀君の再質問	33
	病院事業管理者の答弁	33
○	小路貴紀君の発言	34
	教育長の答弁	34
○	小路貴紀君の再質問	35
	教育長の答弁	35
○	小路貴紀君の再々質問	36
	教育長の答弁	36
	休憩・開議	37
	質 疑	37
日程第2	議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	37
日程第3	議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について	37

日程第4	議第96号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について……………	4～37
日程第5	議第97号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第6	議第98号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第7	議第99号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第8	議第100号	水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第9	議第101号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第10	議第102号	水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第11	議第103号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）……………	39
日程第12	議第104号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	39
日程第13	議第105号	平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	39
議案上程……………			40
日程第14	議第106号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）……………	40
	市長の提案理由説明……………		40
休憩・開議……………			41
質 疑……………			41
委員会付託……………			41
散 会……………			41

平成27年12月17日（木） ——— 5 日 目 ———

出欠席議員……………	5～1	
事務局職員出席者……………	1	
説明のため出席した者……………	1	
議事日程第5号……………	2	
開 議……………	3	
諸般の報告……………	3	
日程第1	議第94号	水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に

についてから日程第15 陳第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書 提出に関する陳情についてまで15件に関する委員会の審査報告……………	5～3
○総務産業委員長の報告……………	4
○厚生文教委員長の報告……………	8
委員会審査報告書……………	10
委員長報告に対する質疑……………	11
討 論……………	11
○高岡朱美君の賛成討論（陳第5号）……………	11
採 決……………	12
日程第16 委員会の閉会中の継続調査について……………	13
採 決……………	14
閉会中継続調査申出書……………	14
日程第17 水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告について……………	15
日程第18 議会改革特別委員長の報告について……………	15
○水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告……………	15
○議会改革特別委員長の報告……………	16
委員会審査報告書……………	17
質 疑……………	18
討 論……………	19
採 決……………	19
議案上程……………	19
日程第19 議第107号 人権擁護委員候補者の推薦について……………	19
日程第20 議第108号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
市長の提案理由説明（議第107号）……………	20
○水俣市政治倫理条例検証委員長の提案理由説明（議第108号）……………	21
質 疑……………	21
討 論……………	21
採 決……………	21
日程第21 議員派遣について……………	22
採 決……………	22
閉 会……………	22

平成27年11月27日

平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成27年11月27日水俣市長第6回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成27年11月27日午前9時59分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成27年12月17日午前11時8分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成27年11月27日（金曜日）

午前9時59分 開会

午前10時46分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第1号

平成27年11月27日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第4 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について
- 第5 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第13 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第16 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第17 議第84号 平成26年度水俣市一般会計決算認定について
- 第18 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第19 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第20 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第21 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成27年第6回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成26年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成27年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総務企画部長、久木田福祉環境部長、緒方産業建設部長、松尾水道局長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、緒方産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において田中睦議員、松本和幸議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

#### 平成27年12月第6回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 26年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	28日	土			市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査

5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水		休 会	議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第4 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第97号 水俣市議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第8 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議長（福田 斉君） 日程第3、議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、日程第14、議第105号平成27年度水俣市病院事業会計補正予算第1号まで、12件を一括して議題とします。

---

#### 議第94号

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定することとする。  
平成27年11月27日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

実施機関	事 務
市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

別表第2 (第4条第2項関係)

実施機関	事 務	特定個人情報
市長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「令」という。)第15条で定める生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	令第16条で定める地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報等(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

令第40条で定める母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
令第50条で定める介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
令第54条で定める健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
令第60条で定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び提供について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第95号

### 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例

（設置）

第1条 市民及び市内事業者等が地域内外の大学、研究機関その他これらに準ずるもの及び事業者と連携し、水俣市の経験や教訓、環境首都としての取組などを基に教育・研究活動等を行うことにより、地域課題の解決や地域社会において活躍する人材の育成を推進し、本市の地域振興を図るため、水俣市高等教育・研究活動拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 水俣環境アカデミア
- (2) 位置 水俣市南福寺6番1号

（組織）

第3条 施設は、総務企画部の所管とする。

（休館日）

第4条 施設の休館日は次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（業務）

第6条 施設の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理運営に関する業務
- (2) 使用許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 水俣地域で実施される高等教育・研究活動の促進、支援、連携等に関する業務
- (5) その他産学官民連携の促進、支援等に必要と認められる業務

（使用の許可）

第7条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第8条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

（損害賠償）

第10条 故意又は過失により施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 前条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡してはならない。

（使用後の措置）

第12条 使用者は、施設の使用が終わったとき、使用の中止を命ぜられたとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、職員の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

（使用料）

第13条 施設、設備等の使用料は、別表に定める額とし、次に掲げるとおり納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 施設使用料 使用の許可を受けたとき。

(2) 施設器具使用料及び施設冷暖房使用料 使用の額が確定したとき。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。

(2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用日の4日前までに使用の許可の取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

6 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

8 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第6条第1号から第5号までに掲げる業務

(2) 施設、設備等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その委託の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当す

る額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第13条関係）

#### 1 施設使用料

区分	使用料（1時間当たり）
ラウンジ	600円
ホール（交流スペース）	400円
調理室	400円
休憩室1	100円
休憩室2	100円
研究スペース	200円
試料前処理室	250円
セミナー室1	200円
セミナー室2	200円
セミナー室3	600円
区分	使用料（1日当たり）
研究スペース	1,600円
試料前処理室	2,000円
セミナー室1	1,600円
セミナー室2	1,600円
セミナー室3	4,800円

#### 2 施設器具使用料

区分	使用料（1回につき）
ドラフトチャンバー	1,000円
シャワー室	100円
放送機材1式	500円
パソコン機器1式	500円
プロジェクター1式	500円

#### 3 施設冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
冷暖房料	300円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（提案理由）

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第96号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例  
水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「					
「	集落支援員	”	30,000円	」	を
」					
「					
「	集落支援員	”	30,000円	」	に
」	地域おこし協力隊員	”	180,000円	」	
」					

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域おこし協力隊の設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第97号

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に

支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。
- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

（提案理由）

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたこと等により、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第98号

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第7条の3」を「第7条の2」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とする。

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税の賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第99号

水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち水俣市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「」又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「」又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「」又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「」又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が公布されたこと等に伴い、水俣市税条例等の一部を改正する条例の規定を改める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第100号

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

(ア) 定額料金（世帯構成員による者）	1人1か月につき	380円	
ただし、月1回を超えて汲取る場合は、その超えることとなる回数に1人につき95円を乗じた額			
(イ) 従量料金（汲取量によるもの）	10リットルにつき	90円	を
ただし、10リットル未満のものは10リットルとみなし、10リットルを超えるものについて、10リットル未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。			

」

「

従量料金（汲取量によるもの）	10リットルにつき	110円	
ただし、10リットル未満のものは10リットルとみなし、10リットルを超えるものについて、10リットル未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。			

」

改める。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。

（提案理由）

し尿処理手数料を適正な価格に改める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第101号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度 平成27年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	53	を
-------	-----------------------	------------	--------------------------	----	---

」

「

牧ノ内団地	昭和26年度～36年度 平成27年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	45	に
-------	-----------------------	------------	--------------------------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第102号

### 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「医療」の次に「及び介護サービス」を加える。

(水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び入院時食事療養費」を「、入院時食事療養費」に改め、「第99号）」の次に「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算出に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。

(提案理由)

国保水俣市立総合医療センター附属久木野診療所において介護保険法に規定する訪問看護事業を開始するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第103号

### 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,832,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第5号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
13 国庫支出金		2,582,953	7,737	2,590,690
	1 国庫負担金	1,862,291	2,664	1,864,955
	2 国庫補助金	714,383	5,073	719,456
14 県支出金		1,329,325	6,793	1,336,118
	1 県負担金	643,668	976	644,644
	2 県補助金	601,892	5,817	607,709
18 繰越金		148,983	51,543	200,526
	1 繰越金	148,983	51,543	200,526
19 諸収入		458,250	4,027	462,277
	4 雑収入	241,068	4,027	245,095
20 市債		2,010,100	26,300	2,036,400
	1 市債	2,010,100	26,300	2,036,400
補正されなかった款に係る額		9,206,533		9,206,533
歳入合計		15,736,144	96,400	15,832,544

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		1,826,735	702	1,827,437
	1 総務管理費	1,409,190	6,020	1,415,210
	2 徴税費	213,770	△8,809	204,961
	3 戸籍住民基本台帳費	103,096	3,167	106,263
	4 選挙費	46,298	324	46,622
3 民生費		5,158,912	34,918	5,193,830
	1 社会福祉費	2,772,063	31,037	2,803,100
	2 児童福祉費	1,721,584	3,881	1,725,465
4 衛生費		1,945,692	28,028	1,973,720
	1 保健衛生費	330,134	24,833	354,967
	4 環境対策費	217,044	3,195	220,239
5 農林水産業費		353,732	13,743	367,475
	1 農業費	263,576	8,990	272,566
	3 水産業費	37,766	4,753	42,519
6 商工費		388,461	9,631	398,092
	1 商工費	196,940	9,631	206,571
7 土木費		1,879,169	5,900	1,885,069
	2 道路橋りょう費	447,818	5,900	453,718
8 消防費		909,328	3,478	912,806

	1 消 防 費	909,328	3,478	912,806
補正されなかった款に係る額		3,274,115		3,274,115
歳 出 合 計		15,736,144	96,400	15,832,544

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	高等教育・研究活動拠点施設整備事業	千円 97,332
5 農 林 水 産 業 費	3 水 産 業 費	漁港施設等維持管理経費	13,400
6 商 工 費	1 商 工 費	地域交流拠点整備事業	12,697
8 消 防 費	1 消 防 費	防災行政無線整備事業	137,593
10 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(林業施設)	20,058
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設)	240,080
		現年発生単独災害復旧事業(公共土木施設)	48,176

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行業務委託料(混乗分) (企画課)	自 平成27年度 至 平成28年度	千円 1,612
水俣市ふれあいセンター管理委託料 (防災生活課)	自 平成27年度 至 平成30年度	7,441
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産課)	自 平成27年度 至 平成30年度	11,995
みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料 (経済観光課)	自 平成27年度 至 平成28年度	2,000
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光課)	自 平成27年度 至 平成28年度	7,804
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (経済観光課)	自 平成27年度 至 平成28年度	13,971
スクールバス運行業務委託料 (教育総務課)	自 平成27年度 至 平成28年度	15,662
総合体育館南部館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成27年度 至 平成30年度	15,489

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 441,500				千円 467,800			
補正されなかった事業に係る額	1,568,600				1,568,600			
計	2,010,100				2,036,400			

議第104号

平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,802,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7 共同事業交付金		564,747	201,180	765,927
	1 共同事業交付金	564,747	201,180	765,927
補正されなかった款に係る額		4,036,199		4,036,199
歳 入 合 計		4,600,946	201,180	4,802,126

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,059,739	133,524	3,193,263
	1 療 養 諸 費	2,740,455	92,889	2,833,344
	2 高 額 医 療 費	310,222	40,635	350,857
3 後期高齢者支援金等		393,393	0	393,393
	1 後期高齢者支援金等	393,393	0	393,393
6 介護納付金		152,981	0	152,981
	1 介 護 納 付 金	152,981	0	152,981
7 共同事業拠出金		830,321	67,037	897,358
	1 共同事業拠出金	830,321	67,037	897,358
11 諸 支 出 金		14,575	619	15,194
	1 償還金及び還付加算金	2,505	619	3,124
補正されなかった款に係る額		149,937		149,937
歳 出 合 計		4,600,946	201,180	4,802,126

議第105号

平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,051,619千円	738千円	7,052,357千円

第2項 医業外収益	549,417千円	738千円	550,155千円
第2款 久木野診療所事業収益	13,226千円	922千円	14,148千円
第2項 医業外収益	2,753千円	921千円	3,674千円
第4項 訪問看護事業収益	0千円	1千円	1千円
収益的収入合計	7,064,845千円	1,660千円	7,066,505千円
支 出			
第2款 久木野診療所事業費用	15,293千円	921千円	16,214千円
第5項 訪問看護事業費用	0千円	921千円	921千円
収益的支出合計	7,013,397千円	921千円	7,014,318千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額533,960千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額534,066千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,701千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,857千円」に、「過年度分損益勘定留保資金510,259千円」を「過年度分損益勘定留保資金510,209千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
	収	入		
第2款 久木野診療所資本的収入	0千円		2,000千円	2,000千円
第1項 補助金	0千円		2,000千円	2,000千円
資本的収入合計	323,824千円		2,000千円	325,824千円
支 出				
第2款 久木野診療所資本的支出	0千円		2,106千円	2,106千円
第1項 建設改良費	0千円		2,106千円	2,106千円
資本的支出合計	857,784千円		2,106千円	859,890千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額	
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	25,376千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	1,664千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	886千円
	電気保安管理業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	1,558千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	1,884千円
	冷温水ユニット炉内 洗浄業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	880千円
	空冷ヒートポンプ 保守点検業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	1,711千円
	手術室空調機整備工事	自 平成27年度 至 平成28年度	2,430千円
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成27年度 至 平成28年度	単価契約額に排出数量を掛けた額

寝 具 ・ 病 衣 借 上	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
米 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用量を掛けた額
紙 お む つ 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
A 重 油 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用量を掛けた額
ガ ソ リ ン 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用量を掛けた額
軽 油 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガ ス 購 入 業 務	自 至	平成27年度 平成28年度	単価契約額に使用量を掛けた額

平成27年11月27日提出

水俣市長 西 田 弘 志

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び提供について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第96号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域おこし協力隊の設置に伴い、本案のように制定するものであります。

次に、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたこと等により、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、本案のように制定しよ

うとするものであります。

次に、議第98号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国民健康保険税の賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、水俣税条例等の一部を改正する条例の規定を改める必要があるため、本案のように制定するものであります。

次に、議第100号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

し尿処理手数料を適正な価格に改める必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第101号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第102号水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国保水俣市立総合医療センター附属久木野診療所において介護保険法に規定する訪問看護事業を開始するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第103号平成27年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,640万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億3,254万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、ななつ星in九州のおもてなし経費、第3款民生費に、障害児通所給付費、第4款衛生費に、子ども医療費助成事業、第5款農林水産業費に、経営体育成交付金事業、第6款商工費に、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第8款消防費に、消防団活動費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）外6件を計上いたしております。

債務負担行為補正として、スクールバス運航業務委託料外7件を追加いたしております。

地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第104号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げ

げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億118万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ48億212万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額、第7款共同事業拠出金に、保険財政安定化事業拠出金の増額、第11款諸支出金に、一般被保険者保険税還付金及び退職被保険者等保険税還付金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金をもって調整いたしております。

次に、議第105号平成27年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を166万円、収益的支出の額を92万1,000円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を70億6,650万5,000円、収益的支出の額を70億1,431万8,000円とするものであります。

また、資本的収入の額を200万円、資本的支出の額を210万6,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を3億2,582万4,000円、資本的支出の額を8億5,989万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、県の補助事業により附属久木野診療所において、平成28年3月1日から介護保険法に規定する訪問看護事業を開始するためのものであります。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか16件を追加しております。

以上、本定例会市議会に提案いたしました議第94号から議第105号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

---

日程第15 議第77号 平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第16 議第78号 平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第17 議第84号 平成26年度水俣市一般会計決算認定について

日程第18 議第85号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第19 議第86号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第20 議第87号 平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第21 議第88号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第21、議第88号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

(総務産業委員長 岩阪雅文君登壇)

○総務産業委員長(岩阪雅文君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第78号平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出は、事業収益5億6,871万円、事業費用3億3,214万円で、差し引き2億3,657万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純利益は2億969万円となる。

資本的収入及び支出については、資本的収入7,995万円、資本的支出5億1,296万円となり、差し引き不足額4億3,301万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,876万円、減債積立金3,800万円、建設改良積立金3億5,000万円及び当年度分損益勘定留保資金1,625万円で補てんしている。

当年度未処分利益剰余金9億7,042万円については、減債積立金に3,900万円、建設改良積立金に1億5,479万円を積み立て、資本金に7億7,663万円を組み入れる処分を行う。また、資本剰余金1,040万円を未処分利益剰余金に振替後、資本金に組み入れる処分を行うとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、平成26年度に計画していた工事の進捗状況と未実施の工事についてただしたのに対し、平成26年度に計画した工事の発注件数は20件あり、そのうち2件を繰り越している。繰り越した2件については、国の補助金を活用し、深川地区及び市渡瀬地区にステンレス製配水タンクを設置する事業を行っており、深川地区においては120トンクラスの配水タンクを設置するための造成工事が終了し、現在はタンクを設置している状況で、完成は平成28年の1月を見込んでいる。市渡瀬地区においては未来館の上に200トンクラスの配水タンクを設置する計画であり、現在は造成工事を行っているとの答弁がありました。

また、現在の有収率79%と報告があったが、水道管を耐震管にすることにより漏水が改善されるのか、また、水道管本管の耐震工事の進捗状況はどうなっているのかただしたのに対し、水道管の耐震化については、全体で約165キロメートルある管を毎年3キロメートルずつ耐震用の水道管に更新する計画をしており、7.8%を終了している。漏水の原因については調査しているが不明である。しかし、耐震化の工事を進めることで改善されていくものと考えているとの答弁が

ありました。

本決算及び剰余金の処分については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入総額14億6,393万円、歳出総額14億6,331万円、歳入歳出差し引き62万円となるが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源53万円を差し引いた9万円を翌年度へ繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.8%、歳出98.8%となっている。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、栄町から第二中学校までの歩道が狭いため、丸島ポンプ場にポンプをあと1基増設し、水はけを良くしたうえで栄町から亀首までの道路・歩道を整備し、交通の流れを変えるというような計画はないのかただしたのに対し、丸島ポンプ場の改築更新はしているが、新たなポンプの追加導入については未定である。しかし、近年、各地で多発しているゲリラ豪雨の例があり、計画雨水量を上まわる可能性も視野に入れながら道路・歩道の整備については、長期計画の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、第二小学校グランド横の歩道整備について、既設雨水路をかさ上げし、歩道にする計画はないかとただしたのに対し、土木事業として既に設計を済ませ工事発注も終わっているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

事務部次長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収益的収入70億2,349万円、収益的支出82億9,631万円となり、差し引き当年度純損失は12億7,282万円で、当年度末未処理欠損金は6億2,132万円になる。

なお、新会計制度への移行処理に伴い現存しない資産に係る財源分の資本剰余金17億8,035万円をその他未処分利益剰余金変動額に振り替える予定としているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、病床稼働率の79.8%の現状についてただしたのに対し、病床稼働率については、80%を目標に掲げている。今後の病床数については、現在、試算中であり、2025年問題を見据えて県が策定中の地域医療構想の中で人口減少に伴い、需要に応じた病床削減も見込まれるが、地域の急性期医療、救急医療を維持するためにも、330ぐらいの病床数は必要であるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金の処分については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第85号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計50億885万8,000円、歳出合計42億8,674万円で、差引額7億2,218万8,000円は翌年度へ繰り越した。

なお、前年度実質収支6億6,324万5,000円を差し引いた単年度収支も5,887万3,000円の黒字となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本市の1人当たりの医療費が高額である中、どのような疾病が多いのかとただしたのに対し、人工透析や糖尿病の疾病が多い状況であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第86号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計3億7,096万8,000円、歳出合計3億7,072万円で、差引額24万8,000円の黒字で、これは翌年度へ繰越している。なお、前年度実質収支93万3,000円を差し引いた単年度収支は、68万5,000円の赤字となっているとの説明を受け、質疑を行い、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第87号平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は歳入合計33億5,617万6,000円、歳出合計32億953万3,000円、差引額1億464万3,000円となった。

保険給付費については、平成25年度決算と比較し、約2.0%の伸びを示しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域包括ケアシステム強化の具体的内容についてただしたのに対し、現在、力を入れているのは、地域包括支援センターを核とした各事業所等と医療と介護の連携である。具体的には、医療と介護の事業者の連絡会や障がい関係や高齢者福祉の医療と介護を統合するための勉強会等を実施している。今後は、医療や介護従事者だけでなく、医師との連携をスムーズにするため、医師会に委託し、水俣芦北1市2町の合同で動くための体制づくりを進めたいと考えており、その準備にとりかかったところであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、一般会計決算特別委員長谷口明弘議員。

（一般会計決算特別委員長 谷口明弘君登壇）

○一般会計決算特別委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第84号平成26年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成26年度の決算は、歳入約160億5,324万円、歳出約153億871万円となり、歳入歳出差し引き額が約7億4,453万円となった。

この額から基金繰入金3億5,000万円を差し引いた約3億9,453万円が来年度への繰越金となった。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税については、固定資産税は減少したが、法人市民税の増収等により、前年度比1.5%、約4,100万円の増加となった。

地方交付税については、普通交付税が増加し、地方交付税全体で前年度比0.4%、約1,900万円の増加となった。

国庫支出金については、牧ノ内団地の建てかえの経費として、国土交通省から交付される社会資本整備総合交付金が増加したことにより、前年度比8.4%、約1億7,900万円の増加、県支出金も、新栄合板の木屑ボイラーや単板乾燥施設等の設備投資に対する熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金交付などにより、前年度比67.1%、約9億7,800万円増加した。

市債については、平成25年度は水俣芦北広域行政事務組合の庁舎建設事業、総合医療センター西館建替事業などで増加したが、平成26年度はこれらがなかったため、前年度比35.7%、約6億2,600万円減少し、歳入全体では、前年度比3.5%、約5億4,000万円の増加となっている。

次に歳出のうち、義務的経費については、人件費では、退職金の減少により、前年度比5.3%、

約1億2,100万円減少した。

扶助費では、臨時福祉給付金の増加などにより、前年度比3.6%、約1億1,900万円の増加となった。

公債費は、平成25年度の給食センターの建設に伴う市場公募債の満期一括償還分が減少したため、前年度比3.7%、約5,400万円減少し、義務的経費全体では、前年度比0.8%、約5,600万円の減少となった。

一方、投資的経費については、普通建設事業費では、新栄合板の設備投資に対する県の補助金により、前年度比79.6%、約11億8,900万円の増加となった。

災害復旧事業費も、災害の増加により、前年度比63.4%、約1,400万円増加し、投資的経費全体では、前年度比79.4%、約12億400万円増加した。

その他の経費については、補助費では、水俣芦北広域行政事務組合の庁舎建てかえに伴う負担金の減少等で、前年度比6.7%、約1億5,900万円の減少となった。

投資及び出資金も、総合医療センター西館建てかえに係る出資金の減少で、前年度比63.6%、約2億1,300万円の減少となった。

積立金も、国の補正に伴う地域の元気臨時交付金を基金へ積み立て、旧広域行政事務組合庁舎用地の売却益を公共施設整備基金へ積立金が減少したことから、前年度比85.5%、約1億8,300万円の減少となり、歳出全体では、前年度比3.5%、約5億2,100万円の増加となっている。

財政調整基金の現在高については、約22億8,124万円で、前年度から約1億2,100万円増加となった。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入1億円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、約21億8,124万円となっている。

市債の現在高については、約137億8,230万円で、前年度末に比べて約8,900万円減少している。これは、病院建替事業に係る出資金に対する市債の発行などが減少したことによるものである。

決算統計等から算出する財政指標については、実質収支は約6億9,070万円、単年度収支は664万円の黒字となるが、実質単年度収支は9,193万円の赤字となる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなかった。

実質公債比率は、13.0%となり、前年度より0.1%増加している。これは、平成26年度の病院事業への繰出金の増加によるものだが、将来負担比率は42.1%となり、前年度より7.7%改善している。

また、経常収支比率は91.4%となり、前年より2.6%改善している。これは、歳入の経常一般財源等が市税約4,200万円、地方消費税交付金約5,400万円、普通交付税約5,700万円それぞれ増加したこと、歳出の経常経費充当一般財源等が全体で約8,100万円減少したことによるものである。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、くまもと県南フードバレー補助金の具体的な成果についてただしたのに対し、県南フードバレー協議会で、フードフェスタや香港での展示会への出展、西鉄ストアでのフードコーナー出店、水俣でも商品開発され、売り出されている。外国との取引なども進んでいると聞いているとの答弁がありました。

また、生活保護受給者が減少してきているが、今後も指導により減少していくと考えてもよいかとただしたのに対し、就労支援や年金調査に取り組んでいるが、年金調査については、ほぼ調査が完了しているため、年金での廃止は今後少なくなると考えられる。就労による廃止については、新規も含め、生活保護者への就労支援により自立につながることは、今後もあると考えられる。ただし、生活保護世帯が減少することが、必ずしもよいということではないため、少しずつの減少と考えているとの答弁がありました。

また、障がいを持つ18歳未満の人たちは、出水市や芦北町に通っていたが、現在も療育部分はそのままの体制なのかただしたのに対し、療育相談については継続している。気になる子どもについては、健康高齢課が実施している乳幼児健診や、保育園・幼稚園からの情報等を照らし合わせ、教育委員会や福祉課、保健師等の訪問で療育支援につなぎ、就学前の児童については、教育委員会が主催する就学支援相談会において、保護者の意見を聞きながら就学支援の調整を行っている。現在は、鹿児島県では受け入れができない状況であるため、熊本県内の支援学校を紹介されている。支援学校への行き先等についての情報は、福祉課や教育委員会が把握しているとの答弁がありました。

また、終了したアグリサポート体制支援事業について、農家から自己負担があっても継続して欲しいと要望もある。このことについてどのように考えているのかただしたのに対し、アグリサポート体制支援事業は、国の100%補助事業である緊急雇用促進事業で行っていたが、国の事業が終了したことにより、アグリサポート体制支援事業も終了した。

人件費等100%補助を継続的に実施するのは難しいと認識しており、現在は、それにかわるものとして、農家が低料金で利用できるヘルパー制度のような取り組みが他自治体で実施されてないかなど、協議・調査を行っているところであるとの答弁がありました。

なお、アグリサポート支援事業については、委員から、国の事業としては終了したが、受益者の支援も求めつつ、今後も水俣市独自の施策として検討されたいとの意見がありました。

また、市が発注する工事の積算はどこか、何を根拠にしているのか、設計事務所が積算したものを市が変更しているのではないかとただしたのに対し、積算は担当課で行っており、県の統一単価、物価本、見積もりを根拠にしている。設計は前年度なので、発注時期の単価に基づき変更

しているとの答弁がありました。

なお、入札制度については、委員から、最低制限価格制度の導入を、地元企業の育成・保護のためにも検討してもらいたいとの意見がありました。

また、スクラムチャレンジ補助事業の負担金を支払っているが、水俣へのプラスは何かとただしたのに対し、負担金は、八代港に入港するクルーズ船の物産展経費、観光地調査に使用されている。物産展には、水俣市からも業者が行って販売を行っており、ほとんどの商品は残っていない状況にある。また、クルーズ船の観光客は、阿蘇や熊本城などの見学に行っているが、このオプショナルツアーが当日募集であったため、対応が難しく断っていたが、最近では事前募集にするとのことであり、今後対応を考えていきたいとの答弁がありました。

また、学校図書館活用教育推進校助成金について、どのような活動への助成金になるのかただしたのに対し、読書活動を通して、児童生徒の主体的な学習や調べ学習等にどのように活用できるか、授業のあり方などを調査研究発表し、その成果を各学校にも波及できたとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

1 人口減少問題は、将来の水俣市の存立を脅かす重大な課題であり、数値目標を定めて人口減少に歯止めをかける、あらゆる施策を講ずるよう努められたい。特に、地元の若者が多様な選択肢の中で働く場所を見つけられるよう、国の進める地方創生の制度を積極的に活用し、商工会議所、各商店街や企業支援センターなど関係機関と連携して、地場企業の育成支援、起業家の支援、企業誘致にさらに努力されたい。

2 観光振興については、近隣自治体や関係者との十分な協議と連携のうえ、地域特性を考慮して情報発信等を強化し、観光入込客、特に宿泊客のさらなる増加に向けて努力されたい。

3 農業、林業、水産業の六次産業化を達成するため、サラ玉、お茶、シラスに次ぐ新たな水俣ブランドの商品開発をさらに強化する施策を講ずるよう努められたい。また、新規にこれらの事業に取り組む人や企業に対する支援制度の充実を図るよう努められたい。

4 豊かな森づくりのため、植林、間伐を進め、林業振興を図るとともに、水俣における漁獲量の減少の原因を調査し、対応策を検討され、漁業の振興に努められたい。

5 耕作放棄地の解消については、高齢化や担い手不足の解消など難しい課題があるが、耕作放棄地の拡大防止と新たな活用方法について、関係者と協議の上、積極的な対策を講じるよう努められたい。

6 鳥獣による農作物への被害が増加しており、市街地でも市民の安全を脅かす事態が発生していることから、鳥獣駆除事業をさらに推進されたい。

7 気候変動による大規模な自然災害が全国で多発する昨今、市民の安心安全を守るため、防

災対策はさらに重要度を増しているが、本市の場合、特に豪雨による急傾斜地崩壊及び堤防決壊による市街地の冠水の危険性が特に高いので、国や県と連携して早急に対策を講ずるよう努められたい。また、基準の見直しによって削減された避難所については、今後の方針を明確にして早期に整備されたい。

8 税の公平性の観点から丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、その他の税の収入未済分については、引き続き徴収に努められたい。また、自主財源の確保のため、ふるさと納税制度の取り組みなど積極的に進められたい。

9 防災拠点としての市役所庁舎の在り方をよく検討し、庁舎の建てかえについては、さらに取り組みを本格化するよう努められたい。

10 次世代を担う子どもたちの教育や文化、スポーツに係る取り組みは、本市の将来を左右する重要な施策であり、教育施策の充実や文化・スポーツ活動への予算の配分を充実するよう努められたい。

11 廃校後の学校跡地の有効活用について、企業・団体など民間への貸し出しなども積極的に検討し、特に耐震強度に問題のある建物の扱いについては、取り壊しなども含め、早急に結論を得られたい。

12 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、廃校跡地などを中心に、歴史民俗資料館の設置や専門の学芸員の確保を検討されたい。

13 リサイクル推進事業や生ごみ、可燃ごみ処理については、毎年横ばいの処理状況である。今後ごみの減量化、ゼロ・ウェイストについても周知し、一層の指導、広報に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年9月29日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第78号	平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認 定	全 員 賛 成

議第88号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
-------	------------------------------	-----	------

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年10月2日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認 定	全員賛成
議第85号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第86号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第87号	平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年10月29日

一般会計決算特別委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第84号	平成26年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第77号平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから議第88号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明28日から12月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月1日正午まで、議案質疑の通告は12月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時46分 散会

平成27年12月8日

平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月8日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第2号

平成27年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 藤本 壽子 君 | 1 水俣湾の再生と漁業振興について                     |
|           | 2 第3次水俣市男女共同参画計画について                  |
|           | 3 川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について             |
|           | 4 10月から小中学校で実施されている「フッ化物洗口」について       |
| 2 中村 幸治 君 | 1 水俣環境アカデミアについて                       |
|           | 2 自治会について                             |
|           | 3 農業用水路について                           |
| 3 野中 重男 君 | 1 水俣病について                             |
|           | 2 水俣市の財政事情と今後の改善方向について                |
|           | 3 ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）について |
|           | 4 エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想について |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

12月の最初の質問ということで、緊張しているところです。

私は寒がりですけれども、やっと冬らしい気候になってきたことを喜びに感じております。

地球温暖化が足早にやってきていると思うのは、私だけでしょうか。

さて、そんな心もとない中、現政権の一億総活躍社会という言葉が耳に入り、ふと頭をかしげました。経済優先の社会のありようを今こそ見詰め直すときではないでしょうか。

それらに拍車をかけるのが、国家や地域の存続を危うくするような国の政策です。地域を守るといったはずの、聖域を守るといったはずのTPPの合意、日本のあらゆる分野の有識者から憲法違反だと言われながら成立した安全保障関連法、地域社会を不安に落としている原子力発電所再稼働、沖縄の人々への不平等で強権的な対応、ことしの流行語大賞のトップ10に安倍政治を許さないが入りました。今、国民はふつふつと怒りをためつつある、そのように感じています。たまったマグマは、きっと新しい国の形をつくる、そう信じています。

さて、水俣市議会のほうでは、夏から秋にかけ先進地の視察など大変有意義な学習を重ねました。議長の提案もあり、さまざまな団体との意見交換もしました。水俣の市政の問題は、国の政策に大きく左右されるわけですけれども、私どもは何より市民の安心・安全、豊かな暮らしを実現するため、垣根を越えた議論を真剣に行い、水俣の未来をつくっていく必要があるかと思っております。

質問に入ります。

#### 1、水俣湾の再生と漁業振興について。

水俣湾から不知火海の再生も含まれていると思いますが、水俣市にとっては大変重い課題であります。漁業の振興に結びつくことを願って質問をします。

①、水銀に関する水俣条約の趣旨にもあるが、エコパーク土壌から水銀を回収し、健全な土地に戻すべきと考えるが議論は進んでいるのか。

②、近年の水俣市の漁獲高はどうなっているのか。

③、ことしの漁獲高はどのような現状で、その原因はどのように考えられるか。

④、今後の漁業振興で考えられるのは何か。

#### 2番目は、第3次水俣市男女共同参画計画について聞きます。

12月4日付の毎日新聞の記事を見ました。政府は女性登用30%を断念するという記事を見ましたが、日本は御存じのように男女平等を示すジェンダーギャップ指数は世界145カ国中の101位です。水俣のひとり親家庭で質問したとき、県下でも水俣市の登用率が低いのだと聞きました。改めて質問をいたします。

①、水俣市の審議会、委員会への女性の登用率は増加しているのか。

②、仕事と家庭を両立させる上での問題点をどのように考えているか。

③、平成26年5月に実施された水俣市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査では、平等であるの比率が一番低かったのは、社会通念、慣習、しきたりと政治の場でありました。このことに今後、どのように取り組んでいかれるおつもりですか。

次に3番目、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応についてお伺いします。

御存じのとおり、高経年化調査の要望も無視した形で最も老朽化しているとされた川内原子力発電所2号機が再稼働してしまいました。再稼働してしまい、日常に流されている状況ですけれども、近隣住民の不安は、全く解消されないままであります。そこで質問をします。

①、鹿児島県知事は、12月20日に原子力防災訓練をすると発表しています。水俣市にその内容は伝えられているのか。

②、9月議会の答弁では、原子力防災について県と2市2町で十分検討するとのことであったが、その後どうなったか。

③、九州電力への要望はどのようになっているか。

最後4番です。10月から小・中学校で実施されているフッ化物洗口についてお尋ねします。

フッ素での虫歯予防については、過去議会において質問が繰り返されました。

もともと洗口液は劇薬との表示があるものであり、フッ素はその濃度においては急性毒性のあるものです。また、さまざまな人体への影響があると指摘されています。

9月25日、水俣市民より教育委員会に対し要望書も出ており、改めて質問します。

①、10月24日、熊本日日新聞にフッ化物洗口効果ありという記事が載り、その記事に県の健康福祉部は、かつては健康に有害との指摘もあったが、学術上の賛否の論争はないと話したとありました。この記事について、市はどのような見解を持たれますか。

②、9月25日、市教育委員会に対し、水俣市における集団フッ化物洗口の実施の見直しを求める要望書が市民より提出されています。この内容はどのような中身であったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣湾の再生と漁業振興については私から、第3次水俣市男女共同参画計画については総務企画部長から、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応については副市長から、10月から小・中学校で実施されているフッ化物洗口については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣湾の再生と漁業振興についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、水銀に関する水俣条約の趣旨にもあるが、エコパーク水俣の土壌から水銀を回収し、健全な土地に戻すべきと考えるが、議論は進んでいるのかとの御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、エコパーク水俣は、水俣湾公害防止事業により、鋼矢板セルを初めとする構造の護岸を建造し、水銀を含む汚泥が埋め立てられております。

このエコパーク水俣も着工から25年経過したことから、予防保全やアセットマネジメントの観点から、今後の老朽化対策を検討する必要性が生じたことにより、熊本県において平成21年2月に水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会を立ち上げ、平成27年1月まで計7回の検討会を開催されたところであります。その結果、平成27年1月開催の第7回検討会において、護岸の耐用については、今後おおむね40年以上性能を維持できると判断されたところであります。

しかし、高経年化への対策は継続的に必要とのことから、県においては今後も技術的フォローアップを行うとともに、おおむね20年後に再度、耐震及び老朽化対策検討委員会を設置し、議論を行うこと、また、20年を待たずに、検証に資する新たな技術的知見が出てきた場合は、速やかに本委員会を設置し、議論することを委員会から提言されていることから、市としましてもこの提言を尊重して、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

このようなことから、現時点では土壌から水銀を回収する議論は行っておりませんが、熊本県においては、埋立地の地盤や構造物の監視など安全性を確認しつつ維持管理を行っていくこととありますので、県とも情報を共有し、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、近年の水俣市の漁獲高はどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

本市の過去6年間の漁獲量と漁獲高の推移を見ますと、平成20年が約384トンで約1億1,400万円、平成21年が約227トンで約8,800万円、平成22年が約194トンで約7,900万円、平成23年が約179トンで約8,000万円、平成24年が約179トンで約6,900万円、平成25年が約296トンで約1億1,100万円となっています。なお、平成26年の漁獲量及び漁獲高は、今年度中に調査するため、まだ確定した数値が出てきておりませんが、水俣市漁業協同組合の関係者からは、前年度より減少しているのではないかとお聞きしております。

次に、今年度の漁獲高について、どのような原因が考えられるのかとの御質問にお答えをいたします。

今年度の漁獲高については、水俣市漁業協同組合の関係者への聞き取りの結果、例えば本市で最も漁獲高の大きいシラスにつきましても、漁獲高が本年11月現在で5年前の10分の1程度になる見込みであるとお聞きしております。また、本年8月14日から約1カ月間、赤潮が発生し、アジ等の青魚類が水俣湾内から回避したり、タコの水揚げが全くなかったほか、ダイバーによる調査でアワビ等の貝類がほぼ全滅するなどの被害が発生し、本市全体で漁獲高が減少する見込みで

あるとの情報を得ております。

今年度の漁獲高の減少の原因につきましては、赤潮の発生による被害も漁獲高が減少している大きな要因と考えられております。

次に、今後の漁業振興で考えられることは何かとの御質問についてお答えをいたします。

近年、魚をふやすためにタイ、ヒラメ、カサゴ等の稚魚を放流する栽培漁業の推進を初め、魚のすみか・産卵場をふやすために、水俣市漁業協同組合が取り組んでいる海藻の森づくりと称した藻場造成事業や、海岸に投石し、魚の産卵場所を確保する築いそ造成事業等を行ってきましたが、今年度から新たに海底こう運事業を実施する計画にしております。

これは、海底の砂地が貧酸素状態になるとヘドロ化しやすくなり、魚がすみにくい環境になることから、酸素を砂地にまぜる目的で海底を耕す事業であります。また、本事業はあわせて海底に沈んでいるごみ等も除去できることから、吾知網や底びき網などによるアジ、イワシ等の漁獲高の増加につながるものと期待しているところであります。

今後は、水俣湾内の漁場向上のため、これらの事業を継続しながら状況を確認していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

まず、水俣湾埋立地のことでございますけれども、昨年10月に水銀に関する水俣条約の採択から1年ということで、市内で無処理水銀について回収・保管を考える集会というのが行われています。分野の違う研究者が集まりまして議論をしたわけなんですけれども、その中で、国際水銀ラボで研究を続けておられる赤木洋勝先生が、これは新聞記事にもなっておりますけれども、火山の噴火や地震の影響で液状化するのは目に見えている。水銀を回収し、保管するのが本当の道だということを主張され、この水俣湾埋立地のことで提案をされておられました。

そこで、一番このときに議論の中で、水俣湾埋立地に現在眠っている水銀がどのようなものなのかというのを、まずそのところを確定しなければいけないのじゃないかという議論の起点に戻りました。

それで、県のほうにお聞きしましたら、昭和34年、44年、45年、46年に調査をしていて、そのときの中身は硫化水銀とか酸化水銀のような無機水銀、メチル水銀ももちろんありました。ppmとしては、8 ppmから908ppmだったという報告書をいただいています。こういうふうなことなんですけれども、近年全く調査をしていないという状況で、実は2000年に環境省のほうの動きがありまして、パイロットスタディーということで、一部分だけでも回収して、きちんと調査しようという動きがありました。ですけれども、県のほうにそのことをしませんかということで言ったところ、県はそれについてはちょっとできないというふうな答えであったということだったん

です。それで、ぜひ県へのこの問題の解決、どんなものがまず眠っているのかという、このことの議論を進めてほしいということをして市のほうから調査の依頼というか、それを要望していただけないかと思います。これが第1の質問です。

それから、漁業振興についてです。質問が多くなりますので早くしたいと思いますが、漁業振興については、水俣市漁業協同組合の参事さん、それから水俣市漁業協同組合の中の方々、そして市の方々も大変御苦労をされているということで、いろんな方からお話を聞きました。水俣の自然海岸というのは、前質問をいたしまして50%ぐらいだということで、まずは干潟の回復ということができるかということをする方、それから生活排水とか農薬、それがやっぱり海を汚染しているのではないかという意見を持たれている方、そしてプラスチックごみですね。きょうも朝から海洋でのプラスチックごみのことを言っていましたけれども、これはお聞きしましたら、プラスチックごみを潜水をして、ことしから来年にかけてはごみを取って、海をきれいにしていきたいと思っているということもお聞きしました。とてもいろんなことに取り組んでおられるということで、評価をしたいというふうに思います。

ここで思いますのは、やはり大きく思うのは、森でできる水がやっぱり今は枯渇しているということで、栄養豊かな水が不知火海に流れ込んでいかないと、海はまず回復してこないんじゃないかということで、その点でもいろいろな海藻の森づくりだとか、さまざまやっておられますけれども、そこに力を入れていただきたいことと、もう一度、水俣市民に向けて、私も石けん運動を長くしてきたんですが、台所と海がつながっているということを改めて意識するようなことを啓蒙していただけないかという、これは要望にしておきたいと思います。

そして、ここで質問をします。

今、漁獲量の減少には、もう1つ乱獲があるのではないかということをお聞きしていますけれども、このことで県などの規制はどのようになっているのかというのを2番目の質問にしたいと思います。

それともう1つあります。水俣市漁業協同組合のほうで、今度加工場を持って加工をしたいということなんですけれども、私は水俣市はやはりいろんな問題を抱えているからこそ、安心・安全なものを販売するという視点で、この加工場をそのような方向でいけないかと。よく道の駅などで、そういう海産物を見ると添加物がいっぱい入っているのがあるんですけども、私も青さのつくだ煮とか自分で個人的につくって、6カ月でも7カ月でも添加物を入れないでももちますので、自信を持って安心・安全なものを販売するようになっていただけないかという3つのことをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 質問にお答えしたいと思います。3点あったというふうに思います。

1つは水俣湾埋立地についてであります。

今、昭和34年、44年、45年、46年、4回県のほうでやられて、その後はやられてないのではないかということでございました。これは、まず現在どのような調査をされているのか県にお聞きして、このような要望等があったということは県のほうに私のほうから伝えていきたいというふうに思っております。

それと、漁業関係につきまして、乱獲の規制についてはどうなっているかということでございますが、水俣市漁業協同組合にちょっと問い合わせたところ、熊本県下全体では、毎月の第2土曜日が休漁日。イワシ機船船引き網につきましては、八代海内では第4火曜日も休漁日としているというふうに確認をしております。

熊本県の条例におきましては、熊本県漁業調整規則というものがあまして、例えばタイは5センチメートル以下はとってはいけない。マダコは100グラム以下は禁止されているということです。漁具の規制がありまして、魚の産卵時期はとってはいけない。この海域ではとってはいけない、採取の規制がかけられているというふうに聞いております。そして、そういった違反につきましては罰金、懲役等もあるというふうに聞いております。

今後、水俣市漁業協同組合におきましても理事会等で違反をしないように呼びかけるとともに、周辺漁業協同組合との漁獲調整を協議する機関であります、海区漁業調整委員会で強く要望していただく必要があるというふうに考えております。

それと、最後の加工品の安心・安全なものですけれども、これは水俣で売るといものにつきましては、今、お茶でも野菜でも何でもですけど、やっぱり安心・安全が売りだというふうに思います。当然、こういった魚の加工品につきましても、安心・安全なもので添加物を使わないのがいいというふうに思っております。ぜひ、そういったものを推進していただきたいと思っておりますし、ちょっと聞きましたら、現在では添加物等を余り使わずに、塩等のみで加工してつくっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

水俣湾埋立地の水銀の特定については答弁いただきました。そして、もう1つは護岸の検討委員会があったんですけども、これについて情報公開をしていただきたいという市民の願いがありました。これについては市のほうからも情報をいただきましたので、私ども感謝したいと思っております。

それから、ぜひ今申し上げたように水銀については、やはり回収をして、無害化の方向で考えていただくということを、これは要望にしたいと思います。

最後に、漁業の後継者なんです。私が申し上げるのはあれなんです、漁業でどうしても自分の息子とか娘とかそういうふうなところで考えがちなんですけれども、やはり今度、水俣環境アカデミアが開設したり、地域おこし隊の募集もしますので、稼げる漁業ということで若い人たちにぜひ参加してもらって、アイデアを出してもらいながら、この分野に従事してもらえるようにしていただけないかというふうに思いまして、最後の質問にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 新規のそういった漁業関係につかれる方をどう支援するかということでもろしいですかね。

漁業も農業もなかなか所得が上がらずに、そういう新規の方が就業される方が少ないというふうに認識しております。その中でもやっぱり漁業で今、水俣のこの地域でやりたいという方がいらっしゃったら、やる気のある方がいらっしゃいましたら、補助金等が県等にあるというふうに聞いておりまして、そういったものを活用して支援をしていきたいというふうに思います。

そして、やっぱり稼げる漁業ができる、そういった確立をする私たちはお手伝いをするのも、1つの大きな役割だというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、第3次水俣市男女共同参画計画について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、第3次水俣市男女共同参画計画について順次お答えします。

まず、水俣市の審議会、委員会等への女性の登用率は増加しているのかとの御質問にお答えします。

審議会、委員会等への女性の登用率について、平成25年度の調査結果を申し上げますと、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用率は17.6%でした。そこで、特に女性の登用率が低い審議会・委員会等について、女性の登用目標を立て、委員改選時にそれぞれの目標が達成できるよう取り組んだ結果、平成27年3月末の登用率については、20.2%と上昇しているところです。

次に、仕事と家庭を両立させる上での問題点をどのように考えているのかとの御質問についてお答えします。

平成26年度に実施しました市民意識調査によりますと、家事・育児・介護などの負担が女性に偏っていると感じている市民が60.5%、事業所内に家庭のことで休みを取りにくい雰囲気があると感じている市民が57.2%と数多くいらっしゃるようになりました。本市においては、男性の家庭生活への参画の促進や、働きやすい環境整備への意識啓発等の取り組みが重要であると考えております。そのため、企業・事業所への情報提供や、男女共同参画に関する講演会を開催し、

意識啓発に努めております。

次に、平成26年5月に実施された水俣市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査では、平等であるという比率が一番低かったのは社会通念、慣習、しきたりと政治の場あるが、このことについてどのように考え、対策を考えていくのかとの御質問についてお答えします。

性別にかかわらず、お互いを尊重し、男女共同参画への理解を深め、意識改革を行っていくには地道な啓発活動と教育が重要であると考えております。

そこで、本市においては、男女共同参画に関する企業向けセミナー開催案内やアドバイザー派遣等の企業・事業所への周知、講演会の開催等の啓発活動を行っております。

教育に関しては、小学校低学年から男女仲よく、相手の立場を思いやり、互いに認め合い、力を合わせるといった男女共同参画に関する意識づけを行い、中学生になると、人権教育の一環として男女共同参画に関する問題等のセミナーを行っております。

ただし、啓発活動については、一朝一夕に成果があらわれるものではありませんので、継続的に実施していかなければならないと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。第2の質問に入ります。

女性の登用推進ということですが、ちょっと比較するという意味で、平成26年度の熊本県が実施した男女共同参画施策の実施の中身を申し上げます。

まず、水俣に関係あることで申し上げますと、地域における民生委員・児童委員の割合は61.2%ですね。これは水俣は30%台です。次に、自治会長が2.6%、PTA会長の女性の占める割合は7.3%、農業委員は8.3%です。残念ながら、水俣市は自治会長、PTA会長、農業委員に全く女性がおりません。いろいろと理由はあると思うんですけれども、1つは地域、生活の場で平等感がないというのがちょっと反映しているのではないかなというのでも思っていて、さまざまな方に御意見を聞きました。ちょっと言われたことの中に、女性のほうが結構遠慮しているというか、言葉が余りよくないかもしれませんけれども、楽をしたいと思っているということもあるんじゃないかなというふうなこともありまして、そこで、第1の質問です。実際に県内で農業委員だとかPTA会長さんとかをされている女性がおられると思うんですけれども、ぜひこういう方を呼んでいただいて、講演会や交流会をしていただくようなことを考えていただけないかということをもまず第1の質問にしたいと思います。

それと、ワークライフバランスの推進ということで、国が大変進めようとしていることなんですけれども、仕事と家庭の両立ということで、もう簡単に質問をいたします。視点を変えて、男性のほうにぜひ職場の中でのこととかいろんなことをアンケートをとって聞いていただけないかと思うんです。女性はもう困っていることはよくわかるんです。だけれども、男性がなぜそこに

向かえないかという事情はあると思いますので、家庭のことを顧みていただきたいために、ぜひ男性のほうにアンケートをとっていただけないかというふうに思います。

以上の2点、よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） まず第1点目、実際に活躍なさっている女性の方を講師に迎えてはどうかという点なんですけど、これにつきましては、講演会の講師の選考の際に考慮させていただきたいと考えております。

第2点目のアンケート、男性にアンケートをとってみてはどうかということで、まずは市全体ではなくて、庁内あたりから議員のおっしゃった庁内アンケートの男性だけのアンケートについては、ちょっと実施を検討してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 これも簡単に質問をします。

私は、市役所は一番市内の企業とかいろんなところにとって理想のところといいますか、市民に寄り添う場所だと思っていますので、この市役所の中で具体的に育児のための時間、介護のための時間がとれるような仕組みになっているのかということをお尋ねします。

そして、最後にもう1つの質問ですが、女性議員は今16人中2人しかおりません。政治の場に多くの女性が立候補してほしいと思いますので、ぜひ、もしよければ女性議会をまた考えていただけないかというふうに思います。この2つをお願いします。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 最初の御質問について、まず制度面について御説明します。

制度面では、育児休業、介護休暇、特別休暇として、子の看護休暇、短期介護休暇が整備されています。平成26年度の市役所内の取得状況なんですけど、育児休業については、女性4名、男性はゼロでした。介護休暇については男女ともゼロ、子の看護休暇については女性16名で、男性が18名でした。短期介護休暇については女性8名、男性2名です。

2番目の御質問、女性会議の開催についてなんですけど、女性が政治に関心を持つための手段の1つとして検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について答弁を求めます。本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、川内原子力発電所再稼働後の水俣市の対応について順次お答えい

たします。

まず、鹿児島県知事は、12月20日に原子力防災訓練をすると発表したが、水俣市にその内容は伝えられているのかとの御質問にお答えいたします。

出水市に確認しましたところ、鹿児島県が行う川内原子力発電所の重大事故を想定した防災訓練については、12月20日日曜日に実施され、全体訓練のほか原子力施設から30キロメートル圏内に位置する9市町が個別訓練を行うと返事があります。

また、出水市における個別訓練について水俣市の役割をお尋ねしたところ、詳細が決まり次第連絡するが、今回は水俣市への避難訓練等は予定していないとの返事でした。

次に、9月議会の答弁では、原子力防災については県と2市2町で十分検討するとのことであったが、その後どうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

県・関係4市町対策推進会議の事務局である県に、安定ヨウ素剤の事前備蓄、防護服及び線量計等の資機材の事前配備のための国等への要望について、現時点での県の考えについて確認いたしております。

県からは、原子力災害対策指針において、30キロメートル圏外地域においては、必要に応じて屋内退避を実施することとされたこと。また、同指針は原子力規制委員会が国際的な防護対策の議論を踏まえ、専門的な知見に基づき策定されたものであり、現段階においては示された防護対策で問題ないと考えており、国に対して安定ヨウ素剤や防護服等の資機材の事前配布を要望することは現時点では考えていないとの回答があります。

次に、九州電力への説明会の要望はどのようになっているのかとの御質問についてお答えいたします。

8月上旬、市長が九州電力に対して、住民説明会の開催を再要望した件について、10月中旬、九州電力から回答がありました。

九州電力からは、今後も社の方針であるフェイス・ツー・フェイスのスタンスで対応していくので、住民説明会は開催しない旨の回答があります。その際、改めて市長から、あらゆる立場の任意団体について対応してもらうよう再々要望を行っております。この要望に対し、11月下旬、九州電力からこの再々要望した内容については、要望があれば、要望団体と連絡・調整を行い、説明会を開催するかしないかを決定するとの連絡をいただいております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、第2の質問に入ります。

11月下旬にもこれは私も存じ上げませんでしたけれども、市長のほうから九州電力に御連絡をいただいたということで、今答弁にもありましたように要望団体と連絡調整を行い、説明会を開

催してもいいという、変則的ではありますけれども、そういう回答を九州電力からいただいたということで、まずは市長にお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、11月末に鹿児島県の原子力安全対策課に連絡をいたしました。といたしますのが、出水市のほうに聞いても全く様子がわからなかったものですから、12月20日に原子力防災訓練をすることですけれども、どんな訓練かというふうに聞きました。それによりますと、事故時、モニタリングの結果によるので、一斉に避難するということは考えにくい。段階的にということでおのこの独自で防災訓練やってほしいという、はっきり言いまして、ちょっと無責任ではないかというような回答をもらいました。モニタリング次第ということになりますと、もうどのようになるかわからないということですね。

鹿児島県のほうでは、そのとき機械が機能しなかったという、モニタリングのそういう状況もあったというふうにちょっとお聞きしておりますけれども、そのような中で、防災協定を結んでいる出水市がそれを受けとめ、どのような防災訓練をされるのかというのは、根本的な水俣に関係するようなことはなさらないだろうなというふうに思います。

そこでやっぱり最も市民が心配しているのは、過酷事故の折の防災対策と思いますので、前から要望しておりますように市民との防災計画についての協議会だとか、市民共同で話し合う場を設定するように重ねてお願いしたいと思います。これは市民の皆さんとともに要望しておりますが、まだ実現をしておりますので、お願いしたいと思います。

第2の質問なんですが、熊本県の危機管理防災課にも連絡をいたしましたが、今答弁にありましたように、県は40キロメートルから50キロメートル圏内の水俣市には安定ヨウ素剤、防護服などは考えていないという、そういう見解を持っておられるんですけれども、この見解の中で一緒に国に要望しても、私どもの思っていることが通じるのかというのがまずあると思うんです。

このところでは、きちんと前から言うておりますように福島県の飯舘村と同じ距離になりますので、安定ヨウ素剤、防護服はやはり備える必要があるのではないかと思います。まずは意識の違いといいますか、認識の違いを県と埋めていただいて、水俣市は一番鹿児島に近いまちでございますので、この2市4町と県をリードするというような気持ちで国に対して要望を出していただくようお願いをしたいと思います。これが第2の質問です。

○議長（福田 齊君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、2点の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

市民のお考えをお聞きするというのは当然のことでございますので、その話し合いの場を持つことについては、やぶさかではございません。ただ、いろいろな方法、人数が多いとか、その辺もいろいろ協議をさせていただかないと、なかなか先に進みにくいのかなという面もございません。その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、県等に説明を行って、国への要望ということでございますけれども、今までも申し上げてきておりますが、当然、安定ヨウ素剤等につきましては、国が責任を持つべきだという立場は変わりませんし、今後も引き続き県等と協議していきたいと思っております。おっしゃいますように、なかなか考え方の差というのもございますので、その辺は水俣の状況というか、そういうものをお話ししながら進めていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 10月21日に議会報告会をしております。古賀町でしたんですけれども、そのときに来られた方が、川内原子力発電所再稼働後のことについて意見がありますということで、出水市との防災協定はどうなっているのかとか、各地区での受け入れなどの中身がよくわからないということ。また、水俣市は逃げんばいかんとじゃなかいやというふうな意見も言われまして、やはり独自に避難計画をつくる必要があるのではないかということを、市民の方々もやはり強く思っておられるというのを感じました。

それで、これは本当に、要望で今回は終わりたいと思うんですけれども、ぜひ何よりも川内原子力発電所の過酷事故を想定した独自の避難計画というのを、市民と議会、一緒になってつくっていく必要があるのではないかと思いますので、これは要望としてお願いをしたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、10月から小中学校で実施されているフッ化物洗口について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、10月から小・中学校で実施されているフッ化物洗口について順次お答えします。

まず、10月24日熊本日日新聞にフッ化物洗口効果ありという記事が載り、記事の中で県健康福祉部は、かつては健康に有害との指摘もあったが、学術上の賛否の論争はないと話したとあったが、この記事について、市はどのような見解を持たれるかとの御質問にお答えします。

記事の内容は、2014年度の宇城保健所圏域の12歳児1人当たりの虫歯の本数が0.89本と、県内で唯一、全国平均の1.00本を下回り、その要因の1つが未就学時期からのフッ化物洗口の習慣化であるとの内容でした。

ちなみに熊本県健康福祉部が公表しております平成26年度熊本県の歯科保健の現状、熊本県歯科保健状況調査報告によりますと、本市の12歳児1人当たりの虫歯の本数は1.87本と、全国平均を大きく上回っております。本市では、本年10月からフッ化物洗口を市内小・中学校において一斉に開始したところですが、効果があらわれるとされる2年後、3年後の数値に期待をしているところです。

今回の熊本日日新聞の記事の中で、熊本県健康福祉部が新聞社の取材に対し、学術上の賛否の論争はないとの発言があったことについては、本市は見解を述べる立場にはありませんが、フッ化物洗口そのものに対して、医師や歯科医師、学者等の中には否定的な見解を持った方々もおられ、書籍やインターネット等を通じて、意見を発信していることについては承知をしているところ です。

次に、9月25日、市教育委員会に対し、水俣市における学校での集団フッ化物洗口の実施の見直しを求める要望書が市民より提出されたが、この内容はどのような中身であったかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の要望書につきましては、9月25日に市民3名の方が教育委員会にお見えになり、連名で提出されました。

要望書の内容としましては、安全性の問題として、厚生労働省や熊本県、熊本県教育委員会、熊本県歯科医師会は安全と言うが、個々の専門家からは多くの問題が指摘されているため、慎重に対応してほしいということ。学校で行うことについての疑問としては、虫歯の問題は最優先の健康課題ではなく、各家庭でできるものであること、学校で医薬品を口にさせることへの懸念、先生方の負担感が増すことによる影響等に対する不安が払拭されないこと。このようなことからフッ化物洗口の実施について見直しを要望されるものでした。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

第2の質問に入りますが、ここにフッ素研究という本がございます。私は熊本日日新聞の記事を読みまして、やはり改めてきちんと議員としては勉強をし直さなければいけないのじゃないかと思ひまして、前からしておりましたが、フッ素研究会のほうに連絡をいたしました。

そこで、熊本県の健康福祉部のほうは、学術上の賛否の論争はないというふうに言っているんですけども、これはフッ素研究は34号、毎年行っておられますので、34年間、ずっとこの世界中からのいろいろな文献だとかそういうことを翻訳したり、国内でのさまざまな研究、そういったものを持ち寄って、毎年研究をされているというところです。

それで、ことしなんですけれども、ことしの研究ではこういう見出しがついております。

フッ素入り歯磨き材及びフッ素洗口の飲み込みによる血清中フッ素濃度から推定したフッ素の発がん性、これは歯科医の先生が発表されました。また、米国はフッ素化濃度を下げることがを勧告、そしてもう1つは、イギリスの研究論文を翻訳したものがあります。水道水のフッ素化で甲状腺機能低下症が増加しているというイギリスの研究論文です。そして、製糖企業が虫歯予防のフッ素化政策に関与しているという内容、またちょっと自分の歯をさわってみたりする方もおられるかもしれませんが、フッ素はインプラントを腐食するなどです。

そして、実際にフッ素研究会の事務局長の方にお電話をして、熊本県のほうでは現在、学術上の論争はないということを言っているんですがというふうに申し上げましたら、とんでもないということでした。フッ素の問題では一層のリスクも含め、フッ素の有害性が明らかになっています。

なぜ、リスクを論議しないのかというと、日本歯科医師会とか日本歯科医学会や業界団体の中でリスクを無視しているだけだということの回答が来ました。そしてまたそのときおっしゃったのは、アメリカ、それからヨーロッパ、そちらのほうでは、もうフッ素入りの歯磨き材をフリー、フッ素フリーというのがだんだん主流になってきているということです。水道水の中にフッ素を入れるということも、今はもうしないというところがふえているわけなんですけれども、ということで、そんなことをお聞きしまして、ちょっとここは長くなって申しわけないんですが、もう少し話します。

その上で、熊本県のほうに学術上の賛否の論争はないということでは言われましたけれども、その中身はどういうことですかというふうに聞きますと、厚生労働省がもちろん認めているということと、WHOでは3回にわたり安全性に問題がないということを行っているんですよ。そしてまた、日本歯科医師会とか学術的な学会でも論争がないということで、私ども熊本県のほうは推奨しているというふうにおっしゃいました。

1つ、WHOの問題なんですけれども、WHOの専門委員会の報告書というのがございまして、この中に1994年ですが、6歳未満の子どもは、フッ素洗口液を飲み込む危険性があるので処方しない、歯のフッ素症のリスクがあるかもしれないので、禁忌、処方しないという結論を出しています。それと米国のほうでは、6歳未満の子どもに処方する場合は、歯のフッ素症が生じるかもしれないので医師の診察が必要ということも指摘しています。

また、WHOはこんなことも指摘してまして、学校におけるフッ化物洗口は、う蝕、つまり歯が悪くなる虫歯が出るということなんですけれども、中等度または重度である場合において実施されるべきものであるということを書いているということです。

厚生労働省は、学会とかWHOの見解を盾にして推奨しているということなんですけれども、中身は本当にこんなことでありまして、自分たちの都合のいいようにとっているのではないかとというふうに私は感想を持ちました。

それで、水俣市は、もう現場のほうで子どもたちがうがいをぶくぶくしているわけなんです。ぜひここで考えていただきたいのは、学校現場のほうでは、内服薬とか消毒薬とか、シップ、そういうのも子どもたちの個体の状況に応じて、もう本当に慎重になって使ったり使わなかったりしておられるわけなんですけれども、子どものそういういろんなことを調査をしないというままで、フッ化物洗口をされているわけなんですけれども、これについては本当に認めていいものなのかど

うかということ、改めて1番目に聞きたいと思います。

そして、もう1つあります。

水俣市の実施に当たって、熊本県のほうからの条例ということで推奨されているわけなんです。全国には、例えば徳島県は条例はあるけれども、地域の自治体では何も実施していない、それから長崎県とかは実施率が12%ぐらいだということで、地域のほうで独自に考えて行う、行わないを決めておられると思うんですが、市民のほうから見直しの要望が出る中で、今からでも遅くありませんので、ぜひ実施に当たっては、見直しの方向で議論を進めていただけないかということ、この2つを第2の質問にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 2つほど御質問いただきましたけれども、子どもの個別の特性を調査しない中で、フッ化物洗口を認めてよいのかというお尋ねであったかと思いますが、児童・生徒の歯の健康増進に有効な1つの方法として行うフッ化物洗口でありますので、これは決して強制的に行うものではございません。児童・生徒のそれぞれの特性を一番把握しておられる保護者の同意を得た上で行うということでございます。そのため、全児童・生徒の個別の特性を現在調査するという事は考えておりません。

それから、熊本県では条例に基づいて推奨しているけれども、全国的には実施はそれぞれの自治体で決めていると、市民要望にもあったように、見直しの方向で議論はということですが、フッ化物洗口は、先ほどございましたように厚生労働省、熊本県、それから熊本県歯科医師会等も安全性、虫歯予防効果について認めており、県と熊本県教育委員会は、県内全ての公立小中学校において実施する方向性を打ち出し、推進をしているところでございます。本市としましても、歯のブラッシングあるいは甘味制限とともに実施することで、子どもたちの歯の健康増進につながるものと考えております。

このたび、フッ化物洗口の実施に伴い、一部の市民から要望が提出されたことは事実ですが、フッ化物洗口に御同意いただいた児童・生徒の保護者も約9割ほどおられます。本市としましては、安全に実施ができるよう注意を払いながら事業を推進していきたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問に入りますけれども、まず、お聞きしましたら88%の保護者が同意をされたということなんですけれども、フッ化物洗口のうがい薬のところに、これを処方すると、このような副作用が出るかもしれないということがございますよね。そのことを保護者は御存じであるのかということ、それを知った上で同意を求められているのかということに、私は大変疑問を持っております。保護者に対しては、さまざまな形でよい悪いの情報公開をきちんとした上

で、そして了承をとるべきだというふうに思います。そのことをまず申し上げたいと思います。

それと、虫歯が減ったという論調が今まかり通っているようなんですけれども、日本むし歯予防フッ素推進会議の資料、これは教育長にもお見せしましたけれども、東京とか関東方面では実施していないところが多いんです。実施している地域としてない地域の虫歯の本数ということは、そのグラフがあるんですけれども、無関係であるということがわかります。

そこで、薬物を入れるというよりも、むしろ子どもの体全体の健康も含めて考えた場合には、まず甘いものをとり過ぎないこと、それから、歯や体全体によい食べ物を積極的に与える、また歯磨きの習慣があるのか、また定期的に歯医者で早期治療をしているかということ。そのような生活全般にわたる指導ということのほうが、私はこのような薬物を使ってしまうよりも、教育的にも優位ではないかというふうに思いますので、このことをまず1つ質問します。

そして、これは要望というか私の意見ですけれども、水俣というところは水俣の教訓、やはり何と言っても化学物質とか薬害、そのようなことに対して一番慎重にならなければならない地域ではないかと思っています。取り返しのつかない病を経験しましたので、子どもたちには水俣だからこそ健康であってほしい、そう願いますので、リスクのあるものは教育現場からやはり遠ざけていただけないかというふうに思います。これは意見で終わります。

○議長（福田 斉君） 藤本議員、質問の事項は何項目だったですか、1つだけですな。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 私どもの手元には熊本県の報告をいただいているわけですが、県下各学校における歯磨き指導であったり、これはもう従来から行っております。それと食生活にかかわる全般的な保健指導、そういったことで子どもの虫歯数は、以前に比べて減少傾向にあるというデータをちょっといただいているわけですが、藤本議員が申されますとおり、虫歯予防は歯磨きだけでは不十分かなと。甘味制限をやるとか、従来のそういった指導に加えて、このフッ化物洗口というものを、歯の資質を強くするという意味では効果があるのではないかなということで受けとめております。

学校全体で行うことで各家庭ではできない部分、ある意味子どもたちにとって習慣化できるという1つのこともございますし、自分の健康というか、歯は自分で守るんだという、そういった意識もつくんでないかなと思っております。

そういうことで教育的にも効果があるというぐあいに考えておりますので、当面10月から始めましたので、推移を見守りながら対応してまいりたいと思います。

確かに言われるとおり、水俣という地であって、1つのこの事業に取り組む中で、私たちが一番気をつけなければいけないのは、そういったいろんなもろもろのことに対して、一番慎重にならざるを得ない、ならなければいけないんじゃないかなという認識は持っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 おはようございます。

政進クラブの中村幸治です。

1年が過ぎるのは早いもので、年の初めの正月が目の前に迫っています。それぞれの御家庭で楽しい正月を迎えられることを願います。

それでは質問に入りたいと思います。執行部の明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、水俣環境アカデミアについて質問をいたします。

水俣市は最初、環境大学誘致の検討をしましたが、大学誘致はなかなか難しい。次に、大学生が環境について水俣で学び、単位を取れる制度づくり、そして今進められている水俣環境アカデミアに行きつきました。9月議会で、谷口眞次議員が一般質問をされ、そのやりとりを何度か読みました。しかし、私の中には、はっきりした水俣環境アカデミア構想が見えてきませんので、次の質問をしたいと思います。

①、9月の一般質問の中で、その取り組みとして、1つ目、大学などの研究活動の促進、2つ目、教育活動の促進、3つ目、地域活性化の促進、4つ目、教育・研究活動の受け入れ、誘致を行う基盤づくりと、4つの項目を答弁されたが、具体的に何をするのかお聞きします。

②、施設運営協議会を設立するとなっているが、内容はどのようなものか。

③、この事業による流入人口予想をどのように捉えているのか。

④、改修工事はスケジュールどおりにいっているのか。

⑤、平成28年4月下旬に開始できるのか。運営開始に当たっての問題点はないのか。

⑥、みなまた環境テクノセンターとの関係をどのように考えているのか。

以上6点を質問いたします。

次に、自治会について質問いたします。

自治会については今までに何度も質問をしています。区長制度から自治会制度へ移行してから約10年近くなります。私はいつも申していますが、地域がまとまってこそ水俣市の将来があると

思っています。そこで質問いたします。

- ①、各自治会が抱えている課題をどう捉えているのか。
- ②、行政幹部と自治会長代表委員との懇談会が行われたが、何を議論されたのか。
- ③、自立した地域活動が行える自治会活動とはどのようなものか。
- ④、自治会の適正規模あるいは組織形態をどのように考えているのか。

以上4点を質問いたします。

次に、農業用水路について質問いたします。

この質問は、先日行われました農業委員会と議員との懇談会の中で、ある農業委員が自分の地域の農業用水路の現状について訴えられました。私も農業用水路については興味がありますので、次の質問をいたします。

- ①、当市に農業用水路はどれだけあるのか。
- ②、農業用水路の維持・管理の問題点をどのように捉えているのか。
- ③、農業用水路を維持していくために、市として現時点で何ができるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアについては私から、自治会については総務企画部長から、農業用水路については産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、水俣環境アカデミアについて、順次お答えをいたします。

まず、9月の一般質問の中で、その取り組みとして、1つ目、大学などの研究活動の促進、2つ目、教育活動の促進、3つ目、地域活性化の促進、4つ目、教育・研究活動の受け入れ、誘致を行う基盤づくりと、4つの項目を答弁されたが、具体的に何をするのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアとは、高等教育・研究及び産学官民連携の拠点ではありますが、取り組みの1つ目として掲げている大学などの研究活動の促進については、研究テーマを特定せず、水俣が有する地域課題の解決も含めた研究活動を誘致するということでもあります。

具体的には、慶應義塾大学とともにICT、いわゆる情報通信技術を活用し、医療機関などと連携した健康な地域づくりに関する研究を来年度から具体的に進めてまいります。また、九州大学とは、地域の政策や活動を定量的に評価するための新たな評価基準の開発についての研究も行います。さらに、熊本大学とも連携し、商品開発や産業育成に関する研究も行うこととしており

ます。その他の研究活動についても、来年度以降の取り組みを充実させているところであります。

これらの研究活動を進めていただくに当たって、大学などをお願いしていることは、地域の課題や実情をしっかりと理解していただき、その活動の成果を地域に還元するということであります。具体的には、市内各所に積極的に足を運んでいただき、地域の方々と会話をしながら、研究計画を立てていただくようお願いしております。このように、地域と密接に結びつきながら研究を進めるお手伝いをするのが、水俣環境アカデミアの大きな役割の1つだと考えております。

2つ目、教育活動の促進を挙げています。

まず、大学の協力を得ながら、水俣環境アカデミア独自の講義カリキュラムを作成し、講師については、大学の先生方だけではなく、地域の方にも講師になっていただく予定であります。また、水俣環境アカデミア施設において実施する講義を中心としながら、より広く水俣のことを発信するために、インターネットを活用した遠隔講義を行います。遠隔講義については今年度当初から、実験的に慶應義塾大学の単位認定の講義として導入していただいております。市の職員や地域の方々に協力していただき、これまで計9回の講義を実施いたしました。来年の2月ごろには受講生が水俣に直接足を運び、研究を深めることとしています。

このように教育活動の促進を図ることによって、まずは、水俣の経験や取り組みについて知ってもらい、関心を持っていただくことが重要だと考えています。そして、具体的な研究活動などに結びつけてもらうための働きかけをあわせて行います。

3つ目の取り組みに掲げている地域の活性化の促進についてお答えをいたします。

1つに、より豊かな教育環境を提供するお手伝いをいたします。現在、水俣高校と話を進めておりますが、慶應義塾大学や国立水俣病総合研究センターなどと連携し、大学の先生方が高校生に対して講座を実施することや、研究活動の一端を高校生に担ってもらうことなどを考えており、早い段階から水俣において質の高い学びを受けることができる環境を整えます。知的好奇心を満たす魅力的な教育環境を整えることにより、多くの若い方々が水俣市に残り、あるいは水俣に帰ってきていただけるようにしたいと考えております。

さらに、来年度以降は、事業者向けのワークショップや、事業案コンテストを水俣で開催し、水俣にとって必要な起業家の育成やベンチャー企業の支援、大学の技術支援などによる市内事業者の育成なども行う予定としております。

このような取り組みを進め、より多くの若い方々が水俣市で活躍できるまちづくりの一端を水俣環境アカデミアに担わせたいと考えております。

取り組みの4つ目に挙げておりますのは、教育研究活動の受け入れ、誘致を行う基盤づくりであります。水俣病資料館や国立水俣病総合研究センターなどの関係機関と連携し、教育・研究活動を充実させるための資料の収集・整理・保管・公開のあり方を構築してまいります。

また、水俣環境アカデミアの活動をホームページやイベント、報道、書籍などの媒体を活用して、国内外に発信をいたします。水俣環境アカデミアの活動を広く周知することによって、市民の方々に理解を深めていただき、また、一人でも多くの方が水俣に関心を持っていただけるようにします。さらに、台湾の南榮科技大学との具体的な連携を進めるとともに、国際的な関係づくりも積極的に行いたいというふうに思っております。

これまで述べたことを、より具体化するとともに、より内容を充実させ、取り組み内容をしっかりと市民の皆様にお伝えをし、さらに、一緒になって取り組むことにより、皆様にとって身近な存在である水俣環境アカデミアを目指します。

次に、施設運営協議会を設立するとなっているが、内容はどのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアは、まずは、水俣市が直轄で運営してまいります。そこで、運営体制として、大きく3つの組織を構成する予定であります。

まずは、水俣環境アカデミアの具体的な事業戦略の立案や実行などを担う戦略立案部門を設置します。水俣環境アカデミアは、大学を中心として、企業などとも連携を図るため、まずは、高度な専門性を有し、かつ幅広い人脈を有する大学関係者を中心とした皆様に、戦略立案部門を担っていただく予定であります。もちろん、市内関係者にも加わっていただきたいと思っております。

次に、地域課題の解決、そして、世界への貢献という水俣環境アカデミアの本来の目的に沿った活動が行われているかということをしかりと監督してもらうために、中立的な外部組織である監督部門を設けます。それぞれの組織の名称については検討中でありますので、お伝えしている施設運営協議会も仮称ではありますが、この協議会は、監督部門に当たります。

水俣環境アカデミアの運営にとって監督部門は重要な組織であります。具体的に何をするのかと申しますと、水俣環境アカデミアの事業計画や予算・決算などを確認していただき、水俣地域の活性化に資する活動が行われているのかということ、市民の皆様の目線でしっかりと議論してもらいます。

そこで議論された内容を戦略立案部門に還元し、水俣環境アカデミアが地域にとってより有益な存在になるように育てていきたいと思っております。この監督部門には、広く市民の皆様がメンバーになっていただくことを想定しております。

そして、施設の運営・管理や庶務などを担う事務局を設置いたします。

以上のように、戦略立案部門、監督部門、事務局の大きく3つの組織で、水俣環境アカデミアを運営してまいります。

次に、この事業による流入人口予想をどのように捉えているのかとの御質問にお答えをいたし

ます。

これまでの受け入れ実績を見ると、研究者や大学生が本市に訪問する形として、1カ月以上の長期的な滞在から1週間未満の短期的な滞在までさまざまであります。長期的な滞在の場合は5名程度で、短期的な滞在の場合は多くて50名程度の訪問がありました。また、受け入れ数の季節による大きな変動はなく、例年、市がかかわっているものについては、年間300名程度となっております。次年度以降は、水俣環境アカデミアの設置により、より一層積極的な誘致を行うことができるため、これまで以上の流入人口が見込めるものと考えています。

さらに、市内の教育環境の整備や起業家育成、ベンチャー企業の誘致なども行うため、将来的には、流出人口の抑制、定住人口の増加にも貢献できるものと考えております。

次に、改修工事はスケジュールどおりにいっているのかとの御質問にお答えします。

水俣環境アカデミアについては、熊本県から旧熊本県立水俣高等学校・商業科実習棟を借り受けて、市民の皆様にもなじみの深い、南福寺の旧水俣高校の施設を再活用させていただくこととして整備を進めております。これまでに実施設計が完了し、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3件に分割の上、去る11月11日に市内業者3社との間に工事請負契約を締結して、既に改修工事に着手しております。

なお、当初のスケジュールでは、着工時期について8月と想定していたところではありますが、設計額の調整のほか、熊本県教育委員会との施設使用許可協議などに時間を要したことから、着工時期がずれ込んだものであります。なお、工期については平成28年3月上旬と設定しており、施設の運用開始時期につきましても、当初の予定どおり平成28年4月下旬という方針には変更はございません。

工事に関しては、現在、改修箇所の既存の内装の解体撤去作業等が進んでいるところであり、年明けにはエレベーター棟の鉄骨立ち上げとともに内装新設工事が始まり、3月までには施設の全容があらわれる予定となっております。

将来、全国からの多くの研究者、学生、企業がここに集い、市民の皆様を交えて互いに触れ合い、学び、世界に向けて発信する知の拠点にふさわしい施設の創造に向けて、鋭意整備を進めてまいります。

次に、平成28年4月下旬に開始できるのか。運営開始に当たっての問題点はないのかとの御質問にお答えをいたします。

改修工事などのハード面及びコンテンツづくりなどソフト面ともに、予定どおりに進んでおります。4月下旬には、皆様にお使いいただける環境を整備し終えて、供用を開始する予定となっております。

問題点としては、供用開始までに水俣環境アカデミアが何を目指して、具体的に何をするの

か。そして、水俣地域にどのようなメリットがあるのかということをもっと広く深く市民の方々に知っていただくという点が挙げられます。水俣環境アカデミアは、これまで議論のあった大学誘致や設立に関する市民の皆様の思いが詰まった、大変重要な取り組みであると考えております。しかし、今回、中村議員の御質問にありましたように、水俣環境アカデミアは何をするのかと疑問に思っている方が多くいらっしゃると思います。今後も積極的に情報発信し、市民の皆様に水俣環境アカデミアの活動を理解していただき、市民の皆様とともに作り上げる水俣環境アカデミアにしなければならないと考えております。

次に、みなまた環境テクノセンターとの関係をどのように考えているのかという御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアの役割の1つに、産学官民連携の促進があります。すなわち、大学や地域外の企業などの技術力や知識などと市内事業者のニーズを結びつけることで、商品開発や産業育成を行ったり、大学などと連携し、起業家の育成なども行うということが挙げられます。

そのような取り組みを進める上で、市内事業者の技術力やニーズなどを把握しながらみなまた環境テクノセンターとの連絡調整を図りながら、地域内外のマッチングを行う必要があると考えています。日ごろからの情報共有体制を構築し、綿密な連携を進めてまいります。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、今市長のほうから具体的な取り組みということでお聞きをしたんですけど、確かにそれだけやればすばらしいと思いましたが、私。本当にこれができるならば、将来の水俣として本当にすばらしいまちになっていくのかなという気がします。

ただ、何かいろんなことがいっぱいあり過ぎて、実際本当にそれができるんだろうかなという心配は、私はあるんですよ。

1つ質問なんですけど、まず水俣の現状の中で、今までみなまた環境塾とか環境まちづくり事業円卓会議、それと今言ったみなまた環境テクノセンター、それと国立水俣病総合研究センター、いろんなところがいろんなことをやってきているという、そういう経緯が確かにあります。

それで、今、市長の答弁されたそういう中身、本当にそれが水俣環境アカデミアとして、それだけのやっていける能力があるということを判断できるのかどうか、そこを1点だけ質問したいと思います。

それと、水俣環境アカデミアについて8月だったですか、私たち全員協議会で説明をたしか受けたと思います。そのときには、旧水俣高校の商業棟、あそこの改築関係の建設的なそういう説明が主だったというふうに思っています。私は、そのときに質問として運営費とか管理費、これはどれぐらいかかるんですかとお聞きをした経緯があるんですけど、その時点ではわかってな

かったということで答弁をいただきました。

それと、施設運営協議会の中で市長は、3つの取り組む部門をつくるということを答弁をされました。1つは水俣環境アカデミアの立案、戦略です。これは案をつくる部門ということなんですけど、実際これはどこがやるのか。もし大学の教授とかそういう方であるならば、水俣にしょっちゅうおられるわけじゃないんですよ。その部分が少しわかりませんでしたから、そのことについて若干少しお聞きをしたい。

それと、もう1つは事務局、当然これは事務局が必要ですので、水俣環境アカデミアの旧水俣高校の商業棟の施設、これはできるということはわかっています。その中に事務局としてセンター長というんですか、そこにトップを置いて、そしてその下に事務局という、そういう人たちを置くのかどうか、そこの体制がどうなるのか。それとスタッフ、そこのスタッフが何名ぐらい必要と思われているのか、その点を1つ質問したいと思います。

それと、次なんですけど、今議会に水俣環境アカデミアについての条例の提案をされています。その中に指定管理者による管理がうたってありますけど、今までに私たちには当分の間、総務企画部企画課がこれは運営をしますよということをお聞きしていますけど、現時点で一応条例が出ましたから、現時点で指定管理者へ移行するという考え方がまずあるのかどうか。それとその時期については、いつごろを考えられているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、水俣環境アカデミアには先ほど市長の答弁でありましたとおり、いろんな大学がかかわられて、大学生が水俣に足を運ばれるということで、答弁の中でたしか長期的には大学生が5名ぐらいと言われているんですかね。それと、短期的には50名ぐらいという答弁だったのかなと思いますけど、やはり大学生が水俣にそれだけ来ていただく、私はこれは本当にいいことかなというふうに思っております。そしてその若い大学生が水俣を好きになり、水俣のことを思って定住をしていただくと、そういうことになれば、ますますこれは水俣のためによろしいことかなというふうに思っています。

ただ、そこでちょっと自分なりに心配というか、それが1点あるんですけど、当然大学生であれば長期滞在とか短期滞在でもいいんですけど、宿泊施設の安いところでない、なかなか経済的にも大変じゃないかなというふうに思っております。そういう長期滞在、短期滞在でもいいんですけど、宿泊費が安くできる、そういう施設関係等は現在考えられているのか、もし考えられていなければ、何らかの策というのがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それと、施設運営協議会についてなんですけど、先ほどの答弁の中では監督部門ということで、予算とかいろんな施策について確認をするというようなことだったのかなというふうに思っていますけど、まず戦略部門があって、その戦略について施設運営協議会のほうにその提案をされるというような流れになるのかどうか。

そして、施設運営協議会としてそこを検討して、そこで承認をするという流れになるのかどうか、その流れが若干ちょっと見えてないもんですから、というのはここが一番重要な部分なんです。今まで市長が言われたいろんな事業、いろんなことについて、本当にそれがやれるかどうか、ここがしっかりしないと、それができていかないというふうに私は考えています。今までいろんな部門、いろんなことを見てきましたけど、やはりここがしっかりしてないからこそ、先に行かないという部分がありますから、施設運営協議会というところは、さっき言ったように外部のほうに協議員を一応推選していただいて、そしてその中で予算とかそういうのを決定していくのかどうか、そのところを1つ質問をしたいと思います。

それと、もう1つはみなまた環境テクノセンターについてですけど、これもここの協議というのは、確かに先ほどの市長の答弁では大切な部分かなというふうに思っております。

私たちがいただいた資料の中にもみなまた環境テクノセンターと関係機関との連携ということで、知財活用、知的と財産の促進ということをやっていますけど、みなまた環境テクノセンターは、現在は産業建設部の所管ということになっているはずなんです。だから、みなまた環境テクノセンターとの打ち合わせということになると、その部門である産業建設部との窓口という格好で打ち合わせをされていくのかどうか、その点を質問したいと思います。

以上、質問はそれだけですけど。

○議長（福田 齊君） 中村議員、質問の確認をいたします。7項目だったんですか。

ちょっと時間をとめてください。質問項目の確認をしたいと思います、執行部。6項目ですか、7つじゃないんですか。

答弁を求めます。西田市長。

○市長（西田弘志君） 今まとめて7点だったと、抜けていたらまた言うてください。

今までいろんなみなまた環境塾、環境大学、環境まちづくり事業円卓会議いろんなのをやったものが、今回水俣環境アカデミアに集中してできるのか、多分集約する形になるというふうに私は思っております。今まで私たちの先輩方がずっとやられたことを、最終的に水俣環境アカデミアに集めて、そしてそれを発信していくことが一番重要だと思っております。それが判断をしているというふうに思っていて結構です。

水俣環境アカデミアは、私が一番考えたのは、やっぱり教育の格差がどんどん広がっていくのが一番心配の1つでした。水俣高校1つになりました。都会にどんどん優秀な人は流れていく、結局年収の格差も学歴の格差になるような社会にどんどんなっていくのが、すごく心配なところがありました。その点をこういった水俣環境アカデミアを水俣につくることによりまして、まず水俣のそういったレベルを上げる、そして水俣高校も一緒に勉強を慶應義塾大学と連携結んだのも、これの布石であります。台湾の南榮科技大学と結んだのも、その布石であります。

やっぱり水俣の高校生にも、そういった一流の大学の勉強を学んでいただくようなところを、水俣環境アカデミアも担っていただきたいというに思っております。

わかっているところから言いますね。

それと、指定管理者の部分ですけれども、指定管理者は、現在は先ほど答弁したように、水俣市でまずやって、指定管理者にどこで移すかは済みませんが、今の時点でじゃ2年後やります、3年後やりますというのは予定しておりません。まずうちでやらさせていただくということです。

それと、宿泊施設の部分につきましては、これ一番最初に私たちもこれを立ち上げるときから、大学生が来たときにどぎゃんすつとという話がありました。もうやっぱり安い宿泊の施設を準備してやるのが一番いいんですけど、今はうちの手持ちの部分でそういったところは余りないと思います。ですから、安い宿泊の折衝ができるとか、最終的には予算等があれば、そういった宿泊のところも手だてができればというふうには思っております。

それと事務局の体制でありますけど、現在では事務局体制としては事務局長を1つ置いて、正職の職員を2名、そして嘱託を2名、計5名で事務局というのは運営をしたいというふうに現時点では思っております。

運営費につきましては、現在金額は見えているところは、管理費で4,000万円を予算で要求をしているところであります。

それと、監督部門、施設運営協議会、その辺の流れが一番大事というところ、やっぱりそこが大事だというふうに思います。

戦略立案の部分、これは大学の先生とか専門的な方を置いて、その中に市民の方も、余り人数は多くない形で戦略を練るところはつくっていききたいと思っております。それは市民の方もそこに入ればというふうな思いで、人選は済みませんが、今からやるところです。

監督の部分は市民の方々中心につくって、こういったものを要望するとか、その辺のすり合わせはもう少し今から人選をしながら、どういった役割かというのはもう少し詰めていききたいというふうに思っておりますけど、大まかには戦略・監督・事務、先ほど言いましたように、そんな形でやっていきたいというふうに思っております。

みなまた環境テクノセンターにつきましては、今どこが窓口か、産業建設部か水俣環境アカデミアかということですが、ここにつきましては、みなまた環境テクノセンターを活用したいというのは、先ほどから言いましたように、大学生だけじゃなくて企業家、インキュベーション機能というか、そういったところから産業界に出せるような研究とか人も育てたいというのも、もともとありますので、みなまた環境テクノセンターについては一緒にやっていきたい。その窓口については、どちらがどうというのは今のところは考えておりませんが、今後進めながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

まず、管理費は4,000万円ぐらいですね。これは、来年度予算に当然計上されるというふうなことで大体わかりました。

それと、施設運営協議会の件なんですけど、これは設立というのはいつごろになるんだろうかなと。それと、どれぐらいの人数を想定されているのか、もしわかっておれば答弁を願いたいと思います。

それと、できればこの水俣環境アカデミアの運営等に関しては、指定管理者というふうな条例を定められていますけど、できる限りやっぱり直営というか、直で運営されたほうがいいんじゃないかなというふうに、私はそういう考え方を持っています。そこのところはどうか質問をしたいと思います。

それと、みなまた環境テクノセンターとの打ち合わせということ、これは大事な部分だと思いますけど、まずみなまた環境テクノセンターの構成というか、これはまずみなまた環境テクノセンターは主体は市のほうということですね。これはだから、結果的に建物とかそういう部分については、水俣市がある程度責任があるのかなと。それと中身、要するに運営主体は株式会社みなまた環境テクノセンターというふうになっていますから、知的部分は株式会社みなまた環境テクノセンターになるのではないかなというふうに、私はそのようにちょっと認識しているものから、もし打ち合わせを本当に詳細にするということになるならば、その兼ね合いをちゃんと考えて、打ち合わせをしなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。その点を今後の打ち合わせとしてどう思われるのか、質問をしたいと思います。

それと、私この構想は、先ほども言いましたけど、水俣市にとって本当に大切なものだというふうに認識をしています。この質問をする前に、環境省から出向されている、この水俣環境アカデミー構想についての主力となる職員と話をさせていただきました。だから、私は本当にこれは水俣にとって必要なことだというふうに思って、今回は申しわけないんですけども、詳細な質問をして、少し明らかにしてもらいたいなということで質問をさせていただきました。

そのときに私は言ったんですけど、国から来ているその職員に言ったのは、水俣環境アカデミアについて箱物、事務所とかそういう、それは簡単にできます。ただその中身、何をするのか、そこがうまくいかないと、この事業はうまくいかないというふうに私は思っています。ということで、彼に言ったのは、あなたはこの水俣環境アカデミアが軌道に乗るまで水俣にいらっしゃるんですかと、これが一番大事なことなんですね。もし、彼が水俣から離れていったときに、後に残った職員なり、水俣市がそこについて行かなかったということになれば、この構想は何にもならないんじゃないかなというふうに私は思っているんです。そこで彼にそういう話をしました。

そこで質問なんですけど、環境省から派遣されている職員の期間、これは決定しているのかどうか。それと、国に帰るのはいつごろというふうに決まっているのかどうか質問したいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 4点ですね。答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 施設運営協議会、いつごろかということですが、施設運営協議会は監督部門ということで、市民の方を中心につくるところですけど、大体来年の4月が開校予定なので、今から人選してなので、年明けて早い段階ではやりたいと思っておりますし、大体その部門は10名ぐらいは必要かなというふうに思っております。戦略・立案の部門はもう少し絞って、監督部門、そこは10名ぐらいできればなというふうに考えております。

指定管理者につきましては、先ほどからやりとりありますように、まずは市でやる、先々ずっと市がやるか、また指定管理者にするか、やっぱりそこは水俣環境アカデミアの成果の出ぐあいによって違ってくるというふうに思っております。議員は直轄ですっとやるのがいいということもありますけど、それがお金がかかるようでしたら、やっぱり指定管理者で落とすというのも一つの対策かというふうには思っております。

それと、みなまた環境テクノセンターは社長がここにおられますので、社長もちょっと答えてください。

それと、環境省の職員は大体2年で交代、前回の方も2年、今回の方も2年でうちからも派遣しておりますので、大体それを交換という形でやっておりますので、来年の平成28年の6月、大体7月に国の方は移動がありますので、6月ぐらいではないかというふうに思っております。

みなまた環境テクノセンターについては、もう少し私たちもこの水俣環境アカデミアとみなまた環境テクノセンターのすり合わせをやりたいと思っておりますけど、みなまた環境テクノセンターの管理者というか社長になりますよね、副市長からちょっと。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 確かに社長を務めておりますけれども、その立場ではお答えできませんので、一応執行部側の答弁ということで御理解いただきたいと思います。

中村議員がおっしゃいましたように、建物は市、それから指定管理者として株式会社みなまたで運営させていただいております。ですから、みなまた環境テクノセンターの事務局のほうには当然そういう協議は行っているところがございますけれども、まだその上、理事会等につきましては、まだそこまでは行っていない状況でございます。今後進めていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、自治会について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

(総務企画部長 緒方克治君登壇)

○総務企画部長(緒方克治君) 次に、自治会について順次お答えします。

まず、各自治会が抱えている課題をどう捉えているのかという御質問にお答えします。

毎月開かれている自治会長会定例会や6つの地区ブロック代表者で行われている代表委員会、地域の要望を受けて出向く市長と語る地域懇談会、また行政幹部と自治会長代表委員との懇談会など、いろいろな機会の中で自治会の課題を伺っております。

自治会が抱えている課題としましては、地域における自治会の果たす役割が大きく増してきており、自治活動のみならず、学校関係の行事やあらゆる活動、その他協議会や団体等の委員や役員、自主防災組織の運営など、多くの業務が自治会へ委ねられてきていること。また、少子高齢化に伴う過疎化や人口減少が進み、地域活動に参加する住民、中でも共働き世帯や若者世代の参加が少なくなり、活動の衰退が懸念されていること。さらに若者が少なくなっていることが役員等の担い手不足の問題につながっていることなどです。

各自治会の課題等につきましては、自治会長会定例会や代表委員会において取り上げられており、自治会長会、また各自治会とともに解決に向けて取り組んでおります。

次に、行政幹部と自治会長代表委員との懇談会が行われたが、何を議論されたのかとの御質問にお答えします。

平成18年度に行政区長制度から自治会制度に移行して来年で10年を迎えます。

社会情勢も以前とは大きく変わってきており、地域では少子高齢化の進行、若者不足、後継者が育たない等の課題や問題が出てきております。このような中、これからの地域づくり、まちづくりへ向けての自治活動の取り組みの中で、今後市とどのようにかかわっていくべきなのか、自治会をどのように考えているのか、意見交換をしたいとの申し出があり、懇談会を行いました。

先ほど申し上げましたが、自治会が抱えている課題とも重複しますが、以前と比べて自治会長の業務がふえているということでした。地域住民からの御相談やお尋ねも多くなり、市や学校からの依頼業務や、昨年からは自主防災組織も結成され、非常に多忙になったということ、さらに、行政がかかわる協議会や委員会において住民代表としての自治会長への参加依頼が随分ふえたということでした。また、高齢化が進み、組や班の統合、再編など考えていかねばならないが、これまでの地域のつながりやつき合いもあり、苦慮しているということでした。

ほかにも、市と自治会との役割分担が曖昧なところがあるので、もっと話し合いを行い、お互いの理解を深めていきたい。民生委員や保護司の推薦などは、もともと行政の仕事ではないかという御意見、管理されていない空き家の対策に困っているなど自治会長の業務や自治会活動の課題に対して意見を交換しました。

次に、自立した地域活動が行える自治会活動とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

従来の行政区長制度は行政が設けた制度であり、行政事務の末端・補完機能を担っていました。

行政からの指示に頼って地域が活動していくのではなく、行政とは別の立場で、それぞれの地域が独立して、みずから考え、自主的に活動する組織となるよう、行政区長制度を廃止し、2年間の移行期間を経て、現在の自治会制度となっております。現在は、それぞれの自治会が規約の制定、組織の確立・運営、自治振興交付金の活用、がまだ自治会助成金の活用、その他補助金の活用など、みずから考え、自主的に活動する組織に変わり、それぞれの地域で温度差はあるものの、自治意識の向上が図られているものと認識しております。

自立した地域活動が行える自治会活動とは、自分たちの地域のことは自分たちで考えて活動していく、そういったものだと思っております。

次に、自治会の適正規模あるいは組織形態をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

市街地の中心部にある自治会においては1,000世帯を超える地域があります。一般的には、大き過ぎる組織よりも、会員の声が行き届き、お互いの顔が十分見えるくらいの範囲の小さな組織が望ましいと言われていています。また逆に、世帯の少ない自治会は山間部に多く見られ、中には100世帯にも満たない地域もあります。世帯の少ない自治会においては、地域活動へ参加する者が減り、役員のなり手が不足し、将来は地域活動がますます難しくなっていくものと考えられます。

しかし、このような地域では、みずから考え、活動する目的に応じて、複数の自治会がまとまり、例えば学校校区などで1つの連合組織として、PTAや婦人会、老人会などいろいろな地域団体とも一緒になって、祭り、運動会等の活動が行われております。

これまでの地域の成り立ち、文化、歴史にそれぞれ違いがあり、置かれている生活環境や組織形態もさまざまです。見方を変えれば、それぞれの地域が個性に富んだ地域づくりができているとも考えられます。

また、自治会制度移行後、自治会規約の制定、組織の確立・運営など、それぞれの自治会で取り組まれ、活動されております。このようなことから、適正規模、組織形態については一概にどのような規模・形態がいいのかということとはできないと思います。やはり、その地域特性に合ったものでなければならぬと考えております。もちろん、規模や組織形態に問題や課題があり、自治会や組が成り立たなくなるおそれがあるのであれば、自治会長や役員の方々に御意見や状況を伺い、相談やアドバイスをさせていただき、解決に向けて一緒になって考えてまいりたいと思っております。

これからも引き続き、自治会活動に対して、自治振興交付金や、がまだ自治会助成金、その

他補助制度に関する支援、情報提供などを行いながら、水俣全体のまちづくりの活性化につなげてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

時間がちょっと迫ってきておりますので、質問だけにしたいと思いますけど、まず自治会長の仕事が忙しいということを確認されていると思います。それで1点だけお聞きします。

自治会長が年間出席する市関連の会議、行事等はどれくらいあるのか質問したいと思います。

それと、民生委員の推薦についてなんですけど、これ、私も自分の地域でちょっと経験したんですけど、なかなか民生委員を探すのは大変という作業なんです、これ。

そこで質問なんですけど、現在、民生委員の推薦については自治会長推薦ということになっておりますけど、民生委員の推薦は、自治会長推薦という方法でいくのか、それともほかに何か考えられているのか質問をしたいと思います。

それと、懇談会の中で、自治会長さんが現状の仕事に追われて、自治会を活性化するまでの頭が回らないというふうな御意見も言われております。

そこで、1点だけ質問したいんですけど、行政側から出す情報については何でも流すのではなく、少し整理をして重要な情報だけを流すという、そういうことはできないのかどうか質問したいと思います。

それと、これは最後の質問なんですけど、適正規模についての部長の答弁がありました。当然、これについては、各自治会で決めていくというふうに私もそのように思っております。第5次水俣市総合計画、これの実施計画を見ますと、基本事業の中に自治会の適正規模等の検討、これを平成29年度一定方向性を示すということにうたっております。そしてその中で事業概要、平成26年度実態把握、各自治会のヒアリングを行います。そして平成27年度が実態把握、検討会の実施、そうすると平成28年度が検討会の実施、研修会の実施ということで、実施計画は平成26年度から平成28年度の実施計画です。

次に、第5次水俣市総合計画の実施計画の平成27年度から平成29年度、これの事業概要を見ますと、先ほど言いました平成26年度に各自治会のヒアリングということをやっております。しかし、平成27年度から平成29年度の実施計画の中には、事業概要が平成27年度は実態把握、各自治会へのヒアリングということで、また同じことをうたっているという、この1年間、何らかのことをされたのかどうかということで、適正規模の検討という部分については、現在、どういう方向で進んでいるか、どこまで進んでいるのか、その点を1点だけ質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 4点ですね、答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） まず、自治会長さんのお仕事がどの程度忙しいかということで、結構お忙しいです。市が把握しているものにつきましては、自治会長会の定例会、代表委員会、ブロック会議、これ毎月1回です。自主防災組織連絡協議会の役員会が2カ月に1回、市が関係している実行委員会や協議会において、代表として委嘱されている委員、役員が30ほどあります。

また、自治会活動において参加されるものとして、総会、役員会、各委員会、市などの行事への参加、打ち合わせ、学校行事の参加、地域の行事や区役への参加と打ち合わせ、その他住民からの相談や要望・陳情、市から依頼・要請、団体、協議会からの依頼など非常にお忙しくされております。ちょっと詳しく手元にありますけれども、ちょっと時間の関係でそこは省略します。

済みません、順番ばらばらになってしまいますけれども、まず行政の情報がいろいろなものが流れてきて、ちょっとたくさん流れ過ぎているということなんです、議員御指摘のとおり、今後はちょっと情報を整理して、重要な情報をお流しするというような方策を検討したいと考えております。

そして、次は、自治会の適正規模について、どのような検討を行っているかについてなんですが、現在のところ検討協議会、これは開催しておりません。現在、各自治会長さんから御意見を伺っているということになります。なお、水俣市自治会組織の振興等に関する規則によりますと、自治会の区域を変更する場合は、関係自治会との協議というのが必要になってきますので、今後、実態把握をして検討していくという現在の到達点はそういうところであります。

民生委員については、副市長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 民生委員の件につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

自治会長との代表者会議に私も出席しておりまして、そのような要望があったのは当然承知しております。また、実際の担当課であります福祉課長も行っておりましたので、十分その実情は理解しているつもりでございます。3年に1回改選があるわけですが、非常に苦勞している地区もございますので、要望がございましたように、ぜひ市の職員も一緒になって選任については協力していきたいと思っております。ただ、現時点で自治会長からの推薦方法というのを見直すということまでは考えておりませんが、まずは一緒になって協力して、いろいろな声をお聞きしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 自治会の適正規模、これについては先ほども言いましたように、第5次水俣市総合計画の中に平成29年度に一定方向を示すということをやっております。というのは、当然これは住民主体で検討するということは私もわかっています。ただ、区長制度から自治会制度へ移行したのは、水俣市が移行という格好で積極的にされたんじゃないかなというふうに思っていま

す。ということであるならば、その自治会がうまくいくためには、市もそこにかかわっていくというのは当然、当たり前のことだというふうに思います。

というのは、第5次水俣市総合計画の中になぜそれがうたわれたのかといいますと、実は総合計画の第2期基本計画だったんですよ。これをつくるときに、市から上がってきた部分の中では積極的な部分がなかったんです、適正規模の部分については。ところが、ある自治会のほうがいろんな問題があって、私たちにいろいろ質問等が来ていた。委員会審査の中で、議会に提案された構想の中で、自治会の適正規模については、平成29年度に一定方向を示すことということで、多分これは一部修正か何かして、当然これを承認したという経緯がたしかあるはずなんです。ということは、私たち議会にもその責任がかかってきているということなんです。ということは、当然平成29年度にこれはどうなるのかということ、一定方向示さなければいけないということですので、まず自治会長の代表委員会との懇談会があります。その中に自治会の適正規模とか、また自治会の組織、形態、こういうのを協議すべきだというふうに思っておりますけど、それをどう思われるのか1点質問をしたいと。

それともう1つは、平成29年度に自治会の適正規模について一定方向を示すことができるのかどうか、これは約束をされていますから、できるのかどうか、その2点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 2点ございました。

自治会の代表者委員会、あるいは自治会長会もあるかもしれません。そこに適正規模について提案をし、議論をしておかがかという御質問だったと思うんですけども、それについては、御提案についてちょっと検討させてください。

それと、平成29年度一定の方向性を示すことができるのかできないのか、これはおっしゃっており、この第5次水俣市総合計画第2期基本計画に書いてあります。確かに目標値と書いてあります。目標値に書いたということは一定の方向性を示すということで御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、農業用水路について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、農業用水路について、順次お答えします。

まず、水俣市に農業用水路はどれだけあるのかとの御質問にお答えします。

水俣市内には多くの農業用水路が存在しております。その中で市街地における雨水排水路を兼

ねた農業用水路以外につきましては、地域の営農者管理の水路となるため、箇所数や延長等については把握できておりません。現状では、経年劣化や災害により農業用水路の機能に支障が出た場合、営農者から水俣市へ相談を受けることが多く、その都度、状況を確認しております。

次に、農業用水路の維持管理の問題点をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

農業用水路は水田耕作になくてはならないものであり、この農業用水路の維持管理が不十分であれば、水田耕作に支障を来し、そのことが休耕地や離農者の増加を招く要因にもなることから、重要な農業施設であると認識しております。また、農業用水路は水田へ用水を通す目的だけではなく、地域によっては防火用水や環境用水として、住民の生活に寄与する施設であります。

かつて、地域営農者により農業用水路がつくられ、営農が盛んであったころは、農業用水路の維持管理は、区役と呼ばれる地域の共同作業や費用負担など、営農者により適切に対応されておりました。しかし、現在では人口の減少に伴い集落内の営農者も減少し、農業用水路などの維持管理に必要な労働力や営農者1戸当たりの経費負担も大きくなっております。また、整備してから長年にわたり使用されている農業用水路については、清掃等の通常の維持管理に加え、老朽化により補修の必要性も高まっております。

このようなことから、農業用水路の維持管理の問題点は、適切な維持管理が年々困難な状況になりつつあると考えております。

次に、農業用水路を維持していくために、市として現時点で何ができるのかとの御質問にお答えします。

現時点におきましては、市の支援策として次の3つの方法を考えております。

1つ目は、原材料支給制度です。これは農業用水路などの補修に必要な材料、つまり2次製品の水路やパイプ等の原材料を支給する制度であります。この制度は営農者による施工が必要ですが、申請いただければ予算の範囲内において単年度もしくは複数年度にわたり対応しております。

2つ目は、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払事業の活用促進も考えられます。この事業は、国の制度に基づく事業であり、地域共同による農用地・水路・農道等の維持管理、水路等の軽微な補修や施設の長寿命化などの活動に対し、営農者の組織する団体に一定の交付金を支払う事業であります。

3つ目は、受益者負担を軽減できる県営事業等の補助事業を活用する方法です。これは受益者負担を伴う事業であり、比較的大規模な補修工事となります。これにつきましては事業採択基準や受益者負担に対する同意など、クリアすべき点もあり、事業実施に至るまで期間を要しますが、営農者にとりましては少ない負担で大規模補修ができる方法の1つであると考えています。

これらの支援策により、今後も営農者が取り組む農業用水路の維持管理を支援していきたいと

考えております。

○議長（福田 齊君） 時間がありませんので、質問と答弁は簡潔に願います。

中村幸治議員。

○中村幸治君 わかりました。

部長の答弁を聞いて、農業用水路についての認識、大体これは私と同じ認識なのかなというふうに思っております。

私が2つほどちょっと経験をしたんですけど、1つは老朽化による補修の相談を受けたんですけど、これは将来的に農業をやっている自信がないというような方がおられて、負担金を出せないということで、これは現実にできなかったということ。それと、台風関係等の災害で災害復旧という相談を受けたんですけど、これは現物支給ということで、なかなかそこを守る方たちの数が少ないのと、高齢者が多いということで、これも現実できなかったという、そういう経験をしています。だから、現状ではこの用水路を維持、管理していくのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

それで質問は2点だけなんですけど、まず1回目の答弁の中で農業用水路についての現状把握、これについてはできていないということです。休耕地をふやさないためにも農業用水路を守ることは必要だと思いますので、農業用水路の数とか、それと農地面積とか、組合員数とか管理上の問題点、そういうことの現状把握、これが必要というふうに思いますが、どうかお伺いします。

それともう1つ、今、農業用水路について3つの補助制度関係を言われましたけど、なかなかそれが水俣の現状の中にはそぐわない部分もあるものですから、ほかに何か今後市としてのそういう維持管理の対策というのは考えられないのかどうか、その2点を質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 2回目の質問にお答えします。

まず、農業用水路の現状の把握についてでございますけれども、水路の延長でありますとか、状況、あるいは営農上の問題につきましては、調査は必要であろうと考えております。

ただ、市内全域を調査するとなると多くの時間、あるいは費用が必要となります。そういうことからしまして、現状ではちょっと難しいのではないかとというふうに考えております。

それと、2点目でございます。具体的な対策はほかにないのかという御質問であります。

それにつきましては、現状の原材料支給制度など3つの支援策を計上するというので、一定の管理はできるものと考えております。ただ、今後要望等がある場合につきましては、受益者の意見を聞きながら、市としてもある程度の対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 ありがとうございます。

水俣の農業をどうしていくかという、本当にこれは課題としては、今後考えていかなければいけない課題だというふうに私は思っております。というのは、本当に農業用水路を守るというこの現状、先ほども言ったんですが、ある方が言われたんですけど、もう農業用水路を守っても、農業をやっていく将来展望が見えないと。だから、負担金関係等はなかなか出せないということで、ともかく将来の展望が、水俣の農業として見えないという、そういうところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、今そういうことであって、だんだん組合員というんですか、その方たちがだんだん減って行って、結果的には農地も少なくなっていくことにつながっていくということは、休耕地がますますふえていくということで、本当に農業用水路について大切だということは、部長の答弁でもありましたとおり、お互い認識は一致しているというふうに思っております。

第3の質問を考えていましたけど、ともかくこの件に関しては、今すぐすぐ何らかの策というのは難しいというふうに私も考えておりますし、今後水俣の農業をどうするか、そういう視点の中で農業用水路をどう守っていくのか、そういうことを検討されていかれてはどうかというふうに思っておりますので、これは要望として終わります。

以上です。

○議長（福田 齊君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男でございます。

市民生活の向上と市政の発展を願いつつ、質問いたします。

本年9月19日に安全保障関連法が参議院で成立しましたが、この法律に対する批判の声は続いています。私もこの法律はそのままにしておくわけにはいかないと考えている1人です。

先日12月6日の新聞は、安全保障関連法に反対した熊本県内の48の諸団体が、「戦争させない・9条壊すな！くまもとネット」を結成し、閣議決定撤回、安全保障関連法廃止、立憲主義を取り戻すことを目標に、来年の参議院選挙で野党各党が統一候補を擁立し、協力して選挙に臨むこと

を呼びかけたと報道しています。これからの動きを注目していきたいと思います。

私は、改めて思います。人類が長い時間をかけて積み上げてきた民主主義や立憲主義、人権尊重などの原則がより発展していくように、市政の場におきましても今後も力を尽くしたいと考えております。

以下、具体的な質問に入ります。

1、水俣病について。

①、国立水俣病総合研究センターの研究者が、1970年代に熊本県が実施した八代海、有明海の住民健康調査の結果を発表しました。それはどのようなものか。

②、水俣病に見られるどのような特徴的な症状が八代海、有明海に存在すると発表しているのか。

2、水俣市の財政事情と今後の改善方向について。

①、現在の財政事情をどのように評価しているか。

②、県内の他市との比較ではどのように考えているか。

③、当市の自主財源比率は、この10年間では平成19年を境に減少している。その要因は何か。

④、個人市民税の税率が上げられる一方、法人市民税の税率が下げられた。これはその年々の景気動向の影響を受けやすいが、自主財源の確保の点からこの影響は出ているのか。

3、ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）について。

①、水俣市内から出る可燃ごみ量が過去5年間で減っていない。これをどのように分析しているか。

②、今後の人口構成の変化で可燃ごみはどのように推移すると考えるか。

③、可燃ごみ処理費負担金の広域への繰り出しが平成26年度は3億3,600万円など毎年多い、なぜか。また、可燃ごみ処理費用の負担金を少なくする方策を考えているか。

4、エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想について。

①、2016年4月1日から電力の小売全面自由化が実施される。これが始まると市民の電力選択はどのようになるのか。

②、先日の熊本日日新聞に水俣市内に設置が検討されていたバイオマス発電について、頓挫したという見出しの記事が掲載されていた。これについての現在までの到達点と今後の課題、及び水俣市は今後どのように臨む予定か。

③、水俣市ではエネルギーと産業の円卓会議が持たれていた。平成23年10月にお二人の方から意見・提案書が出されている。それはどのようなものか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病については私から、水俣市の財政事情と今後の改善方向については総務企画部長から、ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）については福祉環境部長から、エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病について順次お答えをいたします。

国立水俣病総合研究センターの研究者が、1970年代に熊本県が実施した八代海、有明海の住民健康調査の結果を発表した。それはどのようなものかとの御質問にお答えします。

議員から御質問がありましたこの件について、国立水俣病総合研究センターに確認したところ、熊本県が昭和46年から49年までに行った水俣湾周辺地区住民健康調査並びに有明海、八代海沿岸住民健康調査を用い、将来への教訓として、今後住民に何らかのリスクが生じた際に、幅広な調査の実施とその活用が重要だということを指摘したものとのことです。

同センターが、水俣病におけるリスクマネジメントの歴史的変遷についての研究というテーマで平成22年度から26年度まで調査研究を行ったもので、当該住民健康調査のうち一次健診による自覚症状のアンケート結果の再集計・再解析を行ったものということでありました。

次に、水俣病に見られるどのような特徴的な症状が、八代海、有明海に存在すると発表しているのかとの御質問にお答えをいたします。

同じく国立水俣病総合研究センターに確認したところ、水俣湾周辺地区住民健康調査では、口周辺や舌先のしびれ、一週間以上のしびれ、口のもつれなどがアンケート調査により比較的多く自覚症状として回答されたとのことでありました。また、有明海・八代海沿岸住民健康調査では、口周辺や舌先のしびれについて、アンケート調査により比較的多く自覚症状として回答されたとのことでありました。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

今、市長から答弁ありましたけれども、1番目に答弁されたようにこの調査は昭和46年から昭和49年の間にされたものです。これを発表された国立水俣病総合研究センターの蜂谷紀之先生の論文も手元にあります。私もこれ何回も読ませていただきました。また、その当時、熊本大学の10年後の水俣病研究班、いわゆる第2次研究班といいますけれども、これに参加されていたお医者さんからも話を聞きました。

流れはこういうことなんです。最初に、熊本大学がもう一回改めて昭和34年から昭和44年まで

ちょうど10年ぐらいたっているということで、改めて10年後に患者さんの状況だとか、新たに被害が広がっていないのかだとか、その辺を調査しなきゃいけないということで、10年後の研究班ができて、熊本県がお金を出すようになって、それで熊本大学が入っていろいろと調査をした。その中で、最も特徴的なのは、水俣の月浦だとか出月だとか、御所浦町と上天草の有明海側の有明町を調査して、そこで患者さんが出てないかを調査した。その中で、特に御所浦と有明海のほうの有明町に患者が出ているということがその報告書にあったものですから、改めて熊本県が調査を試みようということでされたのが、いわゆる有明海、八代海の調査というふうになっています。合計すると8万3,000人というのが、この蜂谷紀之先生の論文でもわかります。

この調査の事実については、もう答弁されたとおりなんですけれども、国立水俣病総合研究センターに問い合わせしたら、国立水俣病総合研究センターは将来に向かっての教訓としてというふうに言われているんですが、これは将来に向かっての教訓じゃなくて、今も生かさなければいけない中身が入っているということなんです。後で2回目以降の質問でも言いますけれども、地域で線引きしてあったりしていることが、実は昭和40年代後半の熊本大学の2つの調査でも、もっと幅広いところに症状のある人が出ているよというのが調査なんですから、それを今から生かさなければいけないデータだと私は思うんですが、国立水俣病総合研究センターがそういうふうにおっしゃるといのは、極めて残念というふうに僕は思います。

それで、2回目の質問に入りますけれども、熊本県や環境省に本当にこれを何とかしなければいけないという姿勢があれば、症状の出現は海のどういう範囲に出ているのか、あるいは被害を受けた人たちはどれぐらいの範囲でいらっしゃるのか。また、全ての被害者救わなければいけないという、こういう姿勢に立ったのであれば、今回の資料等はまだそれこそ40年前に出ていた資料ですから、それをもとにして再度、健康調査するだとか、いろんな方策があったはずなんです。ところがこれが生かされていないというのは、蜂谷紀之先生の論文の中にも書いてあるとおりなんです。これはこのような資料であるならば、まだこれは生かせると思います。今後の患者、被害者の救済に活用すべきなんではないかというふうに私は思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、これが第1点であります。

第2点目は、水俣病救済特別措置法では救済対象地域を線引きしているんですけれども、今回の報告では、蜂谷紀之先生がこの論文の結論のところでもこういうふうにおっしゃっているんですよ。もうそのまま紹介します。どういうふうにおっしゃっているかというと、メチル水銀の環境汚染地区周辺において非特異的な健康影響の増加が1970年代初頭から既に検知されていたことを示す本研究の成果は、水俣病のリスクマネジメントの歴史的な問題点を指摘するものであるとともに、特措法に基づく救済対象者の拡充について、その背景としての疫学的エビデンスを補強するものである。ちょっと言葉としては難しいんですけれども、エビデンスというのは証拠ですよ

ね。ですから、幅広い範囲で被害があつて、水俣病救済特別措置法に基づく救済対象者の拡充をしなければいけないという、それを裏づける証拠として役に立つのではないかというふうに蜂谷紀之先生は言われています。こういうふうに書かれているわけですから、しかも国立水俣病総合研究センターの研究者が過去のデータを分析して、こういうふうにおっしゃっているというところが、事実としては重いなというふうに思っています。

それで、このことについて市としてはどのようにお考えになるか、このように蜂谷紀之先生が指摘されていることについてはどう考えられるか、これが2点目であります。

3点目です。今回の資料は、1970年代前半からの水俣病被害者救済の資料に使われた形跡はありません。この資料を丁寧に分析しておれば、どのような人を救済するべきかなど、昭和40年代以降の水俣病の病像について争った幾つもの裁判は必要なくて、もっと早く、もっと多くの被害者が生存中に救われたのではないかと私は考えるんですけども、このことについては市長、どのようにお考えでしょうか。

以上3点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 資料があるならば、今後患者、被害者と救済の環境問題に活用してほしい、したらどうかということでございます。

この国立水俣病総合研究センターが公表いたしました年報につきまして、私も拝見をさせていただきました。今回のような熊本県が実施した健康調査の資料や国立水俣病総合研究センターが公表されました年報といったデータなどは、非常に貴重だというふうに考えております。今後、ぜひ患者、被害者の救済や環境問題に生かしていただきたいという、今の御意見は国や県に伝えていきたいというふうに思っております。

それと、2点目の今、国立水俣病総合研究センターが公表した年報の中に文言がございました、メチル水銀の環境汚染地区周辺において非特異的な健康影響の増加が1970年代当初から既に検知されていたことを示す本研究の成果は、水俣病のリスクマネジメントの歴史的な問題点を指摘するものであるとともに、特措法に基づく救済対象者の拡充について、その背景としての疫学的エビデンスを補強するものである。先ほど言われたように、こういうふうに記載がされているわけでございますので、これらの資料、データについても先ほどから言っておりますように、国・県等に伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

3つ目の資料の活用についてということでございますが、熊本県にこれを確認させていただきましたら、健康調査により水俣病、またはその疑いと見出された方159人に対し、認定申請手続や健康相談等について指導等を行うとともに、認定審査資料としても活用されたとのことござい

いました。

これも繰り返しになりますが、これらの資料につきましても、今後も患者、被害者の救済や環境問題のリスクマネジメントに関して活用していただきたいということ、そしてほかに有用な資料やデータがないかなどについても調べて、活用できるものはぜひ活用していただきたいということを、水俣市としても国、県のほうに伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁の1番目と2番目のところは、ぜひ資料を活用してほしいということで、国と県に伝えていただきたいというふうに思います。

それから3点目も同じような答弁なんですけれども、1つだけ3点目の答弁で、県のほうはこの資料は活用して、159名については認定申請のお手伝いをしたり、あるいは認定審査会の資料として使ったりして、現に認定に結びつけたんだということをどうもおっしゃっているようなんですけれども、それはその限りにおいては正しいんです、そのとおりなんです。ただ、それは水俣と御所浦町と有明海の調査のほうの資料であって、今回新聞記事等にもなって、蜂谷紀之先生の論文の中心的な主命題である八代海の北部だとかそういうところ、あるいは上天草で言うと、栖本町だとか倉岳町だとか、姫戸町だとか、松島町だとか、そういうところも調査したのがこの蜂谷紀之先生のデータの中に入っているんです。これらについては全く触れずに、ある地域の調査のところは活用してやっていますよというのは、それはそうかもしれませんけれども、それでいいんですか。それは、このデータを生かすという姿勢になってないんじゃないかなというふうに私は思います。

それも考慮した上で、いろいろと物を言うときはぜひ言っていただきたいというふうに思います。

それで、3点目の質問ですけれども、1970年代に熊本県が実施した今取り上げております住民健康調査のようなものを再び、この調査が終わってからもう何年になっているんでしょうか。45年くらいたっていますよね。だから、大半の方は亡くなっているかもしれないと思います。もう本当にそういう意味では、亡くなられた後でどれくらい効果があるのかということもあるんですけども、しかし無念の思いをして何の病気かわからずに亡くなった方もいらっしゃるということを見ると、やっぱり今調査して、水俣病救済特別措置法の範囲を広げるだとか、そもそも病気があるのかなのかという調査をきちっと改めて私はすべきだろうというふうに思いますが、これについては市長、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私も水俣病の解決に向けましては、議員御指摘のとおり救済されるべき全

ての人が救済されたい、そういった思いでございます。

国や県においても、この思いは当然同じだというふうに思っておりますので、御質問いただいたことに関しましても国、県にしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市の財政事情と今後の改善方向について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 次に、水俣市の財政事情と今後の改善方向について順次お答えします。

まず、現在の財政事情をどのように評価しているかとの質問にお答えします。

現在の財政事情、すなわち水俣市の財政状況は赤字なのか黒字なのか、歳入・歳出あるいは市の貯金に当たる基金、借金に当たる起債はふえているのか減っているのかについて、平成26年度決算統計のデータで順に御説明します。

まず、水俣市の財政状況は赤字なのか黒字なのかについて御説明します。

自治体の財政状況が赤字か黒字かについては、実質収支で判断しますが、平成26年度は、約6億8,700万円の黒字となりました。ただ、実質収支は前年度以前からの収支の累積でありますから、平成26年度単年度の収支、これは実質単年度収支で判断します。平成26年度の実質単年度収支は、約9,400万円の赤字となっております。なお実質単年度収支は4年連続で赤字となっております。これは、予算編成の際、財政調整基金から繰り入れているためです。

次に、水俣市の歳入はふえているのか、あるいは減っているのかについてですが、これは平成19年度と比較しますと、約32億円の増加となっております。内訳は、県支出金が約16億円、地方交付税及び国庫支出金が約7億7,000万円の増加となっております。

これは、平成26年度に緑の産業再生プロジェクト促進事業に係る県補助金の増加、道路事業、住宅事業等の社会資本整備総合交付金等の国庫支出金の増加、三位一体の改革に起因して減少した地方交付税の増額が主な要因となっております。

次に、水俣市の歳出です。平成26年度は、平成19年度と比較しますと、約27億4,000万円の増加となっております。

これは、市内企業の設備投資に対する助成等による普通建設事業費が約14億7,000万円の増、自立支援給付費等の増加による扶助費、約10億円の増加等が主な要因です。

次に、市のいわば貯金に当たる財政調整基金の平成26年度末現在高は、約21億8,100万円となっており、平成19年度と比較すると、約9億1,600万円の増加となっております。これは、可能な年度においては、歳計剰余金の積み立て以上に取り崩しを行わなかったのが要因です。

最後に、市のいわば借金に当たる起債総額についてです。

平成26年度の地方債現在高は、約137億8,200万円となっています。平成19年度と比較すると、8億3,200万円の増加となっております。これは、臨時財政対策債や過疎対策事業債のソフト分の発行額が増加したことが主な要因です。

次に、県内の他市との比較ではどのように考えているかとの御質問にお答えします。

県下の市のうち人口規模・財政規模に近い4つの市、すなわち人吉市、宇土市、上天草市、阿蘇市と比較しますと実質収支はこれら4市は4億円台から8億円超となっており、水俣市が約6億8,700万円ですから、ほぼ中位となっております。財政調整基金現在高については、7億円台から27億円台となっており、水俣市が約21億8,100万円ですから、これも中ほど、中位となっております。地方債現在高は、これらの4市よりも少なく、県下の市の中で最も少ない額となっております。

また、県内14市の財政指標を比較した場合、財政力指数は11番目、経常収支比率は9番目、実質公債費比率は13番目と下位に位置する状況であり、本市の財政基盤は弱いと考えられます。

次に、当市の自主財源比率はこの10年間では平成19年を境に減少している。その要因は何かとの御質問にお答えします。

自主財源比率、すなわち自治体が自主的に調達できる財源、例えば税や使用料等が歳入総額に占める割合、これは平成26年度は27.0%であり、平成19年度の34.6%と比較すると、7.6ポイントの減少となっております。

これは、自主財源の額は、平成19年度から大きくは変動していませんが、歳入の予算規模が約32億円増加しているのが主な要因と考えられます。

次に、個人市民税の税率が上げられる一方で、法人市民税の税率が下げられた。これはその年々の景気の動向の影響を受けやすいが、自主財源の確保の点からこの影響は出ているかとの御質問にお答えします。

地方交付税の原資になる国税の地方法人税が創設され、平成26年11月1日以後に開始する事業年度から適用されることに伴い、市民税の法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられました。平成26年度の現年課税分（法人税割）をもとに、企業の営業利益が平成26年度と変化しないと仮定して、新税率の12.1%で計算しますと、1年間で約3,600万円の減収になる見込みになります。ただ、これはあくまでも営業利益が平成26年度と変化しない、変わらないことを前提に計算しておりますので、実際の税収においては、企業の営業利益等によって変わってまいります。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 詳しい答弁ありがとうございました。

財政事情という決算審査のときに配られた資料を私も何度も読みまして、今御答弁いただいた

中身については、ほぼ把握しているつもりなんですけれども、当初、私はその資料を見ていてびっくりしたのは、実質公債費比率が13%あったということなんです。10年ぐらい前でしたか、北海道の夕張市が破綻した云々かんぬんというのがございまして、あのときは夕張市は実質公債費比率が25%とか30%だとか、借金払いで自治体がもう首が回らないという状況で実質的には破綻したということで、あれ以降、財政の状況はどうなっているのかというのは大変話題になってきました。

それで、水俣市が13%というふうに高いのはなぜかということで、ずっと話を聞いたり、調べたりしましたら総合医療センターの起債分、借金分とか公共下水道会計の起債分だとか、それについても実質というふうになるときは、カウントとして入れるということで13%になっていると。公債費率そのものは約6%ぐらいで、実質になると13%ぐらいになっているというので、私もちょっとほっと一安心したところなんですけれども、いずれにしても自主財源比率が少ないですから、財政状況が硬直化しているし、お金をやっぱり使わなければいけないんだが、実は入ってくることは限られているという感じで、財政運営は大変なんだということは、改めてこの11月の一般会計決算特別委員会に出ながら思ったところでした。

また、もう1つは法人市民税の課税比率が14.7%から12.1%に下げられたということ、これは地方自治体にとっては、自主財源が下がるということですから、これは地方自治体はもう本当に困ることです。だから、国政での法律の改正が、地方自治体の自主的財源を確保する上でも大きな影響を与えているということ、これからももっと影響が出てくるんでしょうけれども、大きいなということを感じたところです。

それで、2回目の質問ですけれども、改めて基礎的なものからちょっと聞きます。

1番目です。水俣市の歳入の中で一番大きな比率を占めているのは地方交付税、地方交付税といえますから、何か税金を取られるのかと思うんです。国から地方に来るお金が地方交付税というんですけれども、その比率が高いんですが、今後の財源確保の見通しについてはどのように考えておられるか。

それから2番目の歳出についての今後の流れ、見通しです。もう大ざっぱでもいいですけども、どのように考えておられるか。

3点目は、歳出の中で特に大きな金額の支出は、繰出金と負担金というふうに私は思っています。決算書をずっと見ながらそのように思いました。繰出金というのは、国民健康保険財政だとか介護保険財政だとか、後期高齢者だとかいろんなところに法律で定められた金額をきちっと納めるというものもありますし、あるいは一部事務組合に出すお金も当然あるというふうに思うんです。ただ、これについても国民健康保険だとか介護保険だとかそういうものに繰り出す分は、もう法律で決まっているから、そのとおりに出せばいいというふうに思うんですけれども、そう

じゃない部分については厳密な調査をしていくといいますから、節約するといいますか、財源を全体的で確保していかないと、必要な投資といいますか、調査だとかにお金が回せないし、人も回せないということになってくるのではないかなと思っているものですから、この辺については、まず考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 順にお答えします。

まず、これからの地方交付税の動向はどうなっていくのかについて、まずお答えします。

地方交付税の動向と財源確保の見通しなんですけど、平成28年度の地方交付税、これにつきましては、総務省の概算要求、これが16.4兆円ということで、平成27年度16.7兆円と比較しますと約3,000億円、率が2%となると思うんですが、減額となります。

また、国は経済財政諮問会議において、歳出削減で成果を上げた自治体に手厚く配分する仕組みを構築し、業務効率化を図る方針を示しています。

また、国は平成32年なんですけど、基礎的財政収支の黒字化に向けた取り組みを進めていくことから、今後の地方交付税については減少することが考えられます。

財源確保の見通しなんですけど、国は平成28年度の地方税収の伸びを1.4兆円見込んでおりますが、税源に乏しい地方都市では、税収の大幅な増加は見込めないものと考えられます。

したがって今後、地方交付税が減少となった場合、それを補填するような財源の確保は非常に難しいと考えております。

2点目です。歳出について、今後考え方はどうするのかという点なんです。歳出についてなんですけど、不要なものを廃止したり、縮小したり、また新たなニーズに対応するために、施策の効果等を検証し、予算化するというのは予算の編成のたびごとにこれまでも行ってきました。これからも継続的に取り組む必要があると考えております。

また、今後交付税が減少となり、財源確保が難しいと懸念されることから、施策・事業の効果の検証とか、スクラップアンドビルドを徹底し、限られた財源の有効な活用を図りたいと考えております。

3番目です。歳出の中で特に大きな支出が他会計への繰出金や一部事務組合等への負担金であると。もちろん負担しなければならない繰出金も当然ありますが、それらはきちんと負担する必要があるけれども、同時にそれらの根拠とか調査、あるいは点検をする必要があるんじゃないかということについてです。

他会計への繰出金や一部事務組合への負担金の根拠を厳密に点検して、あるいは調査して、必要以上のものにならないようにすることも必要だと考えております。

特別会計の繰出金については、繰出金の積算内訳になる経費を含めて、全事業費を査定しており、企業会計については、各会計で査定されたものについて協議し、適正な繰り出しの額を決めています。

また、水俣芦北広域行政事務組合負担金については、その負担金の基礎となる予算や事業について、組合で査定・調整されたのを1市2町の財政担当者への説明後、幹事会で審議し、適正な予算となるよう努めているところです。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 厳密に進めていただいて、財源を確保して、いろんなところにお金を投下していかなくちゃいけない部分があると思いますので、それに使っていただきたいと思います。

3回目の質問にもう入っているんですけども、人口減少だとか高齢化だとか、あるいは企業誘致だとか、働く場所の確保だとか、あるいは教育文化の政策の前進など、市政にはもっともっと調査をして、人もお金もつぎ込んで、そして市民のところにそれが還元されていくという、そういう役割が必要なんだろうと思うんです。そういう意味で、そういうものに予算が投入できるように財政運営をしていただきたいというふうに思うんですけども、これ市長いかがでしょうか、考え方を述べてください。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市は、消滅可能性都市に名を連ねております。私の大きな使命の1つとしては、やっぱり次の世代に水俣を残すというか、よりよい水俣を残したいというふうな思いがあります。私は昭和33年生まれなんですけど、昭和31年に水俣病が公式発見されて、ちょうど同じような流れで、私たちが受け継いだ水俣というのは、海も非常に汚れた海がありました。非常に対立した構図がある水俣でもあったように思っています。それを諸先輩方がいろんな努力をされて、今、環境モデル都市、そして環境首都、そして海も今よみがえったきれいな海になっております。

そして、もやい直しが少しずつ進んで、対立も少しずつなくなっていっているのではないかと、いうふうに思っております。

しかし、この水俣のイメージ自体は、やっぱり水俣病のイメージが全国的には浸透しているなという感じがします。自分はよくタクシーに東京に行ったときに乗るんですけど、どこから来たんですかと言われて、水俣ですと言うと、必ず水俣病の話だったり、魚食べられますか、やっぱりそういった話題がやっぱり多いです。離れているとなかなか水俣の情報というのは伝わっていないのかなというふうに思いますと、やはり次の世代には水俣のイメージを、今のイメージから脱した水俣を残してやりたいなというふうに思っております。

それにつきまして、今言われたように、少子高齢化の問題、福祉の問題、教育の問題、いろいろな課題があります。これを一つずつ解決していくのは、私の仕事だというふうにも思っておりますし、現在進めております午前中にありました水俣環境アカデミー機構、これにつきまして大学生や若手の方がいろいろ水俣に入ってきていただきたいというのと、水俣の教育の水準というのが上がってほしいと思っておりますし、初恋のまちづくりとやっているのは、やっぱり水俣のイメージも変えていきたいと思っております。

それと今、熊本県と一緒にやっております政府機関の移転、環境省の研修所の移転を一生懸命誘致をしているところです。これについては、はっきりまだ決定はわかりませんが、これはただ人が来てお金を落とすというだけじゃなくて、国の職員の方が水俣に来て研修をするということによって、水俣のステータスがやっぱり上がって、水俣はそれだけ価値がある水俣なんだと、そういうふうにつながっていくというふうな思いから、一生懸命今やっているところでございます。

ぜひ、この消滅可能性都市から脱することが必要だと思っておりますし、水俣に住んで、子どもを産んでもらいたい、そういったまちづくりもしていきたいと思っております。

日本の合計特殊出生率は1.42で、安倍総理は1.8まで伸ばしたいということを書いていらっしゃる。水俣は、合計特殊出生率は1.83なので、それなりにパイは少ないですけども、産んでいただいているのかなと思います。それは今まで先輩たちがやられた政策、私はことし中学生までの医療費無料化をやりましたが、そういった施策が相まってちょっとずつ生みやすい雰囲気づくりがあるのかなというふうな思いもあります。

いずれにしろ、このような施策をいろんな形で打って、水俣市全体が浮揚するような施策、そして予算編成をやっていききたいと思っておりますし、来年で60年なので次の60年に向けて、新しい水俣市をつくり上げる方向性をやっぱり示して、そしてそれに伴いまして財政運営というものは行っていききたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

（福祉環境部長 久木田一也君登壇）

○福祉環境部長（久木田一也君） 次に、ごみ処理と水俣芦北広域行政事務組合負担金（ごみ処理費・建設費）についてお答えいたします。

まず、水俣市内から出る可燃ごみ量が過去5年間で減っていない。これをどのように分析しているかとの御質問についてお答えいたします。

過去5年間の水俣市内からの年間可燃ごみ排出量は、増減を繰り返しながら、約4,400トンか

ら4,600トンの間でほぼ横ばいで推移しております。また、1人当たりの年間可燃ごみ排出量は、平成22年度が165キログラム、平成26年度が174キログラムと増加していることから、この要因を探るために、平成26年12月に可燃ごみの組成調査を実施しました。

これは、可燃ごみステーションに出されたごみ袋を地区別に無作為に回収し、可燃ごみ以外のごみが、どの程度混入しているかを調査するものです。この調査は平成21年度にも実施しており、そのときの結果と比較したところ、可燃ごみ以外のごみが1.5%増加しておりました。可燃ごみ以外では、紙類など資源となるものが可燃ごみに混入しており、その混入率の増加が1人当たりの可燃ごみ排出量増加の要因の1つではないかと考えております。

次に、今後の人口構成の変化で可燃ごみはどのように推移すると考えているかとの御質問についてお答えします。

本市は、今後も人口減少が進み、10年から15年後には、2万人規模となる推計も出ております。ただし、65歳以上の高齢者の人口は、2020年付近まで年々増加することが見込まれており、それに伴い高齢化がさらに進み、高齢者のみの世帯がふえ、分別困難な世帯もふえることが予想されます。

可燃ごみについて、人口や世帯数の減少のみを要因として推計しますと、10年後の2025年には年間約900トンとなり、2014年の約20%程度減少する試算になりますが、先ほど申しあげましたように、可燃ごみへの資源ごみの混入などにより、1人当たりの可燃ごみ排出量が増加しますと、この減少幅が若干小さくなるのではないかと考えております。

次に、可燃ごみ処理費負担金の広域への繰り出しが平成26年度は3億3,600万円など毎年多い、なぜか。また、可燃ごみ処理費用の負担金を少なくする方策を考えているかとの御質問についてお答えいたします。

水俣芦北広域行政事務組合へ繰り出す可燃ごみ処理費負担金は、前々年度の可燃ごみの処理量により、1市2町で可燃ごみの処理費用を案分し負担することになっております。

この処理費用は、水俣芦北広域行政事務組合全体で見ますと、平成22年度が約4億6,800万円、平成26年度が約5億7,800万円となっており、約1億1,000万円増加いたしております。

可燃ごみの処理費用の内訳は、可燃ごみを処理する際に必要な燃料費及び光熱水費、処理施設を運転管理するための委託料、施設の維持補修のための修繕料が主なものになりますが、この中でとりわけ増加しているのが修繕料となっております。処理施設につきましては、稼働を始めてから10年を越え、部品などの更新時期を迎えています。そのための費用が平成24年度から加わったことから、現在まで年間約2億円で推移いたしております。また、燃料費につきましても、原油価格の高騰により増加いたしております。

これらに伴い、水俣市の負担金額は、平成22年度が約2億8,700万円、平成26年度が3億3,600

万円と増加いたしております。

なお、本市の負担割合につきましては、芦北町の可燃ごみ処理量が増加したため、平成26年度は、66.8%から63.9%と約3ポイントの減となっております。

可燃ごみ処理費用の負担金を少なくする方策につきましては、まずは排出量削減が重要でありますので、ごみ減量や資源化に対するさらなる周知・啓発活動を行ってまいりたいと思います。

また、施設の更新等につきましては、現在、水俣芦北広域行政事務組合及び1市2町で検討を始めているところですが、現在の施設のまま維持補修を続けながら活用した場合や、施設を新たに建てかえた場合の経費の比較を行うなど、その費用対効果を十分検証し、市民の皆様の負担が少なくなる手法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 時間がちょっと迫ってきましたので、3回目の質問、1点だけします。

可燃ごみについてはなかなか減らないということで、ゼロ・ウェイスト円卓会議等でもいろいろな議論をされているし、みなへら通信という機関紙を出しておられますよね。それも私ども見えていますけれども、ぜひ市民への啓発を続けて、できるだけごみを減らすという方策を僕はとられるべきだと思うんです。有料袋は一時的に効果があったとしても、またもとに戻るといのが全国いろいろなところの事例ですから、一路そういう方向に行くべきではないんではないかというふうに私は思っています。この辺についての考え方を1点お伺いしたいと思います。

なお、今答弁で施設の更新の話もありましたけれども、一般会計決算特別委員会でもそういう話がありましたが、それは水俣芦北広域行政事務組合での議論になると思いますから、そちらで議論を詰めていただきたいというふうに思います。質問は1点だけです。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） 2回目の御質問にお答えさせていただきます。

可燃袋の有料化につきましては、ごみ排出抑制の観点から検討は進めていかなければならないというふうには考えておまして、今後既に有料化を実施しております自治体の手法や導入の効果、問題点等について検証をしていきたいと考えております。

しかしながら、それだけではなく他の減量化の施策についても同時に検討を進めていきたいと考えております。

先ほど可燃ごみへの資源物の混入が可燃ごみの減量を阻害している要因の1つではないかというふうに御答弁申し上げましたが、その混入物の中で紙類に次いで多いのが生ごみです。生ごみは唯一自家処理ができるものでありまして、これを自家処理することができれば、可燃ごみの減量化が期待できます。

そこで、本年度から生ごみ処理容器キエーロの普及促進事業を実施したところでございます。

現在、このキエー口は市内で91基が活用されており、普及につきましてはまだまだでございますが、可燃ごみの減量化に有効なツールであることから、今後も啓発活動を行い、キエー口の普及を進めたいというふうに考えているところでございます。

また、資源ごみが可燃ごみに混入することが、いかにもったいないかということをも市民に周知を図ることで分別への関心を持っていただけるよう、今後もさらに啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、エネルギーと産業円卓会議の再開と水俣市スマートコミュニティ構想についての御質問に順次お答えします。

まず、2016年4月1日から電力の小売全面自由化が実施される。これが始まると市民の電力選択はどのようになるのかとの御質問にお答えします。

現在、本市の一般家庭向けの電気の販売は、九州電力が独占的に担っています。電力の小売全面自由化が施行されると、一般家庭向けの電気の小売販売に一般企業が自由に新規参入することができます。これにより、一般家庭でもサービスのよい電力会社や料金が安い電力会社を選ぶことができます。さらに、市民は携帯電話やガスとセットで電力を購入したり、再生可能エネルギー等の電源構成を供給条件とする料金メニューを自由に選択することができます。

また、電力需要のピーク時以外の電気料金が安くなる時間帯別・季節別の料金メニューが提供されるため、スマートメーターなどを導入することにより、利用者は効果的な節電が可能となります。

次に、先日の熊本日日新聞に水俣市内に設置が検討されていたバイオマス発電について、頓挫したという見出しの記事が掲載されていた。これについての現在までの到達点と今後の課題及び水俣市は今後どのように臨む予定かとの御質問にお答えします。

現在までの到達点と今後の課題については、国・県を初め、関係者と幾度となく協議を進め、事業化に向けての可能性を探ってきておりました。また、企業誘致ではありますが、市といたしましても燃料調達がスムーズにいくように地元製材組合へ協力をお願いし、周辺環境を整えることに努めてまいりました。しかし、事業主体である鹿児島県の林業会社からは融資が大きな課題であるとお聞きしています。

今後の臨み方としましては、事業主体の資金確保の状況を見定めながら、再生可能エネルギー等の企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

次に、水俣市ではエネルギーと産業の円卓会議が持たれていた。平成23年10月に2人の方からの意見・提案書が出されている。それはどのようなものかとの御質問にお答えします。

エネルギーと産業の円卓会議は、平成23年度から有識者や市民を構成員として、再生可能エネルギーの推進等について議論を行いました。

円卓会議メンバーからいただいた意見とは、1人の方からは、水俣において再生可能エネルギーをベース電源とするスマートグリッド（次世代送電網）を構築するというものです。具体的には、太陽光発電や水力発電等の電力を用い、電力の流れを供給側と需要側の両方から制御し、エネルギー需給の最適化を行う仕組みをつくる提案です。もう一人の方からは、原子力発電に頼らず、再生可能エネルギーの導入を行うことです。

また、事業者や個人の電気料金の負担軽減を図り、自然エネルギーの普及について市民の参加を促す仕組みをつくる提案をいただいております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 先に、2番目に答弁いただいたバイオマス発電について、これまで進めてきたんだけどもということで答弁あったんですが、これからちょっと整理していきたいと思います。

水俣市や熊本県や環境省、いわゆる行政と色々な企業体がこの発電会社をつくらうというのがいろいろあったんですけども、その行政と民間との間の関係です。ここを改めてちょっと整理したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そこをちょっと整理していただきたいというふうに思います。これが第1点目ですね。

2点目のところなんですけれども、再生可能エネルギーを使ってという話のところなんですけど、市長が議員をされていたときに、私たちが福島県の会津若松市に行きました。あそこへ行って、僕らははっとしたのがあります。そのときの資料、視察報告書を持ってきたんですけど、会津若松市の再生可能エネルギーの取り組みについてという資料がありました。これを説明いただいたんです。ここでも答弁いただいたように、エネルギー等をコントロールする、どなたかの方が1人提案されていましたが、需要と供給等をコントロールするエネルギーコントロールセンターというのを構築して、市内全体のエネルギーをコントロールしようというような構想で、既に私たちが3年ぐらい前に行ったときに、こういう構想で動いていました。基本的な会津若松市の考え方は、原子力発電に依存する電力は使わないということでした。あの地域は東北電力なんですけれども、同じ福島県内で福島第一原子力発電所がああいう事故になったということで、それに依存しない風力発電だとか、バイオマス発電だとか、あるいは水力発電だとか、太陽光発電だとかそういうものを使って、どう発電するかということはずっと考えておられたところでした。

それで、2人の方の提案書、これはエネルギーと産業の円卓会議に私どもの先輩議員の中山徹

さんが参加されていまして。そこからいただいた資料もそうなんですけれども、1人の方は名前は申し上げます。水俣市内の大手の企業に勤務されていた方でした。それでもう一人は、今紹介しましたように、中山徹さんの提案でありました。

これは、今ありましたようにお二人の方の提案とも、環境のまちづくり、あるいは水俣の理念・哲学が私はあると思います。これらを水俣で新しい電力供給会社をつくるという構想は水俣らしい夢のある計画ではないかなというふうに思っています。これは今後研究していただいて、休眠状態だったエネルギーと産業の円卓会議、これらを再開する、そして研究するということで進められたらどうかというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、バイオマス発電について行政と民間事業者との関係でございますが、水俣市は環境省と県からの支援をいただきながら、木質バイオマス発電所設立に必要な調査や分析を行ってきました。水俣市と民間事業者の関係は、水俣市が発電所の実施主体となる民間事業者の企業誘致を進めるという関係でございます。

それから、2点目でございますけれども、水俣市の今後のエネルギー政策等々の関係でございます。それにつきましては、先ほど答弁いたしておりますけれども、以前、環境モデル都市推進委員会等で取りまとめられました報告書の中に、水俣の地域経済の分析を行っておりますが、その中で化石燃料に由来する電力、ガスのエネルギー関連産業分につきましては、約85億円が域外に流出しているということでございます。

これらを見ますと、富の流出を市内に戻すための環境エネルギー事業の取り組みに対する支援を進めていかなければならないと考えております。

したがって、今後とも環境首都として低酸素化政策を推進するため、中長期的な観点から化石燃料及び原子力発電に頼らないまちづくりを行いながら、自立分散型電源の導入やエネルギー産業の支援に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 バイオマス発電については、今に至っては私もちょっともう困難が強いというふうに思っています。

それで、熊本日日新聞にはこれまで5,700万円くらい使ったという報道があっただけなんですけれども、私どもは予算書ですっと見ているから、それに関連する資料は、環境省が8割で県が1割で水俣市が1割という形で水俣市の歳出はされてきたというのも承知しております。

それで、3回目の質問なんですけれども、改めてバイオマス発電について水俣市の考え方を市長からお聞きしたいというふうに思います。

それから2つ目です。今、部長から答弁ありましたように環境まちづくり推進事業ですよ。この間、環境省も入られているいろんな市内の分析されているんですけども、水俣市外に出ているエネルギー関係のお金が年間85億円、今はもっとふえているんじゃないかなという統計もあるんですが、これくらいのお金が出ています。だから、これを地産地消で水俣市内で電力をつくって、それを消費する、外にお金が出るということのないようにするという構想は極めて大きな構想ですけども、夢のある構想だろうというふうに私も思っています。

それで、最後にお尋ねしたいんですけども、この間、今紹介しました環境モデル都市推進委員会、推進本部会、環境まちづくり推進専門委員でまとめられた報告書、環境まちづくり推進事業の報告書ですよ。この総合的な分析資料というのは、これからの水俣の方向を考える上で大変役に立つ資料だというふうに思っています。市役所の職員のところ、共通認識にするという、このとおりにしたいということじゃないんです。これからいろんなことを考える場合に、現状分析を正確にするために、こういう資料をぜひ学習したらいいたいというふうに思っています。あるいは市役所の職員だけじゃなくて、私ども議員の勉強も要ると思いますし、自治会の皆さんだとか各団体の皆さんにもこれらを紹介して、共通認識にするということも必要なんではないかなというふうに思いますけれども、この辺については市長、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目につきまして、バイオマス発電についての考え方でございますが、水俣市、当然自分たちで使う、そういった電力、熱源、自分たちで賄う、それが一番いい形だというふうに思っております。先ほど、部長が答弁したときに、環境経済循環分析、85億円域外に出ているという報告を私も受けております。それはうちのほうでコンサルタントが入って、前の市長のときにやられた、それを見させていただいたときに、やはりこういった再生可能エネルギーを水俣市で積極的にやっていくのは当然、当然というか、やる意義があるというふうに思っております。水力も今、寒川のほうで少しやっておりますし、太陽光発電だったり、このバイオマス発電につきましても当初の6.5メガワットから2.0メガワットまで下げてもなかなか採算性というか、民間のほうで難しいということでもございましたので、それがもう少し小さい2.0メガワットが1メガワットなのか、0.5メガワットなのかわかりませんが、そういった形でももし採算性がペイできるような形で、民間の方が新しい技術を使ってできるようなものがございましたら、私たちが積極的に応援をしていきたいというふうなスタンスでございます。

平成24年の3月に取りまとめました環境モデル都市推進委員会ですね。環境モデル都市推進本部、専門委員合同会議報告書では、水俣市の地域経済循環分析を行っております。水俣地域内から稼いだお金が地域外に流出している点を明らかにしておりますので、先ほど言いました85億円、そういったものを鑑みまして、市外への富の流出を抑えたいというふうな思いでございます。これでよろしいですかね。

再生可能エネルギーにつきましては、当然水俣市の施策として進めていくというふうな考えでございますので、ぜひそれは議会も一緒になってそういったものを推進していただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

平成27年12月9日

平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月9日（水曜日）

午前9時29分 開議

午後2時26分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第3号

平成27年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |   |        |   |                         |
|---|--------|---|-------------------------|
| 1 | 田中 睦君  | 1 | 水俣病問題について               |
|   |        | 2 | フッ化物洗口について              |
|   |        | 3 | 教職員の勤務実態について            |
|   |        | 4 | 生ごみ処理容器（キエーロ）普及促進事業について |
| 2 | 牧下 恭之君 | 1 | 学校焼却炉について               |
|   |        | 2 | いじめ問題について               |
|   |        | 3 | ピロリ菌検査について              |
| 3 | 塩崎 達朗君 | 1 | 観光について                  |
|   |        | 2 | 防災について                  |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中睦議員に許します。

（田中 睦君登壇）

○田中 睦君 無限21の田中睦です。

どうぞよろしく願いいたします。

議員としての活動を始めて7カ月が過ぎました。この間、私が感じたことを少し述べさせていただきます。

議員は16名いますが、それぞれ意見の違いはあります。しかし、目指す方向はほぼ同じだと感

じています。この水俣を、どうやってみんなが安心して暮らせるまちにしていくかということを実際に考えています。ただ、そのための方法論や、どの部分に力を入れていくかなどについては、さまざまな意見があります。その違った意見をそれぞれが言えることが大事だと思うのです。違った意見を出し合いながら、どこかで折り合いをつけて結論を出す。全てが納得できる結果になるとは限りませんが、途中の議論が大切だと思います。

現在は、議会が新人もベテラン議員も対等に議論ができる、そういう議論の場になっていると私は感じています。私自身、その議論に積極的に参加できるよう、研さんに努めようと決意を新たにしているところです。

では、質問に入ります。

1、水俣病問題について。

①、10月に提起された裁判の内容はどのようなものか。

②、水俣病救済特別措置法で示された対象地域外からも一時金支給該当者が、3,000を超える多数の人が認定されました。これは、線引きされた地域外にも水銀被害を受けた人がいることをあらわしています。このことから、不知火海沿岸はもとより、山間地域も含めた住民の健康調査が必要と思うがどうか。

③、水俣病公式確認60年を半年後に迎えるが、これまでとは違った企画を考えているのか。

④、市長は患者、被害者には、みずから足を運んで話を聞きたいと言っておられるが、これまでどのようなアクションをされたのか。

2、フッ化物洗口について。

①、6月議会で、保護者・教職員に対しては、十分に理解を得るよう話し合いの場を設ける旨の答弁がありました。7月以降、具体的にどのような場を設定したのか。

②、10月からフッ化物洗口が市内全校で実施されていますが、実施状況を把握しているか。問題点はないのか。

3、教職員の勤務実態について。

①、6月議会で質問しましたが、7月以降超過勤務の現状はどうなっているのか。超過勤務は減っているのでしょうか。

②、土曜授業についてお尋ねします。土曜日は、本来は休みです。土曜授業分の勤務の振りかえはどうなっているのでしょうか。

③、その振りかえがきちんと取られていないと聞くが、実情はどうか。

4、生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業についてです。

①、キエーロの普及状況はどうなっているか。

②、購入手続を簡素化できないか。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病問題については私から、フッ化物洗口について及び教職員の勤務実態については教育長から、生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業については福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病問題について、順次お答えをいたします。

まず、10月に提起されました裁判の内容はどのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

裁判の内容につきまして熊本県に確認したところ、認定申請を行っていた7名の方が、熊本県及び鹿児島県に対し、申請から10年以上経過しているにもかかわらず、認定か棄却かの行政処分が行われないことは違法であること、及びこれらの方たちを水俣病として認定することを求めて、ことしの10月15日に熊本地方裁判所に提訴されたとのことでありました。

次に、水俣病救済特別措置法で示された対象地域外からも一時金支給該当者が多数認定された。このことから、不知火海沿岸地域はもとより、山間地域も含めた住民の健康調査が必要と思うかどうかとの御質問にお答えをいたします。

今回、水俣病救済特別措置法で示された対象地域外からも、一時金支給該当者があったことについては、対象となる方が広く救済された結果ではないかと考えております。市といたしましては、市民の健康調査の必要性について御意見があったことを、熊本県や国に伝えてまいりたいというふうに思います。

次に、水俣病公式確認60年を半年後に迎えるが、これまでとは違った企画を考えているのかとの御質問にお答えをいたします。

来年、水俣病公式確認から60年を迎えますが、市といたしましては、水俣病の教訓を風化させず、情報を発信していくため、来年で開館20年を迎える水俣病資料館の展示を60年に合わせてリニューアルをいたします。また、四大公害といわれる水俣病、イタイイタイ病、新潟水俣病、四日市ぜんそくの発生地域が一堂に会して四大公害地域サミットの開催、また、それぞれの公害の経緯や時代背景などを学び、それぞれの経験を次世代につなげるための企画展や市民向けのシンポジウムなどの開催を予定しております。

次に、市長は患者、被害者にはみずから足を運んで話を聞きたいとっておられるが、どのようなアクションをされたのかとの御質問にお答えいたします。

平成26年2月に市長に就任し、その後機会を見つけてさまざまな形で患者、被害者の方とお会

いし、お話をさせていただいております。お話を伺うと、皆さんそれぞれに症状も異なりますが、生活の状況、悩みや不安などもそれぞれ異なるため、直接お会いしてお話を聞くことの大切さを感じているところであります。今後も時間が許す限り機会を見つけて、多くの方にお会いし、お話を伺いながら、患者、被害者やその御家族が安心して生活できるよう対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 裁判については、今月2日に熊本県が認定申請に対する処分結果を発表しましたので、少し補足をしておきます。

今、答弁があったように、認定申請をした7名の方が申請から10年以上、中には間もなく14年も処分を待たされている人もいる状況です。公害健康被害の補償等に関する法律、公健法には、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とするとうたわれています。10年から14年も処分を出さないというのは、迅速を旨とした公健法に反するというふうに考えられます。

ただ、今月2日に県が処分結果を発表しましたが、今回提訴をされた原告3名の方に棄却処分が出されたようです。ですから、処分の出た3名については、今後、別の形での裁判が進められることになるかもしれません。

以上、補足をしておきます。

次に、健康調査を求めた質問に対する答弁の中で納得できない部分がありましたので、私の考えを述べて、それに対する見解を求めます。

対象地域外からも一時金支給対象者があったことに対して、対象となる方が広く救済された結果ではないかというふうに言われました。私はそれは違うというふうに思います。私はその中身についてはちょっと容認できません。

水俣病救済特別措置法で示した範囲よりも、広く救済できてよかったじゃないかとも受けとられる内容であります。余りにも被害の側の視点を欠いた見解だと思います。国・県の言い分をなぞるだけでいいのでしょうか。自分には水俣病ではないかと手を挙げ名乗り出た人が、水俣病救済特別措置法による救済申請が締め切られた後も続々と出ています。さまざまな事情で手を挙げることをためらっていた人たちがいます。今なお存在する水俣病にかかわる差別を恐れる人、チッソに遠慮をする人、年齢を重ねるに従って症状があらわれてきた人、子どもが就職し、結婚して一区切りついたという人など、そういう方々が自分なりに心の整理をつけて、やっと手を挙げておられる。こういった水俣病の歴史を踏まえた上で、市民の中に多数の被害者がいる水俣市の市長としての見解をお尋ねします。

次に、今後も機会を見つけて、多くの方に合わせて話を聞きたいと言われました。現在もまだ多

くの方が保障や救済を求めておられます。その道筋を開いた第1次訴訟原告の患者さんも高齢で、話を聞くことのできる方が次第に少なくなっています。今のうちに話を聞いておくことが必要だと思います。家族、肉親でないと介護を受け付けない患者さんもいます。患者、被害者、そしてその家族が安心して生活できるよう努める。患者、被害者が安心して暮らせるまちは、いわゆる健常者にとっても暮らしやすいまちになることでしょう。

ですから、福祉のあり方を考える上でも今後もぜひ足を運んで話を聞いて、それを施策に生かしていただくよう要望をいたします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 質問は、要望を含めて2点じゃないですか、質問は1点ですね。

答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 先ほど、救済対象となった方が対象地域外にいらっしゃったことにつきまして、救済が必要な方が広く救済された結果ではないかというふうに答弁をさせていただいたわけですが、その一方で救済対象地域や年齢などにより、救済対象とならず、司法の場に救済を求められた方がおられることも十分認識をしているところでございます。

水俣病問題の解決に関しましては、当然救済されるべき全ての人が救済されることを私も考えております。患者や被害者の方々の声をしっかりと耳を傾け、その声を国や県に伝えてまいりたい、そういった見解でございます。

それと、患者の方がもう高齢化して、私も今足を運んでおりますけど、今後もそのスタンスは変えずに、現段階で行って、お話が聞ける部分は時間がありましたら、積極的にいきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、フッ化物洗口について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、フッ化物洗口について順次お答えします。

まず、6月議会で、保護者・教職員に対しては、十分に理解を得るよう話し合いの場を設ける旨の答弁があった。7月以降、具体的にどのような場を設定したのかとの御質問にお答えします。

さきの6月議会の答弁の中で、私は10月の実施に向け、7月に各小・中学校に対して具体的な実施等の手順について説明会を開催し、保護者への意向調査、実施希望者への事前練習を行う予定であること、また、夏季の休暇期間等を通じて教職員への理解を進め、十分な学校側との話し合いの場を設けていきたいと答弁いたしました。7月以降の具体的な取り組みとして、まず7月の水俣市校長会議において、水俣市フッ化物洗口事業実施要項、学校における集団フッ化物洗口

実施計画、フッ化物洗口実施手順書等を提示、説明を行い、意見交換を行いました。

その後、協議を重ね、臨時校長会議で合意を得、教職員へのさらなる周知をお願いしました。教職員への説明を行うに当たっては、全職員を勤務時間内に集めての大規模な説明会は、場所と時間的に難しいとの判断から、各学校のスケジュールに合わせて学校を訪問し、説明を行う方法をとりました。8月中に11校全てを訪問しましたが、説明会には健康高齢課の担当者も同行し、フッ化物洗口についての基本的な説明から実技を含めた具体的手順の説明、質疑応答を行いました。保護者に対しましては、学校から要望があった地域について、夜間に保護者説明会を開催いたしました。

9月に入り、各学校から児童生徒の保護者に対し、フッ化物洗口の実施について希望調査を行いました。調査の結果、今回、88%の児童生徒の保護者からフッ化物洗口への同意を得ることができ、10月から実施いたしております。

次に、実施状況を把握しているか、問題点はないかとの御質問にお答えします。

本市の小・中学校のフッ化物洗口については、本年10月中に全ての小・中学校で開始されております。開始に当たっては、健康高齢課とともに訪問し、現場に立ち会い、安全に行われているか、実施方法に問題点がないか等の確認を行いました。その後も時間の許す限り訪問を続け、各学校の実施状況の把握に努めております。

小・中学校では週1回法で行われておりますが、実施に当たっては、各学校で、学校の都合に合わせて実施方法や実施曜日、時間などを決めていただいております。

具体的に申しますと、まず、フッ化物洗口で使用する洗口液を、分包された薬剤の状態で受け取る学校が2校、教育委員会が薬剤を希釈し作成した液をお渡しする学校が9校となっております。

次に実施曜日ですが、火曜日に行う学校が2校、水曜日が5校、木曜日が1校、金曜日が3校となっております。

実施時間については、朝の始業前に行う学校が7校、2時間目と3時間目の業間に行う学校が1校、昼休み終了後に行う学校が3校となっております。これらは学校の行事等に合わせ、自由に変更が可能となっております。各学校、学級がそれぞれに安全で効率的に行えるよう工夫し、実施しており、例えば、洗い場の混雑が予想される学校では、クラスの中で開始時間に差を設けて実施したり、実施する児童生徒を理科室等に移動させて行ったりしております。

また、小規模校の中には、多目的ホールに児童を集めて一斉にフッ化物洗口を実施した後、引き続き保健指導・健康教育を行うといった学校もあります。

各学校とも負担が一部の職員に集中しないよう、担任以外のサポート体制もできているところ です。

教育委員会といたしましては、これまで各学校を訪問し見てきた中では、特に問題なく実施されており、また、学校からも問題が生じたというような報告は、現在まで受けておりません。

今後も各学校の実施状況等について、改善すべき点がないかどうか、しっかりと把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 私も先月から学校を回って聞き取りをいたしました。

教職員に対しては、確かに全校で説明をしておられます。しかし、保護者に対しては学校から要望があったところだけということで、袋地区だけの説明会開催にとどまっています。十分に説明をしていきたいと言われた割には消極的ではなかったでしょうか。6月時点で保護者の4割しか説明を受けていないという、その状況から余り変わっていないのではないかとこのように思われます。これでは、見切り発車という批判を受けても仕方がないのではないかとこのように思います。

きのうの藤本壽子議員の質問にもあったように、薬品の安全性についてもまだ不安視する声があります。こういう声にきちんと応えていく責任があるというふうに思います。

学校では、既にフッ化物洗口が始まっています。今のところ、特別、問題は生じていないようですが、もし何かがあった場合、事前に十分な説明がなかったという声が出てこないとも限りません。これからでもいいですから、保護者への説明をする機会をつくる、そういう考えがないかどうかをお尋ねします。

2番目に、実施状況の把握については各学校を何度も訪問しておられることを、私も学校を周りながら確認することができました。現場を見て回られて、そのとき聞こえてきた先生方や子どもたちの声の中で、何か特徴的なものがあれば紹介してください。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 保護者への説明につきましては、6月議会で答弁しましたとおり、4月から市健康高齢課とともに各学校のPTA総会での説明、また全ての保護者に対しては文書での説明とパンフレット等の送付、全校を対象とした保護者説明会を行ってまいりました。

また、その後、7月以降については教職員への説明に重点を置き、事業を進めてまいりました。改めて保護者説明会を開催したというのは、学校から要望のございました確かに袋地区だけでございました。

その後、行った保護者の意向調査の結果、約9割の保護者から同意をいただくことができましたので、現在フッ化物洗口を実施しているところです。

今後につきましては、今のところ特別な事案が発生した場合を除いて、保護者の方々にお集ま

りをいただいて説明会の開催というのは予定しておりませんが、保護者からの御質問等がありましたら、健康高齢課とともにお答えしてまいりたいと、そのように考えております。

また、学校を訪問して何か特徴的な声がなかったかということでございますが、学校を訪問している担当者によりますと、特に小学校低学年では洗口液が独特な味がすると、そういった独特の味に驚いて、コップに吐き出したり、まずいと騒いだりする子どももいたようでございます。

ただ、2回、3回と回数を重ねていきますと、きょうはイチゴ味だったらいいなとか、私の味好きなどといった、にこやかに実施する様子や、先生方の御指導もあって、落ちついた雰囲気の中で実施するクラスも見受けられるようになってきたということでございます。

先生方も開始当初は苦労も多かったかと思われそうですが、最近では大丈夫ですと、自分も子どもたちもなれましたといったことや、実施方法を工夫して、全てが終わるまでに5分もかからないくらいになりましたといった言葉も、こちらの問いかけに対しては返していただいております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 子どもさんの声の中で、やはり好き嫌いといいますが、好みの問題もありますから、この味がいいとか、あの味がいいというのはあると思いますが、逆にあんまり子どもの気に入る味にすると飲むかもしれないという、そういう心配も出てきたわけです。

保護者の中には、同意された方が9割近くおられるということですが、余り情報を持たないままに同意された方もおられるかと思えます。ですから、今後もし疑問を持って質問されるようなことがあれば、丁寧に答えていっていただきたいというふうに思います。

今後も学校を今のように頻繁には回られることはないかと思えますが、学校を回って、現場の状況把握に努められることがあれば、そのときでも結構ですから、いろんな声、そして何か機会あるごとに職員、それから保護者の意見、要望を引き続き聞いていってほしいと思えますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 実施して間もないわけでございますけれども、今お話のございましたことにつきましては、怠りなくやっていきたいというふうに考えております。

しばらく間もないということもございますので、状況を見ながら、懇切丁寧にその対応をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、教職員の勤務実態について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教職員の勤務実態について、順次お答えします。

まず、超過勤務時間の現状はどうなっているのか、超過勤務時間は減っているのかとの御質問

にお答えします。

平成27年4月から9月までの半年間で、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、18.6%であり、延べ217人いました。小・中学校の割合では、小学校9.6%、中学校31.3%でした。平成26年度の1年間で、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、19.1%であり、今年度半期が終わった時点では、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、昨年度に比べてわずかに減少しました。

次に、土曜授業の勤務の振りかえはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

土曜授業は、昨年度から年10回、水俣市で定めた日に実施しています。職員は、1日勤務または4時間勤務の勤務日とし、週休日の振りかえを行うことにしています。原則、当該週に振りかえ日または時間の振りかえを設定することにはしていますが、当該週の振りかえが不可能な場合は、授業日の前8週間から後16週間までに設定することができるようにしています。

次に、振りかえがきちんと取られていないと聞かすが、実情はどうかとの御質問にお答えします。

土曜授業の振替日の取得状況について、全ての小・中学校に調査しました。その結果、平成26年度10回分の振りかえについては、全ての小・中学校の全職員が10回分の振りかえを行っていました。

また、今年度1学期4回分の振りかえについても、全ての小・中学校の全職員が4回分の振りかえを行っていました。平日に振りかえを行った職員もいましたが、夏休みや冬休みの長期休業日に、振りかえを行った職員が多い状況でありまして、現状では全ての職員が振りかえは取得できております。振りかえがとりづらい職員については、学校で取得しやすい環境づくりに努めていくよう指導してまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 本来はこういう質問は繰り返したくないわけですが、現状が減っていないという状況があるので、何回も同じような質問をしなければならないことを大変残念に思います。

超過勤務時間が月に100時間以上の職員の割合がほとんど下がっていないということ、それから特に中学校の先生の3分の1近くがそれに該当するという現状報告でした。この結果をどう捉えておられるのか。そして、その問題を解消するための対策について、2点質問をいたします。

それから、土曜授業についてです。教育委員会の調査では平日の振りかえは多くないけれども、夏、それから冬の長期休業日に振りかえを入れて、全職員が取得できているというお答えでした。

ところが、教職員組合でアンケートをとった中に土曜授業の振りかえについての項目がありまして、その部分だけを紹介いたします。

水俣市内9校、98人の方からの回答結果です。それによると同じ週に休んだ人は3%、これは

授業があっている、それから子どもたちが学校に来ているというようなことから、なかなか同じ週には取れないというのはわかります。それから、前8週、後16週の間に取りることができるわけですが、その間に振りかえを取った人が70.5%、逆に言うと、3割の人が振りかえが取れていないという結果が出てきています。この調査結果のずれ、数字のずれをどうお考えでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 先生方の超過勤務時間の問題について、何回も質問しなければならないのはという質問だったんですけども、私も何回も答えなければいけないという状況に強い危機意識を非常に持っております。

超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合、昨年比べてわずかしこ減少していないと、そういった状況に教職員の心身の健康というか、それをとても心配しているわけでございます。

特に中学校では、部活動の指導が主な理由とはいえ、約3割の教職員が月100時間以上の超過勤務をしていると、そういった意味でも危機感を持っているという思いでございます。

熊本県の教育委員会では、これまで会議や研修等を精査して、その上で削減したり、報告書や調査あるいはアンケートを見直し及び廃止、学校訪問等の資料の簡素化、そういったことを行って負担を少なくしようと、そういった取り組みを行ってきております。

水俣市教育委員会でも、市校長会議や教頭研修会、市の教務主任研修会等でたびたび教職員の超過勤務時間の削減について継続して指導を行い、あるいは助言を行ってきております。

具体的には、超過勤務の多い教職員の学校に足を運んで、その状況や対策の聞き取りを行うとともに指導し、勤務終了後は管理職みずからが退勤の呼びかけを繰り返して行うということ、あるいは管理職みずからが早目に退勤するという、部活動はできるだけ交代で指導が可能な複数体制の推進ができないか、そういったさまざまな対策を講じてきたところでございます。

教職員が心身ともに健康を維持し、意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことは、学校にとっても児童・生徒にとっても、とても重要であると、そのように思います。

今後も超過勤務時間が減少するように、各学校とともに教育委員会としても対策を講じてまいりたいと、そのように思っているところです。

土曜授業について、アンケートの結果も幾つか今、御披露いただきましたけれども、教育委員会が行った各学校への調査、あるいは聞き取りでは、今年度7月までの土曜授業の振りかえというのは、全ての学校の全職員が取得しております。

土曜授業の振りかえに、日常業務や部活動を行っている教職員がいる場合も考えられますので、教職員自身の心身の健康のため、確実に振りかえをして、体と心のリフレッシュを図るように各学校へ指導をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 厚生労働省は、1カ月100時間超または2カ月から6カ月平均で80時間を超える時間外労働があれば、健康障害のリスクが高まるというふうに言っております。

ワークライフバランスが叫ばれる時代にあって、学校現場はどうもそれに逆行しているようです。現場の先生方が、今おっしゃったように体も心も壊れないように、ぜひ早日早日の手を打ってほしいというふうに思います。要望です。

次に、土曜授業の振りかえについて、学校を回った際に、管理職の先生と話をしている、多かったのが、次のようなことでした。ある先生は、夏休みのある日に振りかえを入れていると。恐らく4月、5月、6月、7月も土曜授業をされたその振りかえを、夏休み中に入れておられたんでしょう。しかし、部活を後から入れて指導をしたようだと、そういう話を幾つかの学校で聞きました。それから、何か急にまとめなければいけないレポート、あるいは報告書が出てきたので、やはり振りかえを入れていた日に学校に行って仕事をしたというような、そういう例もありました。

つまり、出勤簿の上では振りかえで、その人は休みというふうになっているけれども、実際は勤務になっているということがあっているようです。こういうことが少なからずあっているのではないのでしょうか。その結果が教職員組合で調べた、30%の人が実際には振りかえが取れていないという回答になっているというふうに思われます。

また、職員の数の少ない小規模校ほど出張が多くて振りかえが取りにくいと、そういう声もありました。

土曜授業の中身の検討も必要だと思いますが、今まで言ったように土曜授業にかかわる労働環境の整備、それについても留意をしてほしいと思います。この点については何かコメントをいただきたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 1点ですね。答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 土曜授業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、教職員の心身の健康のために確実に振りかえが実行できますように、学校への指導をしていきたいと、そのように考えております。

要は、やっぱり子どもたちを健全に指導する、育てていくという意味からは、やっぱりまずもって先生方の身体、精神的なものも含めて、非常に健康であるということが大事でございますので、そのような趣旨で現場のほうを常に回りながら、先生方をお願いをしていきたい、指導をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、生ごみ処理容器キエーロの普及促進事業について答弁を求めます。

久木田福祉環境部長。

(福祉環境部長 久木田一也君登壇)

○福祉環境部長(久木田一也君) 次に、生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業についてお答えします。

まず、キエーロの普及状況はどうなっているかとの御質問についてお答えします。

生ごみ処理容器キエーロにつきましては、平成25年度に市内の70世帯に対するモニター調査の結果を踏まえ、平成27年度からキエーロの購入費補助制度を実施しております。普及状況としましては、さきに申し上げましたモニター70世帯と、補助制度を利用し、購入または申し込みをされた方が23件となっております。

今後も、生ごみ減量のための有効なツールとして広報紙や出前講座などでの啓発や、キエーロ製作の手引きの作成・配布などを実施し、普及の促進を図っていきたいと考えております。

次に、購入申請の手続を簡素化できないかとの御質問についてお答えいたします。

現在の手続の流れは、まず登録販売者に見積書を依頼し、その見積書を申込書に添付して市に申請することになっております。そのため、市民の方からも手続の簡素化について御要望もあっておりますので、今後の募集手続について、見積もり依頼する販売登録業者で、直接申し込みができるようにするなど、ワンストップで手続が完了できるよう簡素化を図ってまいりたいと考えております。

○議長(福田 斉君) 田中睦議員。

○田中 睦君 キエーロの普及促進につながればと思って質問をいたします。

最初のほうは質問ではなくて、私のやってみての感想なりを述べていきます。

私自身、1年前まで勤めていた職場で、モニターとしてこのキエーロを使っていました。あれ、不思議ですね。生ごみを土とまぜて上から乾いた土をかぶせていく。埋める場所をずらして10日ぐらいでまた一回りしてもとの場所に戻るわけですが、そうすると前に入れた生ごみがほぼなくなっている、土はふえていないと。理屈はよくわかりませんが、自然の力というものがあるんだなということに感心をいたしました。梅雨から夏にかけてはにおいがしたり、虫が発生したりするのではないかということに心配しましたが、それもありませんでした。

現在、我が家では週2回の生ごみ収集に頼っています。ただ夏場になると、台所の箱の中に生ごみを収集日まで二、三日置いていることがありますので、どうしてもにおい、虫というのが気になります。そこで今回、私も生ごみの減量、それから地域経済の活性化を図るという目的が、この事業に書いてありましたので、それにも共鳴して、割引価格での購入というのを申し込みました。

これからが質問になるわけですが、まずその手続として、私は環境課に申込書をもらいに行き

ました。そして、先ほどの手続の説明を受けました。販売業者からの見積書が必要なので、2カ所、申込書には残念ながら電話番号が書いてなかったんですが、それぞれの業者さんに電話をかけて金額の確認をいたしました。やっぱり安いほうがいいなということもありまして、電話をしました。私の場合は、値段をもとに購入先を決めて、またそこに電話を入れて見積書をつくってもらいます。そこに行つてつくと多少時間がかかりそうだったので、あらかじめ名前などを電話で伝えて、そしたらもう見積書をつくって待っておられました。そうやって販売業者さんのところに行つて見積書ももらって、今度は環境クリーンセンターに提出して手続が完了と。面倒でした。

ですから、今答弁があったように、何とか1カ所で手続ができるようになれば、普及にもつながるのではないかというふうに思います。

また、受付時間が朝8時半から午後5時15分まで、それから昼の時間が正午から1時までというのが受け付けがされていません。ということで、仕事を持っている人がその時間帯には行けないと。どうにかならないかという声もお聞きしました。ということで、あわせて受付時間等についても検討願えないかというふうに思っております。

1点だけ、お願いします。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

普及をできるだけ図るということで、議員のキエーロの申請の手続、これらにつきましては先ほど申しあげましたワンストップ化、あるいは簡素化を含めまして、ただいま御質問いただきました受付時間等につきまして、市民の方が利用しやすいような今後の改善に向けまして考えてまいりたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時33分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

早速、通告に従い、質問に入ります。

初めに、学校焼却炉について。

平成に入ってダイオキシン等の問題で焼却ができなくなりました。

各小・中学校に設置されていた焼却炉の本市の設置数と解体数、他市の状況は。

文部科学省から、ごみ焼却炉に関する通達があったと思うがいつ来たのか、その内容についてお尋ねいたします。

次に、いじめ問題について。

7月5日、岩手県矢巾町の鉄道で中学2年の村松亮さんがみずから命を絶った。亮さんは学校でいじめられ、暴力を受けていた。ずっと暴力、ずっとずっとずっと悪口、なぐられたり、蹴られたり、首絞められたり、生徒が担任の教師とやりとりをしていた生活記録ノートには、他の生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていたということでもあります。

もう市（死）ぬ場所は決まってるんですけどねなどと、自殺をほのめかす言葉も書かれています。文面からは、次第に追い詰められていく状況が伺えます。

担任教師と交わす生活記録ノートでつらさを繰り返して訴え、死も示唆していたというのであります。

しかし、そのSOSは担任のところまでとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言います。学校もいじめ防止対策組織が事態把握に機能せず、調査の手抜かりも指摘されています。

2011年10月に起こった大津市のいじめ自殺を初め、相次いだ深刻ないじめ事件を受け、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は、いじめは単なる人間関係のトラブルではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけた点に最大の意義があります。

つまり、いじめを防ぎ、解決する責任は教育現場のみにとどまらず、行政や地域、家庭の大人全体で共有すべきだという強いメッセージなのであります。

子どもが孤立無援のまま追い詰められないよう学校に対策組織の常設を義務づけ、情報を共有し、場合によって警察との連携も求めていました。しかし、事件はまた起き、教訓は生かされなかったのであります。

子どもの内面をキャッチする生活ノートというすぐれた手段を採用していても、学校のいじめ防止対策組織があっても機能せず、生徒からの明らかなSOSが届かなかったのであります。

担任の責任も問われていますが、問題はそこにのみあったのでしょうか。指導上の悩みを素直に同僚や上司に打ち明けられる環境が壊されていなかったのか。子どもと向き合おうとすればするほど長時間勤務になるという、多忙過ぎるジレンマで課題の抱え込みや言い出しにくい風土も横たわっていなかったのか。このような教師個人が抱え込んでしまう傾向が、なかなか改まらないのが実態のようです。

例えば、東京都教育委員会の昨年の調査では、公立の小・中・高校で、いじめに学校の対策組織が取り組んだケースは20%から25%にすぎない。多くは担任が個別に対応していたということであり、全体で情報を共有しにくい、いじめ問題の背景には、いじめ発生が、学校や教師のマイナス評価になるという受けとめ方もあると言われております。

このため文部科学省は2012年、いじめを早くに見出し、隠さずに対応した学校をむしろ高く評価するよう都道府県教育委員会に通知もしています。しかし、そうした考え方が徹底されているのでしょうか。文部科学省の集計では、2013年度に全国の学校で認知されたいじめは18万6,000件近くに上るが、地域で発生度合いに大きな差異があり、捉え方のばらつきを映しているようでもあります。

今回の中学校も、2014年度、2015年度ともにいじめはゼロと矢中町教育委員会に報告していたというのであります。

文部科学相の諮問機関、中央教育審議会は、多様化する学校の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど、幅広いスタッフも連携して当たる、チーム学校構想を打ち出しています。いじめはそうした対応が最も必要な課題の1つであります。

しかし、その大前提は言うまでもなく、学校も地域社会も含め、いじめに対し傍観者にならないことでもあります。

村松亮さんは、生活記録ノートに、誰一人いない世界にひとりぼっちになったような感じと書いています。

13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、SOSに反応できなかった痛恨の教訓を着実に生かしていくために、以下質問します。

大津市の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきたが、いじめに起因する事件が後を絶たない。最近の水俣市のいじめの実態と教育長の認識は。

いじめ防止対策推進法は、自治体に地域いじめ基本方針を、また学校には学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めている。水俣市の取り組み状況は。

携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現実がある。いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進も明文化された。教育委員会の認識と対応についてお尋ねいたします。

次に、胃がんリスク健診（ピロリ菌検査）について。

平成24年まで胃がんで亡くなる方を減らすことはできませんでした。平成25年2月21日、それまで年間5万人の方が死亡していた胃がん対策として、その原因であるヘリコバクター・ピロリ菌の除菌を保険適用となりました。

最初の1年間の実績として、110万件の除菌が行われたということでありまして、2年目もそ

れ以上の数の除菌が実施されたと伺っております。

この保険適用は、胃内視鏡を行ってから除菌が保険適用になるというルールになっております。我が国で年間1,300万件の胃カメラが行われており、毎年11万5,000件の胃がんが発見をされているということを考えますと、保険適用の効果として、最初の1年に110万件の除菌が行われたならば110万件の胃カメラが行われた。そしてその結果、100分1、1万件の胃がんが早期発見をしたということで、この事実は早期発見、早期治療につながっていて、多くの命を守っているということであります。この保険適用という早期治療の仕組みに結びつけるためには、早期発見の仕組みが必要であります。その中で重要になってくるのが市町村で行われている検診であります。

地方においても、市区町村で実施されているがん検診で、このピロリ菌検診の検査を実施されている自治体も増加をしてきておりますが、残念なことは、まだ国の検診の指針の中にこのことが書き込まれていないという事実であります。

市区町村においては、国の指針を参照しているということが非常に多い状態でありまして、既に国においては胃がん検診のあり方について検討を始められたと聞いておりますが、水俣市も実施できていないのが現状であります。

平成27年2月の参議院決算委員会の中で、塩崎国务大臣は、早ければ平成28年度の指針改正に向けて検討を行っている。

その中で、胃がん検診においては、現在推奨されておりますエックス線検査のほか、内視鏡検査、それからヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査などについても検討を行うこととしております。

その検討の結果、死亡率減少効果が認められるなど、その検査の効果や必要性が認められれば指針に盛り込むということを検討したいと思いますので、この検討会での検討結果を待ちたいというふうに思いますと答弁されています。

効果や必要性は認められています。現に多くの自治体の実施して、成果を上げて早期発見につながっています。胃がんを予防し、胃がんで亡くなる方を1人でも減らしたいとの思いで、以下質問いたします。

本市の胃がん検診受診率の推移は。

がん対策推進基本計画の受診率50%以上の達成はできるのか。

ピロリ菌ABC検査の実施について、医師会・医療機関への調査及び協議はどうなったのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 牧下議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、学校焼却炉について及びいじめ問題については教育長から、ピロリ菌検査については私からそれぞれお答えをいたします。

○議長(福田 斉君) 学校焼却炉について答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 初めに、学校焼却炉について、順次お答えします。

まず、各小・中学校に設置されていた焼却炉の本市の設置数と解体数、そして他市の状況はとの御質問にお答えします。

本市の学校焼却炉は水俣第一小学校1基、水俣第二小学校2基、水東小学校1基、湯出小学校1基、葛渡小学校1基、久木野小学校1基、水俣第一中学校1基、水俣第二中学校1基、緑東中学校1基で、小学校に7基、中学校に3基ありますが、全て使用しておりません。袋小・中学校は校舎改修時に解体撤去済みです。

他市の状況としまして、県内14市の状況を確認したところ、約半数の市で使用中止のまま、解体撤去していない状況でした。

次に、文部科学省からごみ焼却炉に関する通達があったと思うが、いつ来たのか、その内容はとの御質問についてお答えします。

平成9年10月31日付で旧文部省から通知が出ております。ただ、原本が残っていないため、詳細はわかりません。しかし、概要としましては、ダイオキシン類の有害物質が児童生徒の健康に与える影響を考慮し、学校におけるごみ焼却炉については、その安全性が確認されない限り、原則として、焼却炉の使用を中止するというものであったようです。

○議長(福田 斉君) 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 平成9年当時は、都市型の焼却炉施設から排出されるダイオキシン類により全国的に問題になっておりました。1999年7月、ダイオキシン類対策特別措置法が制定され、2000年1月15日より施行をされております。通達にあるように、安全性が確保できないため、使用取りやめを判断されたと思います。

このダイオキシンについて、どのように認識されているか。

ダイオキシンの毒性は青酸カリよりも強く、人工物質では最も強い毒性を持つ物質であると言われておりますが、学校焼却炉内にはダイオキシンが付着して放置されている現状で、児童・生徒の安全は保たれているのか。

学校焼却炉使用取りやめ通知から18年が経過しているわけでありますが、その中で、14市中8

市が既に解体をされております。本市の小学校7基、中学校3基は解体されず放置されている理由についてお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） ダイオキシンについての認識という、まず第1点目でございますが、ダイオキシン類は発がん性があり、また遺伝子への悪影響があると言われておりまして、極めて有害な物質であると認識をいたしております。

それから、現在、学校焼却炉は使用を中止し、中の灰が外に出ないように封印をしていると、そういった状況でございます。したがって、安全性は保たれていると考えております。決して放置をしていると、そういった状況ではございません。

それから、平成9年度の通知内容から焼却炉の使用中止が指導されておりまして、解体・撤去が義務づけられたといったわけではなかったことが要因して、放置されている状況については、そういったことが要因として挙げられます。

教育委員会としましては、限られた予算の中で施設整備を行っておりまして、焼却炉のほかにも優先的に実施しなければならない修繕等も多く、また焼却炉の解体・撤去には多額の費用がかかると、そういったことから、早急に実施することができずに現在に至っております。

しかしながら、ダイオキシンの危険性につきましては把握をしておりますので、今後計画的な解体・撤去が必要ではないかと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 焼却炉の解体には多くの専門業者とか費用がかかると聞いておりますけれども、子どもの安全、安心な教育環境のためには、早急な解体計画を策定していく必要があると思っておりますが、それはいかがかお尋ねします。

また、市長にお尋ねいたしますが、予算がかかりますので、学校焼却炉解体について、市長の見解をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 早急に解体計画を策定していくべきではないかというお尋ねでございますけれども、教育委員会では、学校施設営繕について、計画を立てて実施をしております。

その中には、学校焼却炉の撤去も計画しておりますが、先ほど申し上げましたとおり限られた予算の中で施設整備を行っており、焼却炉のほかにも優先的に実施しなければならないと、そういった多くの修繕がございます。

また、焼却炉の解体・撤去には確かに多額の費用がかかることから、早急には実施することができずにおりまして、予算や他の修繕等にめどが立ち次第に実施したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 焼却炉の話ですけど、何かもう私たちが小さいころはよく焼却炉が学校にあって燃やしていたのを本当に思い出しますが、この解体・撤去の問題、私もよく認識をしております。今回、このように提起されたというのは、非常にありがたいというふうにも思っております。

先ほどから答弁ございますように、学校の施設につきましては焼却炉のみならずでございますが、学校の施設の耐震化の問題やトイレの改修、そして空調整備等、さまざまな問題があるわけでございますので、たびたびこの議会でもやりとりをさせていただきました。

今後、教育委員会では施設整備につきまして、先ほどからありますけど、計画的に実施をするということでございますので、予算等がございます。そういったところを勘案しながら、最終的には、学校の焼却炉は撤去の必要があるというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、いじめ問題について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、いじめ問題について順次お答えします。

まず、大津市の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきたが、いじめに起因する事件が後を絶たない。最近の水俣市のいじめの実態と教育長の認識はとの御質問にお答えします。

ことし9月、水俣市の小・中学校の全ての児童生徒に心のアンケートを実施しました。そのアンケートの設問に、今の学校でいじめられたことがありますかがあり、はいと回答した児童・生徒は、小学校で164名、中学校で12名でした。

また、毎月各学校から教育委員会にいじめの報告がありますが、今年度4月から10月まで、学校が認知したいじめの報告は2件でした。

私は、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得る問題であると考えています。

また、人権にかかわる重大な問題であるとともに、状況によっては生命にもかかわる重大な問題であり、決して許されるものではありません。そのため、教育にかかわる全ての者が、いじめ問題の解消に向け、協働して未然防止や早期発見、早期解決に取り組む必要があります。

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題でもあると認識をいたしております。

次に、いじめ防止対策推進法は自治体に地域いじめ基本方針を、また学校には学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めている。水俣市の取り組み状況はとの御質問にお答えします。

いじめ防止対策推進法では、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとあります。

本市では、ことし7月に水俣市いじめ防止基本方針を策定しました。また、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとあります。そのことを受けて、平成26年3月までに、本市の全ての小・中学校では、学校ごとの学校いじめ防止基本方針を策定しております。

次に、携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現実がある。いじめ防止対策推進法ではインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進も明文化された。教育委員会の認識と対応はとの御質問にお答えします。

近年、携帯電話やスマートフォン等が、児童・生徒の間に急速に普及し、LINE、TwitterなどのSNSを介したさまざまな問題が全国各地で発生しています。子どもたちを取り巻く環境は一層複雑になり、保護者や学校が知らないところでのいじめの発生を危惧しているところ です。

本市で、ことし9月に実施したアンケート調査では、自由に使える携帯電話等やインターネットに接続できるパソコンを持っている児童生徒は、小学校33%、中学校71%でした。しかし、携帯電話等の学校への持ち込みは原則禁止しており、児童・生徒が携帯電話等を利用するのは、学校ではなく、家庭での利用が主であります。

教育委員会としましては、インターネットを介したいじめ対策として、学校と連携を図りながら、児童・生徒や家庭、地域への啓発等を行っているところです。今後はさらに、児童・生徒が情報社会のルールやマナーを守り、安全に利用するために、学校での情報モラル授業の実施、携帯電話等へのフィルタリングの推進、警察や外部講師を招いての研修会の実施、熊本県教育委員会が作成した家庭向け指導資料等の配付などを積極的に行い、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努めてまいります。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 こうした事件が起こるたびに、教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるように、教員の負担軽減が問題になります。しかし、教員は事務仕事や部活動に追われ、勤務時間は国際調査で最も長いというふうに言われておりまして、経済協力開発機構が2013年に実施した調査では、参加した34カ国の1週間の勤務時間の平均は38.3時間でありました。日本は断トツの53.9時間です。このことは、授業以外の時間に奪われ、生徒と向き合う時間が少ない現状が浮き彫りになりました。

全ての問題を教員が背負い込んでいては立ち行かないのは明らかであります。教育委員会としてどのような対策を考えているのかお尋ねします。

いじめや不登校などの実態をチーム学校として、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げ、子どもたちをさまざまなリスクから守る体制について、どう考えているかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 先生方にとりましては、生徒と向き合う時間が少ないと、確かにそのことが非常に差し迫った問題であるというぐあいには思っています。特に負担の大きい部活動について、熊本県の教育委員会が作成した小・中学校の運動部活動の指針に基づく練習日の設定であるとか、あるいは指導者の複数体制の推進、週1回のノー部活動デーの設定などを各学校で徹底して、教職員の負担軽減を図ってまいりますとともに、生徒と向き合う時間を確保していきたいと、そのように考えております。

また、熊本県教育委員会では、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、平成25年度から学校改革プロジェクト支援事業に取り組み、県内のモデル校の成果を各学校に普及をしていると、そういった状況でございます。

本市の教育委員会といたしましても、その成果を参考にしながら、公務改革と事業改革の2つの柱を中心とした学校改革に取り組み、各学校にそのように指導を行っていきたくと考えております。

それから、不登校の実態、チーム学校として総力を挙げてというお尋ねでございましたが、本市の状況としましては、水俣第一小学校、水俣第一中学校、水俣第二中学校がコミュニティスクールとして、それと緑東中学校が学校支援地域本部として、それぞれ学校・家庭・地域が連携・協力しながら、よりよい教育の実現を目指しているところでございます。

また、県の教育委員会から水俣第一中学校と水俣第二中学校にはスクールカウンセラーが週に1回派遣されまして、校区の小学校もそれを活用できると、そういった状況になっています。

教育委員会といたしましても、保護者や地域住民と協働する開かれた学校づくりの推進や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携は極めて重要であると、そのように考えておりますので、チーム学校としての機能の強化に今後とも努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 11月1日に名古屋市西区に住む市立中学校1年の男子生徒が、地下鉄の駅で電車で飛び込み、自殺をしました。これに対して、教育評論家の尾木直樹さんは、いじめの定義は、いじめる側の行動に着目してきたが、今は、いじめられる側が苦痛を感じているかどうか。今回、学校は生徒と認識が違ったと言うが、そこがおかしい。生徒がそう認識すればいじめだ。延べ80人が見聞きしながら、学校は知らなかった。相当に深刻だと指摘をされております。

いじめの問題は、とても難しい問題でありますので、今まで答弁されたように子どもの幸せのために、総力を挙げていじめ問題に取り組んでいただきたいことを切に希望して、この問題を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、ピロリ菌検査について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、ピロリ菌検査について順次お答えをいたします。

まず、本市の胃がん検診受診率の推移はとの御質問についてお答えをいたします。

胃がん検診の受診状況につきましては、毎年度、市町村が健康増進事業報告として国へ報告しており、40歳以上の人口数を対象として、平成22年度9.9%、23年度9.4%、24年度9.2%、25年度9.1%と低く、年々低下傾向にあります。

次に、がん対策推進基本計画の受診率50%以上の達成はできているかとの御質問についてお答えをいたします。

平成24年に策定されたがん対策推進基本計画では、がん検診の受診率について5年以内に50%、ただし、胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%を達成することを目標としております。

この受診率の算出に当たっては、がん対策推進基本計画に基づき、胃がん検診の対象者は海外諸国との比較等も踏まえ、40歳から69歳までと年齢を限定しております。

その算出方法によって、本市の平成25年度における胃がん検診の受診率は19.6%となり、まだまだ目標である40%には及ばない状況であり、目標達成は困難と考えております。

次に、ピロリ菌ABC検査の実施について、医師会・医療機関への調査及び協議はどうなったのかとの御質問についてお答えをいたします。

平成27年度に国立がん研究センターが策定した、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版において、ABC検査については、死亡率減少効果を検討した研究はなく、不利益については偽陰性、偽陽性、過剰診断の可能性があるため、対策型検診としての実施は推奨しないという見解が示されました。

また、平成27年9月の厚生労働省が主催するがん検診のあり方に関する検討会中間報告書におきましても、同様の報告が出されております。そのため、ABC検査についての医師会・医療機関への調査及び協議は実施しておりません。

なお、水俣市立総合医療センターでは、任意での実施はできると伺っております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 厚生労働省の指針で推奨されないというふうになっております。水俣市もさっき言いましたように、そのままやっていないということでありまして、ただ、集団検診でABCリスク検査（ピロリ菌検査）を先行して実施されている自治体が数多く出てきました。そのことを調査したことがあるかお尋ねいたします。

平成23年に北海道大学病院長であった浅香正博特任教授が胃がん撲滅計画を提唱し、日本医師

会医学賞を受賞されました。ピロリ菌を除菌することにより胃がんを撲滅することに対して大きな反響がありました。また、世界保健機構の専門組織、国際がん研究機構は、平成26年9月24日、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染が原因であり、胃がん予防のためにピロリ菌の感染者の多い国に対して、検査と除菌を組み合わせる対策をとることを勧める報告を行いました。

胃がん受診率は年々低下している原因は何だと思われるか。

胃がん予防のため、ピロリ菌検診費用の補助を行うなど対策を考え、検診受診率を高め、胃がんを防止すべきではないか。

水俣市立総合医療センターと協力して、胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）を市民の皆様が受診しやすい道筋をつくり、胃がんの早期発見に取り組むべきではと思うが、いかがか。

また、がん予防のため胃がん撲滅キャンペーンなどを行って、市民に周知して、ピロリ菌の除菌で胃がん撲滅を図っていくべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 久木田福祉環境部長。

○福祉環境部長（久木田一也君） それでは、牧下議員の2回目の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、集団検診でABC検査を実施している自治体への調査につきましては、これまでに新潟県長岡市、大阪府寝屋川市、兵庫県明石市、福岡県添田町及び川崎町を行っております。

次に、胃がんの受診率が年々低下している原因につきましては、とりわけ高齢の方にとりましては、便秘や転倒の不安など、身体的負担があると考えられます。

また、国の調査では多忙のため受ける時間がないから、あるいは経済的な負担になる、がんとわかるのが怖い、必要性を感じない、何ともないからといった理由などが挙げられております。

いずれにいたしましても、高齢化や検診の意義に対する認識の薄さなどが受診率低下の原因ではないかと考えております。

次に、胃がん予防のため、ABC検査費用の補助を行うなど、検診・受診率を高める取り組みをすべきではないかとの御質問につきましては、高齢者や多忙な方にとりまして、血液検査で胃がんのリスク評価ができるABC検査は簡便で受診しやすいというふうには思われます。

しかながら、ABC検査はあくまでリスク評価であり、胃がん検診の本来の目的である死亡率減少とは異なり、国が推奨している検診方法ではないことから、受診率の向上には反映されないというふうに認識をいたしております。したがって、現時点では公費を投入して行うABC検査の導入につきましては考えておりません。

次に、市立総合医療センターと協力して、胃がんリスク検診を市民の皆様が受診しやすい道筋をつくり、胃がんの早期発見に取り組むべきと思うがいかがかとの御質問につきましては、総合医療センターでの胃がんリスク検診を公的な検診としての扱いではなく、任意で受診していた

だくことにつきましては、差し支えないと考えております。

市民が受診しやすい道筋づくりに関しましては、今後の国等の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、がん予防のため胃がん撲滅キャンペーンを行って、市民に周知し、ピロリ菌の除菌で胃がん撲滅を図っていくべきではないかとの御質問につきましては、ヘリコバクターピロリ菌は、胃がんの最大の要因ではございますが、ピロリ菌に感染しているにもかかわらず、実際に胃がんを発症する人は感染者の10%以下となっております。

市といたしましては、胃がんリスクを低下させるには、まずがん検診の必要について意識啓発、周知・徹底を図り、受診率の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 答弁はあくまで厚生労働省の指針に沿った答弁だというふうに思いますけれども、先ほど言われました新潟県長岡市では、平成26年度から節目検診として胃がんリスク検診を実施されております。

胃がんリスク検診は、血液検査により、胃がんの原因とされるピロリ菌の感染の有無と、胃の粘膜の萎縮を調べ、胃がんの予防・早期発見に役立てるものとして、市が行う集団検診の会場と市内医療機関で受診ができるようであります。

1年目の結果として、対象者2万6,346人の約21%に当たる5,454人が受診をされました。胃カメラ検査が必要とされた人は2,610人、その約77%の2,001人が検査を受け、22人にがんが見つかりました。

また、平成25年度より、胃がんリスク検診を実施した兵庫県明石市は受診率が10ポイント以上アップしたようであります。前年度の検診受診数は5,865人に対して1万7,325人と約3倍に増加をしました。受診率も6.7%から19.9%に、また、がん発見数も14人から109人と大幅にふえたことで、早期発見・早期治療につながっております。

明石市医師会では、受診率の増加について、血液検査で診断するリスク検診が、バリウムを飲んで行う従来のエックス線健診に比べ、受診者の負担が軽いことに触れ、受けやすさが後押ししたのではないかと指摘をされています。先行して、胃がんリスク検診を行っている自治体で早期発見できている、この結果が全てを物語っております。胃がんで亡くなる人を1人でも減らしたい、そんな思いで先行自治体は実施していると思えます。

3年前の厚生労働省のガイドラインで推奨しないとなっても、昨年、国際がん研究機構は胃がん予防のためにピロリ菌検査を進めております。刻々と状況は変わっております。

がん発見率も5倍、6倍とふえております。受診率もふえます。早急に胃がんリスク検診の実

施をするべきと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 現時点では、部長の答弁の繰り返しになるというふうに思いますが、胃がんリスク検診は、死亡率減少効果の科学的根拠が現時点では不明瞭であり、胃がん検診受診率に反映されないため、本市といたしましては、科学的根拠のほか、胃がんリスク検診後の胃内視鏡検査の受け入れ体制、精密検査未受診者対策、財源の確保など、国の動向を注視しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 皆さん、こんにちは。

蘇心会、塩崎達朗です。

4月の統一地方選挙で初当選し、初めての一般質問となります。明るい元気な水俣を目指し、市民の皆様の思いをともに市政に訴えていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

さて、戦後70年のことしも早いものであと二十日余りとなりました。この時期になると、ことしの10大ニュースというものがよく聞かれます。

私の中での10大ニュースは、何と言っても私自身が市議会議員に当選してしまったことです。

そして8月の台風15号による風災、川内原子力発電所の再稼働、安全保障関連法、TPP協定交渉の大筋合意、マイナンバー制度などがあります。

水俣市でも空き家対策、企業誘致、人口減少問題、ふるさと納税、水俣環境アカデミー構想、そして、先日新聞報道されました木質バイオマス発電所の誘致計画などです。

議員になって約8カ月、勉強会や研修、視察といろいろ体験をさせていただきました。

行政のチェック機関としてきちんと機能を果たして、市民のいい暮らしにつながるよう役割を遂行していきたいと思っております。

西田市長も幅広い市民の声や意見を聞いて、市政に生かそうとランチミーティングを開き、トップセールスマンとして陳情、視察とフットワークを生かしておられます。よりよい水俣をつ

くるため成果を期待いたします。

選挙戦で企業誘致問題を掲げましたが、なかなかの難問です。それどころか、市内の事業所でも事業縮小をしているのが実態です。空き家や耕作放棄地を活用し、市外から移住、定住者をふやす施策を考えるべきではないかと思えます。

そして、人口減少で悩む中、市役所の職員の中にはやむを得ない事情から市外に居住し、電車やマイカーで通勤されている人がおられます。水俣市のためにふるさと納税をお願いできたらと思います。皆さんにとって、安心でよりよい暮らしのできる水俣となるよう願って、質問に入りたいと思います。

1、観光について。

- ①、ことし春にリニューアルオープンした水俣駅の現況はどのようになっているのか。
- ②、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の現況はどうなっているのか。
- ③、来春、JR九州のななつ星in九州が水俣駅に停車するというので、おもてなし予算が計上されているが、どのようなことを考えているのか。

2、防災について。

- ①、消防団員が不足する中で、以前、消防団OBにも活動してもらってはという話があったが、その後どのようになっているのか。
- ②、避難所の看板は、全ての避難所に設置してあるのか。
- ③、火災時の水利について、わらび野からひばりヶ丘までの国道3号線沿いに消火栓がないことについて、どのように考えているのか。

以上、壇上からの質問になります。よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、観光については私から、防災については総務企画部長からそれぞれお答えをいたします。初めに観光について、順次お答えをいたします。

まず、ことし春にリニューアルオープンした水俣駅の現況はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣駅は、市としても肥薩おれんじ鉄道に対して、環境首都水俣・芦北地域創造事業の補助金を助成するとともに、全面的に協力し、4月29日にリニューアルオープンいたしました。また、駅舎のデザインは、日本を代表する工業デザイナーで、ななつ星in九州もデザインされました水戸岡鋭治氏をお願いし、水俣の玄関口としてふさわしい、利用者にとっても快適で利用しやすい

施設として、待合室やトイレ、展示コーナー、レストランなどを兼ね備えたものとなりました。この水俣駅は、肥薩おれんじ鉄道が所有している施設であり、管理運営も肥薩おれんじ鉄道で行っております。

管理運営について肥薩おれんじ鉄道にお聞きしましたところ、開館時間は午前6時30分から午後8時までとなっております、駅業務はNPO法人ななうらステーションに委託され、午前6時30分から午後5時55分までとなっております、以後、午後8時までの約2時間は無人となり、午後8時にななうらステーションの方が施錠されているとのことであります。閉館後は、交番側に夜間通路があり、利用者にはそちらを利用してホームに出入りすることとなっております。

また、駅の利用状況についても、平成26年4月から9月までが9万2,896人で、平成27年4月から9月までが9万3,008人と若干増加いたしております。毎年減少傾向にある中、少しでも増加していることは、リニューアル効果が出てきていると思っております。

次に、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の現状はどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯は、平成24年度から、周辺駐車場等の整備、建物の改修を行い、平成27年3月にリニューアルオープンをいたしました。以前は月平均2,400人だった利用者も、リニューアル後は、月平均3,200人と約3割増加し、特に湯の鶴地域外の人の入浴がふえており、平成24年11月にオープンした湯の鶴観光物産館鶴の屋とともに、湯の鶴地区の観光拠点となっております。

次に、来春、JR九州のななつ星in九州が水俣駅に停車するというので、おもてなし予算が計上されているが、どのようなことを考えているのかとの御質問にお答えをいたします。

ななつ星in九州は、新たな運行ルートとして肥薩おれんじ鉄道が選ばれ、来年4月から紺碧に輝く東シナ海や不知火海の夕日を眺めながら毎週木曜日、午後6時30分に水俣駅に到着し、午後8時15分に八代方面に向けて出発をいたします。

ななつ星in九州は、機関車1両と客車7両の計8両で編成され、全長が160メートル、水俣駅舎に近い1番ホームに停まります。

水俣駅には1時間45分停車いたしますが、午後7時15分からの1時間は夕食の時間となっておりますので、それまでの約45分間が自由時間となっております。

今回の12月市議会におきまして予算計上させていただいたものは、来年4月の初回運行時に合わせるために、制作等で時間を要するものを計上させていただいており、歓迎用の横断幕やのぼり旗、小旗の作成と湯の鶴竹あかりの設置を予定しております。初回運行時には、私もお出迎えし、水俣の特産品のプレゼントのほか、ぜひ次回はゆっくりと水俣に来ていただくために、水俣のPRを行いたいと思っております。

ななつ星in九州は、1年間は毎週木曜日に水俣駅に来ますので、市報等を通じて市民の皆様におもてなしの呼びかけをさせていただき、水俣を気に入っていただけるように、市民と一緒になっておもてなしができればと思います。

現在、JR九州や肥薩おれんじ鉄道、みなまた観光物産協会等とも、どのようなおもてなしが可能なのか具体的に協議を進めているところでございます。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 答弁いただきましたので、2回目の質問ということで入らせていただきます。

まず、水俣駅についての質問です。去る11月15日ぐらいだったと思うんですけども、水俣駅に入っておられたレストラン水俣屋が店を閉じ、退去されたということですが、これについて肥薩おれんじ鉄道のほうから何か聞いておられるか。どのようなことをまた聞いておられるか。また、市として、今後どのような考えを持っておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、2番目に午後8時で施錠されるとのことですけれども、これはやはり水俣市民の足としての駅ということで、終電まであそこの扉というか、ステーションのところの施錠をあけられないかというのが1つ。

3番目に、駅舎の入り口に1つと待合室のトイレ近くに1つ、防犯カメラが設置してあるんですけども、今、水俣もなかなか、わいせつ事案とかそういうのが結構ふえております。無人になってしまう駅の中での事故防止、犯罪防止のために、駅舎の中はそういうふうな形で防犯カメラがついているんですけども、駅のホームに対して防犯カメラというのが全然ついておりません。これは、現在そういうふうな形で午後8時で施錠されたということで、お客様は、乗りおられる方は裏のほうの通路からホームのほうに入っている。この部分でもし何か事故があったりとか、そういうふうな形で防犯的なものでも、やはりあそこの待合室が閉まった後に、駅ホームのところのベンチに座って待っておられる方というのも結構おられるので、その関係でホーム側にも防犯カメラの設置ということでお願いできないかと。

以上、水俣駅についてはその3点をお聞きしたいと思います。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の現況はどうかということで答弁いただきました。

この中で、今、ほたるの湯の開館時間が午前10時から午後8時までというふうな形で、4月から9月は午後8時30分までというふうな形の時間利用というふうな感じになっております。自分たちも仕事を終えて家に帰ってきて、それからまたちょっと温泉にでも行ってみようかみたいな感じで考えたときに、午後8時で閉まってしまうということを考えると、なかなか市内の方も行きそびれてしまうと。そこの時間延長というのを、やはり午後9時ぐらいまでは1時間ぐらいちょっと延長できないのかというのが1つ。

あと、毎週月曜日が定休日になっておりますけれども、日月というふうな形で連休が続いたと

きに、よそからお客様が来ているのに、月曜日閉まっていると。何のための温泉なんだというふうな形で、連休とかで月曜日がかかった場合は、やはりちょっとその部分はあけていただいて、代休を次の日とかいうような形でずらしてもらえないかというのが1つです。

1つは年末年始の営業時間というか、営業日に関しても12月は29日までですかね。1月は3日からというふうな形で一応今、日にちが決めてあるんですけども、湯の鶴出身の方というのも多分、正月のときには帰ってこられると思います。その方たちもやはり12月30日とか、1月2日とかあいていたら入れると思うし、その期間、湯の鶴の旅館というのは外からのお客さんというのでいっぱいになるので、なかなか温泉を利用できないというふうな形で、やはり正月期間の休みの期間もちょっと考えてほしいというふうな形が1つ。

あと、入浴料についてです。これは、湯の鶴の地元の方は100円を入れる、市内の方は200円、同じ水俣市で100円と200円の差は何なんだろうと。例えば、津奈木の四季彩とかに行くと、町外と町内で分けて、町外の方は幾ら、町内の方は幾らというふうな形でわけてあるんですけども、このほたるの湯に関しては地元の湯の鶴の方は100円、水俣市の方は200円、それ以降の方はもう少し高いのかな。200円と100円というふうな形で一応やっているというふうな形ですけども、その辺をもう少し考えてほしいなというのが1つあります。

ほたるの湯に関する2次質問はそれだけです。

あと、ななつ星in九州に関しては、多分これ、ななつ星in九州が入ってきたら、水俣市民だけじゃなく近隣の人たちもやっぱり一度は見たいというふうな形で入ってこられるのかなと。物すごく人手が予想されるんですけども、ただ、水俣駅にとまる時間というのが夕方6時過ぎですかね。午後6時半に水俣駅に着いて、午後8時15分に八代方面に行くということで、夕方というふうな形になってくるんです。これでおもてなしというふうな形で考えたときに、夏時間、冬時間というのがあると思うんですけども、その件で何か今のところ肥薩おれんじ鉄道と、みなまた観光物産協会と市とで話をしているというふうなことで、どういうことをやっていくかということをお話されているような感じなんですけど、その進捗状況というのか、何かこういうのをやりますとかというのは、何かもう出てきているのかというのをちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 確認いたしたいと思います。リニューアルオープンした水俣駅については2次質問は3件ですね。ほたるの湯については4件、最後、ななつ星in九州については1件ですね。答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） では、御質問にお答えしたいと思います。

まず、1回目の質問で大変落ちついていらっしゃるので、私は最初るときそこでがたがた震え

たのを覚えておりますけど。

御質問、まずありましたもので、私が答える分とちょっと担当部長のほうで答える分とちょっと分けさせていただきます。

旬菜カフェの件でございますが、今、閉店して張り紙がしてあるのを私も確認をしております、実は肥薩おれんじ鉄道、どうなっているかよく報告が来ていませんでしたもんですから、私が行くというふうにしておったんですけれども、ちょっと向こうが日程が取れないということで12月4日に向こうから来られまして話をさせていただきました。

その店は入られた方、オーナーと肥薩おれんじ鉄道の契約の件なので中身については触れませんが、退去というふうになったと報告がありました。その後、一番困るのは、あのまま張り紙がしてあって続くのが、うちは水俣の玄関として非常に困るということは伝えてあります。

今、肥薩おれんじ鉄道のほうで案件というか、お話は少しあるというふうにもちょっと聞いております。なるべく早くまず次の方というか、開店をしていただきたいということは伝えておりますので、この時期が今年度中になるのか、また年明けになるのかは、ちょっと今のところはつきりしておりませんが、今後もそれは伝えていきたいというふうに思っております。

2つ目の駅の時間です。午前6時半から午後8時まで、結局夜が午後8時で早いんじゃないかということだと思うんですけれども、これも肥薩おれんじ鉄道が来られたときに、私のほうからも伝えさせていただきました。今、時々午後8時に閉まっているということで、私のほうにも耳に入っております。実際、下りが午後11時半にあるというふうに聞いておりますけど、その部分も話しましたら、夜間の無人化で調度品の関係だったり、施錠の関係だったりということをおっしゃっていましたが、水俣市民の利便性を考えて、そのところは肥薩おれんじ鉄道のほうで何とかしていただきたいということは伝えおります。

あと、施錠を今ななうらステーションさんが午後8時に来ているということなんですけど、それを遅くしたときに、その辺も少しどうなのかということを書いていらっしゃいましたが、私のほうとしては、なるべくその時間は後ろのほうに延ばしていただきたいということは伝えております。

それと、ホームの防犯カメラにつきましては、初めて今聞きましたので、今後伝えていきますけど、実際管理が肥薩おれんじ鉄道なので、ホームに実際あっても全然おかしくはないと思いますし、それが普通だというふうに私も思いますので、それは伝えていきたいというふうに思っております。駅については、これだけですかね。

それと、ほたるの湯の時間と定休日と年末年始の件でございますけど、金額については担当部長のほうからちょっと話をさせていただきますが、管理を水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の規定により、今やっているわけでございます。開館時間については、午前10時

から午後8時まで、ただし4月から9月までは午前10時から午後8時30分まで、また休館日については月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までと定められているわけでございます。現在は、条例に従いまして開館時間、休館日を設定しているところでございますので、この辺は時間、または定休日等は少しこちらのほうでも話をしていきたいというふうに思っております。

それと、この時間の延長とか休館日になりますと、管理者が地元の15区の自治会がやっていらっしゃると思いますので、その辺とも相談をしながら、開館時間、休館日を設定していくというふうに考えております。

この時間については、この条例の中に市長が特に認めるときは、開館時間や休館日を変更することができるというふうにもうたっておりますので、この辺は少し弾力性があるかと思っておりますので、とりあえずその15区の自治会の方とも少し相談をさせていただきたいと思っておりますし、私としては、やっぱり使い勝手のいい、ほたるの湯であっていただきたいなというふうな思いがありますので、話をしていきたいというふうに思っております。

金額については、済みません、私はちょっとあれなので、担当部長のほうから。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） それでは、ほたるの湯の利用料、使用料の違い、地元と市内の方が違うのはなぜかという御質問でございます。

もともとずっと前から、湯の鶴では共同の浴場というのがございまして、そこら辺の経緯から若干安くなっているということが考えられます。

市内の方も200円、非常に安い料金ですので、そこら辺は皆さん御利用していただければ、ある程度地元の方が100円であっても、それはそれでいいのではないかと思っておりますので、特に市内の方が400円、500円ということであれば考えますけれども、非常に安い料金でありますので、そこら辺は現状でいいのではないかとこのように考えております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ななつ星in九州のおもてなしの件ですけど、計上しているのは横断幕、のぼり旗等でありまして、中身についてはもう少し検討したいというふうに思っております。

ななつ星in九州がとまるということを知られた方は、湯の鶴温泉に連れていけんとか、湯の児にはどうや、バラ園にはどうやといろいろお話をいただいているところなんですけど、先ほど答弁したように、時間が食事の時間を抜くと45分ぐらいということ、それと夕方6時半以降、もうちょっと暗くなってからなので、その辺は何か私たちでできるものということを考えていきたいです。いかんせん45分の時間だと、あの周辺を使っておもてなしをする、そしてまた次回、水俣のほうにもお越しをいただきたいというふうな宣伝をするような形に現時点ではとどまるかと思っておりますけど、今後ダイヤ改正等があったときに、時間の変更があったら水俣のほうにも

ぜひ時間をとって、そういった観光地にも行っていただけるような御提案というかお願いはしてきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 今、市長のほうからと緒方産業建設部長のほうから御答弁いただきましたけれども、この駅舎のレストランがなくなったということで、やはり市長も言われましたが、水俣市の玄関口、そこでただ駅舎だけが新しくなって、そこには物産品も何も置いてないよと。そういうのもちょっと追い目を感じるし、今までレストランがあったから、水俣駅というのも、こういうすばらしい食事ができる場所があったんだなというふうな形で来られている方も多々あったと思います。

ぜひ、本当に市としてこういうふうな形になって、肥薩おれんじ鉄道からいろいろ話は聞いておられると思いますけれども、今後この新しい事業というふうな形で何かそこに早急に入れていただくような施策をとってほしいと、これは要望です。

あと、午後11時30分の終電まで、ここにやはり駅舎に入っていかれる。特に今は寒い時期ですので、外をわざわざ回ってとかじゃなくて、やはり駅舎の中の待合室で時間が来るまで待ったりとか、おりてこられたときに、駅の改札口をおりてくると、それが本来の駅の姿じゃないかと。駅の改札口まで来たけど閉まっていて、わざわざその横を通っておりてくると、何か無人駅と言われればそうかもしれませんけれども、水俣市の玄関口、やはりきちっと改札口を抜けて出てきて、タクシーに乗って帰るとか、そういうふうに思いますので、ぜひこれも要望ですが、終電まできちっとその機能ができるようにやってほしいなと、そういうふうに思います。

あと、防犯カメラについては、本当に全然無人になってしまって、そこにもし万が一何かがあったときというのがあるので、防犯対策というふうな形で、交番は隣にありますけれども、なかなか交番の人がそこにずっといるかということ、そうじゃないし、そういうふうなことを考えたときには、今本当に防犯カメラは必要だと思いますので、これも要望ですが、ひとつよろしく願いしておきます。

あと湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に関してですけれども、一応市長が特に必要であると認めたときには、15区の指定管理者の方とお話ができるような形で言われましたので、これも要望ですが、ひとつその辺もきちっと話をされて、せっかく今湯の鶴温泉、人がふえております。本当に鶴の屋さんとかも食事する時間に行くと結構いっぱい。やっぱりよそからも人が口コミで入ってきているような状況です。これ、鶴の屋さんだけじゃなくて、湯の鶴にある旅館の方もプラスになっていると思います。だから、湯の鶴の方も湯の鶴の自治会挙げてもっと湯の鶴の温泉に人を呼び込むというために、そういった開館時間とか休みの時間とかというのを譲歩していただくような形で前向きに対処してほしいなと、そういうふうな形で思っております。これももう

要望です。

1つ、湯の鶴温泉保健センターに絡んでです。今、湯の鶴温泉の温泉旅館が閉まっているところが結構多いんですけども、こういったところの再利用といったらおかしいですが、何かよそから来た人にそういうところを提供して物産品とか、何かそういうのを売っていただけるようなお店をつくる。水俣市内自体に今、宿泊施設がちょっと足りないというような感じもあるので、何かこう低料金で泊まれるような、もう泊まりだけというような形でビジネス旅館みたいな感じの考えで、そういった閉まった旅館といったらおかしいですけども、今ちょっと営業されていない旅館等を再利用してできないかと、これは質問になります。何かそういうのを考えておられないかというのが1つです。

J Rのななつ星in九州、これ本当に絶対水俣駅にとまるということが、八代駅とか川内駅とか熊本駅とかにはとまらないんですね。八代駅は、ただそこでとまってもう寝るだけみたいな感じで、お客さんがおりてとか2時間も時間を使ってとまっているのは水俣市だけというふうな形になりますので、とまった時間といっても、結局夕食を食べるということで45分間だけの時間というふうな形になりますけれども、そこをどうにか水俣市を45分間でPRできるような、何かそういった施策をやっぴり考えなくちゃいけないと思うので、ぜひ皆さん知恵を絞ってやっていただきたいと思います。

市長も今言われましたけれども、湯の鶴温泉とか湯の児温泉とかバラ園にというふうな形で、そういう話もありますということなんですが、時間的に45分間というふうな感じでなかなか大勢のお客様をそこに連れていくというのはちょっと無理なのかなと。そうなってくると、駅舎自体に何か、湯の鶴温泉とか湯の児温泉のお湯を持ってきて、足湯とかそういったやつをちょっと簡易的につくってやるのも、こういうふうな形で水俣市には温泉がありますよというPRにもなってくるのかなと。あとパンフレットをもう少し豪華なものにして、お客様にまた水俣のよさを知っていただくというのも1つのアイデアなのかなとも思います。

一応、質問としたら湯の鶴の温泉、旅館がちょっとあいている部分でそういうふうな何か施策とか考えておられることはないのか、その1点だけお聞きします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、いろいろ御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

実際、こういった一般質問のやりとりの中で御提案いただいたり、水俣をどうしようというやりとりをするのが、この議会かなというふうにも思っております。

今、あいている旅館を使って素泊まり、ビジネス的なものというのは考えとしていただきました。実際、今うちのほうで知っている限りでは使えるようなところがちょっとないんですけども、もしそういったところがあったらまた教えていただければ。市としてそれをやるのか、民間

の方がやられるのか、その辺はもうちょっと精査しないといけないと思っております。

きのう、水俣環境アカデミア開校したときに、じゃ大学生、どこの安いところに泊まっていたかというお話もありましたが、そういったところもいろいろ勘案しますと、そういった安くとまれる施設というのは、あれば重宝かなというふうにも思っております。

湯の鶴の旅館について、今どうこうというのは今のところありませんけど、今後検討はできるのかなというふうに思っております。

足湯とかパンフレット、いいものにつくれということでございますので、そういった御提案も今後活用しながら、ぜひななつ星in九州が来たときに、湯の児・湯の鶴までは行けなくても、ある程度の層の方が来たときに、水俣をアピールできるようなものにはしたいというふうに思っておりますので、ぜひまたいろいろな御提案、御提言いただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（福田 斉君） 次に、防災について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 防災について順次お答えします。

まず、消防団員が不足する中で、以前、消防団OBにも活動してもらってはという話があったが、その後どのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

本市におきましても、他市町村と同様に団員数の減少が問題となっており、特に山間部を管轄する分団においては団員数が少ないのに加え、団員の多くが市街地に勤務しているため、昼間の火災発生に早急に対応できない、そのような状況となっております。

このような中、地元に住居するOB団員等を活用し、昼間の火災の初期消火のみに限定して活動する機能別団員の導入は、非常に有効な手段だと考えております。

また、先月水俣市において県下14市の消防団長による都市消防団長連絡協議会が開催されましたが、その会議においても機能別団員制度の導入について、問題点や課題が議論されたところで、本市における機能別団員制度の導入については今後、消防団等も含めて、課題等を整理し、制度の導入については検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所の看板は、全ての避難所に設置してあるのかとの御質問にお答えします。

市内の避難所につきましては、現在、市が管理する避難所として22カ所、地域が管理する避難所として39カ所指定しています。

市が管理する避難所につきましては、全てに避難所表示看板の設置が完了しております。地域が管理する避難所のうち、厚生会館、水俣みどり保育園、白浜市営住宅3号棟、4号棟踊り場については、まだ看板の設置が完了していません。

なお、避難所表示看板が未設置の避難所につきまして、厚生会館は、平成28年度に設置を計画しているところであり、水俣みどり保育園、白浜市営住宅3号棟、4号棟踊り場については、設置する看板の製作は完了し、施設管理者と設置場所等の調整を行っているところです。

次に、火災時の水利について、わらび野からひばりヶ丘までの国道3号線沿いに消火栓がないことについて、どのように考えているのかとの御質問にお答えします。

当該区間には、水道管が埋設されていないため、消火栓も設置しておりません。近辺に水道管はありますが、消火栓を設置するには決められた口径以上の水道管が必要であり、近辺に埋設してある水道管は、設置基準の口径よりも小さいため、消火栓を設置していないものです。しかし、市としましては、火災時において、水利の空白地域ができないようにしていく必要があると認識しております。水道局において国道3号線の田平市営住宅付近からファミリーレストラン前交差点までの約1,000メートルの区間において、水道管の新設工事を計画しており、その工事に合わせて消火栓の設置を検討しているところです。

また、わらび野付近につきましては、地域からの要望がありましたら、防火水槽等の新設などを関係機関等と協議してまいります。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 答弁いただきました。

まず、消防団員の不足の件ですけれども、これは以前、私が傍聴に来たときに、今の福田議長のほうが数年前に同じようなことを質問されておりまして、その答弁の結果というのが、まだ全然出ていなかったということで、ちょっとかいつまんできょう質問させていただいたんです。水俣市の消防団員の現況を考えると、やはり山間部の方というのは、どうしても水俣市内に仕事ということで、昼間は本当にその地区に残された方というのは、ある程度年配の方と、年配といっても60過ぎの方というふうな形が結構多いと思います。まだ仕事もやっておられるかもしれませんが。以前みたいに、例えば農林業とかで生活されていた方は、いろいろそのときの消防団員というのは結構いたんでしょうけれども、今は空白の時間というのが結構多いような感じで、昼間の火災、先月も林野火災とかありましたが、そういうときもやっぱり消防団員というふうな形で足りない。市内から駆けつけていくというふうな形で時間もかかると。林野火災ですので、そんな慌てて行く必要はないんですけれども、慌てていく必要といたらおかしいですが、ある程度やっぱりきちとした装備を持って、林野火災のときには当たるというふうな形でやっております。

ただ、一般住宅建物火災のときには、なるべく早く消化をしなければいけないということで、そこに消防団員というふうな形で考えると物すごく人がいないということであれば、住民の方は、やっぱり不安で仕方がないのかなというふうな感じはありますので、前回も一応導入につい

では検討しておりますみたいな感じの返答だったと思います。今回もこのような形で、ただ導入検討というふうな感じですが、なるべく前向きに、本当にそこの地区の方にしてみれば、必要不可欠というふうな問題になってくると思うので、真剣に検討していただきたいと、そのように思います。

あとは、例えば、初期消火というふうな形で考えたときに、水俣市の職員の方でも地域の消防団に入っておられる方が結構おられます。その方たちが、昼間やっぱり消火活動のために市役所から出ていかれるわけですが、そのときに各地域の消防団の車に便乗して待っておられて乗っていかれるというふうな形が今は多いと思うんですが、これを例えば市役所に何かそういう1台緊急車両みたいな感じで、消防車じゃなくても結構です。一堂に集まって乗っていける車みたいな感じのものを1つ用意していただけないか。速やかに現場まで5人なら5人の人数が行けると。分団の消防自動車が出ていくのを待っていて、それに乗っていくというよりも、初期消火というふうな形でいくと、時間的に物すごく短くなっていくと。やはり昼間の火災というふうな形で、勤め人というのは、なかなか今のところ事業所を抜け出して出てくるというのも難しい状況ですので、市役所の方にはちょっと申しわけないところもあるんですが、一番人が集まりやすい、即出ていけるというふうな形で考えると、そういうふうな形で1台緊急車両みたいな感じのものを用意していただければ、市民の皆さんのためになるんじゃないかと。

例えば、芦北町や津奈木町の役場には職員で構成する機動分団というのがあります。この機動分団というのは水俣でいう分団、1個の分団というふうな形になってしまうので、それをまた新たにつくれとは言いませんので、一応職員の方がそれだけ10人は多分おられるのかなと思うんですが、そういう人たちがいつも火事の際に自分の分団とか、よその分団が車で通ったときにそれに便乗して乗っていかれるというんじゃないで、もう市役所なら市役所でちょっと集まって、じゃ現場まで行きましょうかみたいな感じの速やかな行動がとれるような、何か方策というのは考えておられないかというのが1つ。

避難所に関してですが、一応避難所の看板というのが、今、水俣市が指定している避難所の部分に関してはもう看板はきちっと設置してありますよと。自治会のほうで避難所として指定してあるところは、まだちょっと何カ所か看板をつけていないというところがあるんです。私、地元が陣内で厚生会館が地元の避難所としてあるんですが、これは昨年度は災害対策基本法の改正というふうな形で、1回避難所というふうなところから抜けたような感じがしたんですが、ことまた避難所というような形で挙がってきております。これは、何か理由があったのか。経緯というか、そういうのがあれば聞かせてほしいと思います。

あと、消火栓設置についてですが、国道3号線、田平市営住宅からジョイフル、レストランのところまでの1キロメートルに関して水道工事というか、水道管の敷設のときに、結局消

火栓の設置を検討しているというふうな形で答弁があったわけですが、大体何カ所ぐらいの消火栓設置というふうな感じで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） お答えします。

まず、第1点目、初期消火に対応する緊急車両等のようなものを水俣市役所に1台置いて、迅速な初期消火に当たるような体制を整えてはどうかという御質問からなんですが、現在、昼間の段階で火災が起きたときには、水俣市役所には指揮車というものがございまして、防災生活課がそれに乗ってまず駆けつけます。恐らく議員がおっしゃるのは、それプラスで、ほかに例えば車両を活用して、そこに行くというようなことができるかどうかなんですけれども、市役所の中には車その指揮車以外に公用車というのもございまして、その公用車の空き公用車を活用する方法とか、あるいは新しく購入する方法とか、ちょっと総合的に予算と、あと空車状況も考えて検討する必要がありますので、現在ここでは確答はお答えできないんですが、今後ちょっとそれらを含めて、検討させていただければと考えております。

第2点目、厚生会館が一旦避難所から外れて、また復活したというところの経緯につきましてなんですけれども、これにつきましては、厚生会館は、議員御存じのとおり老朽化と雨漏りがあったもので、一旦廃止をさせていただきました。そして、水俣第一中学校が避難所になったんですが、水俣第一中学校のほうが今度は避難所から離れたもので、避難所がなくなってしまうと。なくなってしまったので、地元の要望で地域管理する避難所として、また指定したということになっております。

第3点目です。消火栓が何基設置される予定かということなんですが、これについては現在のところ3基の計画であります。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 ありがとうございます。

なかなか難しい、ちょっとやそつとじゃというふうな形の質問だったと思いますけれども、済みません。

あと、今、昼間の火災についてですけれども、やはり事業所に勤めておられる方が火事だからといって、ぱっとそこを抜けて出てくるというのもなかなか難しいというふうな時代になっているんだと。ただ、そのことに関して各市内にある事業所さんにも、水俣市として、例えば消防団員がいるのであれば、もし万が一そういうふうな形があったときには、出勤してもらうようお願いというのを事業所に対してできないのかというのが1つ。

あと、厚生会館が避難所として復活してきた経緯というのが、水俣第一中学校が使えなかったということで、市民の声で避難所がないのでというふうな話が今ありました。確かに、水俣第一中学校が使えなくなったというのは物すごく痛手だというふうな形はあります。

ただ、そこで厚生会館についてですけれども、これを避難所として使ったときに、安心して避難ができるような今の建物の状態じゃないと思います。はっきり言って、この8月の台風でもやっぱり被害があって、雨漏りの修繕というような形で予算が出ておりましたけれども、避難所として安心して使えるような形で修繕、改築というのをやっていただきたいと。これはもうトイレ自体が使えないと思いますので、やはりそういうところをきちっとしたところで避難所というような形でもっていかないと、避難してくださいと言っても、そこに避難するより我が家におったほうが良いというふうな形になってくるので、そういうのを避難所としてというのはちょっとクエスチョンかなというふうな感じで思います。これは要望です。

あとは、避難所に関して、例えば避難をされた方たちが毛布とか、敷物とか、まあ敷物はもうあれかもしれませんけれども、毛布とかの備蓄というふうな形はどうなっているのか。

あと、避難所にAEDの設置はできないのか。その辺をちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） まず、第1点目につきまして、民間事業者の方に初期消火あるいは消火活動の御協力をお願いできないかという点につきまして、現在、市のほうでは市報などを活用して消防団員募集のお知らせはしております。

今後、各事業所に対しましては、火災時の消火活動やあるいは消防団活動の御理解や啓発の御協力のほうも行っていきたいと考えております。

第2点目、毛布の備蓄とAEDの設置状況なんですけれども、済みません、ちょっと私記憶しておりませんでした。毛布についての備蓄はないそうです。AEDにつきましては、大きいところには設置してありますということです。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

平成27年12月10日

平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月10日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後0時4分 散会

（出席議員） 15人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
水道局長（松 尾 健 二 君）	総務企画部次長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）	産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）
総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）
総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）	

○議事日程 第4号

平成27年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君
- 1 土砂災害防止法による個人資産への影響について
  - 2 TPPの影響と地元循環型経済促進について
  - 3 原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明について
- 2 小路貴紀君
- 1 木質バイオマス発電所の誘致計画について
  - 2 観光振興及び地域活性化策について
    - (1) 大型クルーズ船の活用について
    - (2) ふるさと納税について
    - (3) 味の駅たけんこについて
  - 3 国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用について
  - 4 幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについて

(付託委員会)

- 第2 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
(総務産業)
- 第3 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について  
(総務産業)
- 第4 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第5 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第6 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第7 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第8 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(厚生文教)
- 第9 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第10 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(厚生文教)
- 第11 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第5号)  
(各委)

- 第12 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） （厚生文教）  
 第13 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） （厚生文教）  
 第14 議第106号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号） （各委）

平成27年12月第6回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第5号	消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成27年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党の高岡朱美でございます。

昨日、田中陸議員が当選して7カ月たったの感想をお話しされていまして。私も少し感想を述べさせていただきます。

これまで研修という名目でさまざまな分野でお仕事をされている方のお話を聞く機会をいただきました。市の外郭団体を初め、商工会議所、農業委員の皆さん、みずからも観光関係の方や森林組合などにもお話を聞きに伺いました。森林火災の現場で消防団の仕事を見たのも初めてでした。こういう立場にならなければ決して知ることはなかったと思います。忙しいでしょうとよく言われますが、とても楽しい忙しさだと感じています。これからもっと多くの人、そして他市町村の取り組みなどを学び、水俣の発展に役立つ提案ができるようになりたいと思っています。

最近、近所の方や支持者の方がたびたび言われるのは、年金が少なく生活が大変だということです。ぐあいの悪い方は本当に不安そうに話をされます。日本の労働時間は、世界でもぬきんでおり、そうやって働いて日本のGDP世界第3位を支えてきた方々です。本当に情けない話です。日本は今どういう国を目指しているのか、私たちも厳しく問うていかなければならないと思います。

以下、質問に入ります。

大項目1、土砂災害防止法による個人資産への影響について。

①県による土砂災害警戒地域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒地域（レッドゾーン）の指定を進められていると聞かすが、レッドゾーン内に含まれる住宅は何軒あったか。

②今後レッドゾーン指定地域内での住宅の新築、改築、改修には、さまざまな条件が課されると聞いているが、どのような条件か。

③当該住宅にとって移転するにも改修するにも大きな負担が伴うことになるが、国、県、市から何らかの公的補助はあるのか。

大項目2、TPPの影響と地元循環型経済促進について。

①TPPが大筋合意に至ったが、地元農業、建設業、医療、金融への影響をどのように分析しているか。

②消費者へはどのような影響があると考えられるか。

③2013年に国会決議を上げた上で、これらが守られなければ交渉から撤退することになっているが、どのような決議だったか。またこの決議は守られたと思うか。

④合意内容について明らかになった部分は、ほんの一部分だと言われている。残りの部分についてはいつごろ情報公開されると聞いているか。

大項目3、原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明について。

①9月議会で水俣市独自の避難計画を急ぐよう要望した。その後、何らかの進展はあったか。

②8月6日に自治会代表者会議において九州電力から説明があったと聞いているが、どのような内容だったか。

③新聞報道によると、鹿児島県川内原子力発電所周辺のモニタリングポストが2013年から2年間、断続的に測定不能になっていた。県は2013年5月にはそれを確認していたにもかかわらず、県民にも環境放射線モニタリング委員会にも報告していなかったとある。当該ポストの役割はどのようなもので、事故時に作動していなかった場合、どのようなことが起きることが予想されるか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、土砂災害防止法による個人資産への影響については総務企画部長から、T P Pの影響と地元循環型経済促進については私から、原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明については副市長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 土砂災害防止法による個人資産への影響について答弁を求めます。

緒方総務企画部長。

（総務企画部長 緒方克治君登壇）

○総務企画部長（緒方克治君） 土砂災害防止法による個人資産への影響について、順次お答えします。

県による土砂災害警戒地域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒地域（レッドゾーン）の指定を進められていると聞かすが、レッドゾーン内に含まれる住宅は何軒あったかとの御質問にお答えします。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命、または身体に被害が生じるおそれがあると認められる区域であり、通称イエローゾーンと言われております。また、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命、または身体に著しい被害が生じるおそれがあると認められる区域であり、通称レッドゾーンと言われております。

これらの区域につきましては、熊本県が平成17年度から順次調査及び指定を行っており、水俣市におきましては、平成27年9月現在でイエローゾーンが推定値として526カ所となっております。これまでイエローゾーンが387カ所指定を受けておりますので、区域指定の進捗率は73.6%となっております。イエローゾーン387カ所のうちレッドゾーンは370カ所ですが、区域指定の前

に行われる基礎調査を終え、結果が公表され、今後指定を予定している99カ所を加えますと469カ所で、その中に716戸の人家が含まれていると伺っております。

次に、今後、レッドゾーン指定地域内での住宅の新築、改築、改修には、さまざまな条件が課せられていると聞いているが、どのような条件かとの御質問にお答えします。レッドゾーン指定地域内に住宅を新築する場合、また地域内に居住されている方が増改築をする場合は、建築物の構造が安全なものとなるように、建築基準法による建築確認の手続が必要となります。手続としては、レッドゾーン内の住宅等の建築に着手する前に、建物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものになっているか、例えば住宅の外壁等の主要構造物を鉄筋コンクリートづくりにする等、県知事への申請が必要となります。また、今まで確認申請手続の必要がなかった地域についても、レッドゾーンに指定された区域では確認申請が必要となります。

次に、当該住宅にとって、移転するにも改修するにも大きな負担が伴うことになるが、国・県・市から何らかの公的補助はあるのかとの御質問にお答えします。

レッドゾーンに指定された地域内の住宅の移転に係る補助制度について、まず国の補助制度について申し上げますと、がけ地近接等危険住宅移転事業と防災集団移転促進事業があります。がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、土砂災害等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を促進するもので、危険住宅の除却等の費用、危険住宅にかわる新たな住宅の建設、購入、これに必要な土地の取得のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額に対して限度額を設け、補助が行われます。

防災集団移転促進事業につきましては、災害が発生した地域または建築基準法第39条の規定に基づき、指定した災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するもので、住宅団地の用地取得及び造成に要する費用、移転者の住宅建設・土地取得のため金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額などに対し、補助が行われます。

県の補助事業につきましては、今年度創設された熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業があります。当該事業は、土砂災害から県民の生命及び身体を守るため、レッドゾーンからの移転を促進するもので、住宅除却・移転経費、住宅の建設、購入費等を1戸当たり300万円を上限とし補助するものです。国のがけ地近接等危険住宅移転事業との併用も可能となっています。また、国や県いずれの補助制度についても、レッドゾーンに指定された地域内の住宅の改修には適用されません。市の補助制度については現在のところありません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 詳しく御答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。この件を取り上げましたのは、たまたま私の近所で新築をされている方が、もとの住宅では改築に制限があったために移転をしてくられたと聞きまして、どういうことなのかなということで整理するために質問させていただきました。

御答弁いただきましたように、住んでいる土地がレッドゾーンに指定をされますと、通常の改築では許可がおりなくなると、壁を厚いコンクリートにするなど随分とお金をかけなくてはなりません。しかし、今の御説明から、改築には補助金がつかず、あくまで移転を促すことを目的にした補助金しか準備されていないということだと思います。近年の土砂災害による人命の損失、家屋の損壊を見ていますと、これも仕方がないのかなと思うところでございます。指定された家屋の件数が716戸ということで、かなり多いのですけれども、それぞれが自分の土地の性質をよく知っておく必要があると思います。

それで2回目の1点目の質問ですが、土砂災害警戒区域に指定される予定の地域については、説明会が開催されていると聞いています。どのように周知をされ、参加率はどれぐらいなのでしょう。

2点目、その説明会の中で、移転に伴う補助制度について、情報は詳しく提供されているのでしょうか。

3点目は、がけ地近接等危険住宅移転事業及び防災集団移転促進事業、これは昭和48年に創設された国の補助事業ですけれども、これまで利用実績はあるのか。

そして4点目ですが、こうした土砂災害警戒地域の指定事業に関連して、平成25年6月に総務省自治税務局資産室長から、平成27年度固定資産の評価がえに関する留意事項についてという通知が出ております。土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定による土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該区域の個別的要因について、適正に補正を行うこととあります。これはどのような意味でしょうか。また水俣市においてはどのように対応される予定でしょうか。

以上4点です。

○議長（福田 齊君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えします。

地域への説明会等につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。説明会の開催がどのように周知し、参加率はどれぐらいであったかという御質問であります。まず説明会につきましては、調査が完了し、指定を予定している区域から随時開催をされ、対象区域の近隣にあります集会所等で行っております。その説明会開催の周知方法につきましては、地元の自治会と対象範囲や部数につきまして調整し、基本的には回覧で周知を行っております。また、参加率と

いう形で詳細に把握はしておりませんが、説明会には開催規模によりますけれども、4名から30名程度が参加されております。説明会に欠席された方につきましては、お近くの方に資料の配付をお願いするという形で周知を図っているところです。

それから、補助制度等についての詳しい説明はあったのかということでございますけれども、概要については説明をされておりますが、詳細について説明ということはやっておりません。したがって、水俣市と熊本県の担当の部署等について連絡先を書いておりますので、そちらのほうに随時何でもお尋ねをくださいという形で、説明会をされているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 緒方総務企画部長。

○総務企画部長（緒方克治君） 続きまして、がけ地近接等危険住宅移転事業について、利用実績があるかとの御質問にお答えします。

当該事業につきましては、昭和48年3月16日に水俣市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程を定めており、昭和47年度に4件、昭和48年度に10件、昭和49年度に3件の実績がありますが、それ以降の利用はございません。

続きまして、総務省自治税務局資産室長からの留意事項についての補正の件についてお答えします。

土地の固定資産税評価額の算定に当たりましては、平成25年の総務省自治税務局資産評価室長通知の中で、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地の利用制限等が、土地の価格に影響を与える場合には、当該区域の個別的要因について適正に補正を行うこととされています。しかし、総務省において具体的な基準とか方法が示されているわけではなく、評価額の減価の実施は、実情に応じて各市町村の判断に委ねられているところです。

本市としましては、これから平成30年度の固定資産評価がえに向けて、評価額の減価の基準づくりから着手し、対象地域が受けるさまざまな制約が及ぼす影響を、不動産鑑定士等の専門家の意見も参考にしながら精査をし、最も効率的に本市の実情に合った土地評価額の補正の実施ができるよう検討を進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 近所に越してこられた方の御負担があったんだろうなと思って、県のほうに、やっぱりこういうときの補助制度について私もお尋ねをしたんですけれども、そのときに、昭和48年の国の補助制度のことの説明があったときに、余り住民に周知がされていなかったのも、ほとんどやっぱり利用がなかったというふうに言われていました。

今お聞きした説明会の状況ですと、そこに参加されなかった方に対しては、十分な説明がないのかなというふうにはちょっと思いました。危険地域に自分が住んでいるということ、それから移転を望んだときに、そういった補助制度があるということ、それともう1つ大事な情報だと思うのは、レッドゾーンに指定されたことで、土地の評価が下がるということですね。それに伴って固定資産税も今から変わっていくということです。水俣市においてはそれを平成30年をめどに行うということで御説明ありましたけれども、こういった情報は個人にとって、とても大事な情報だと思いますし、不動産取引にも関係してくることになります。ぜひその対象の方にはきちんと情報、それから知識ですね、補助制度についての知識が伝わるように、ぜひ工夫をして、欠席された方にも大事な情報だということが伝わるようにしていただきたいというふうに思います。これは要望とさせていただきます。

○議長（福田 齊君） 次に、T P Pの影響と地元循環型経済促進について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、T P Pの影響と地元循環型経済促進について順次お答えをいたします。

まず、T P Pが大筋合意に至ったが、地元農業、建設業、医療、金融への影響をどのように分析しているかとの御質問にお答えをいたします。

初めに、T P Pの影響についてですが、国による各地域での影響の分析結果が公表されていないのが現状であります。そのような中、農業分野について国から示されたT P P大筋合意の内容をもとに、市独自に農業への影響を分析してみますと、例えば、かんきつ類において協定発効から8年後に関税が撤廃される内容となっております。このことで、外国産の安価なオレンジが増加し、国産のかんきつ類が売れなくなる懸念がありますが、不透明な部分が多く、具体的にどのような影響があるのか、現在のところ不明であります。

次は、建設業についてであります。W T O（世界貿易機関）の政府調達協定により、地方政府が行う公共工事の20億2,000万円以上については、現在、国際入札基準で実施されており、外国企業が入札に参加できるようになっております。交渉の結果、日本は、現在運用されているW T O基準を維持されることとなっているようであります。

医療においては、バイオ医療品の新薬を独占的に販売できる期間を実質8年としておりますが、これは現在の日本の保護期間と変わりはありません。

金融分野については、関連政策の目標を明らかにするため、11月25日に政府が決定した総合的なT P P関連政策大綱において、中堅・中小企業の海外展開の支援に資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を支援などと記載がされているところであります。

現段階においては、これら建設業、医療、金融への影響を分析することは非常に難しいところでもあります。そのようなことから、今後さらに、国会においてもT P Pの合意内容が国益に沿ったものであるのかについて、十分に審議していただきたいと考えております。

次に、消費者へはどのような影響があると考えられるかとの御質問にお答えをいたします。

初めに、農産物については、数年後の関税撤廃により、安価な外国産の農産物の輸入量が増加し、農産物など商品を購入する消費者にとっては、安価な農産物を購入できるなどのメリットも考えられます。

一方で、安心・安全な農作物など、消費者にとって不安な面も出てくるのが考えられます。しかし、現在、国から十分な説明がなされた状況ではなく、具体的な影響については、今後の国による分析結果等を参考に対応していきたいと考えております。

次に、2013年に国会決議を上げた上で、これらが守られなければ交渉から撤退することになっているが、どのような決議だったか。また、この決議は守られたと思うかとの御質問にお答えをいたします。

2013年の国会決議とは、第183回国会において、平成25年4月19日に農林水産委員会で作られた委員会決議がございますが、T P P協定交渉が、農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないように決議されたものと理解しております。

本決議内容は、8項目にわたるものですが、その主な内容は米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要5品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議を対象とし、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。食の安全・安心や食料の安定性を損なわないものであること。交渉に当たっては農林水産分野の重要5品目などの聖域確保を最優先し、確保ができないと判断された場合は、脱退も辞さないこと。交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること等となっております。

御質問の国会決議が守られたと思うかについては、今後、国会の場等で審議・検証され、内容がより明らかになっていくものと思いますので、まずは、国会の審議状況等を見守りたいと考えております。

次に、合意内容について明らかになった部分はほんの一部だと言われている。残りの部分はいつごろ情報公開されると聞いているかとの御質問にお答えをいたします。

合意内容については、大筋合意直後、10月5日付でT P P協定の概要等が公開されてから、10月20日に関税交渉の結果が公表されています。T P P協定暫定条文案についても11月5日に公表されているところであります。今後、情報公開される予定のものとして、T P Pの経済効果の分析結果が年内に公表されることが、総合的なT P P関連政策大綱において示されております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。このTPPは、地方、国、全く関係なく、全ての国民が関係する、大変やっぱり大きな問題だと思います。TPP交渉への参加が検討され始めた際に、全国農業協同組合中央会は1,100万筆以上の署名を集めて、交渉に参加しないよう求める請願書を国会に提出しました。この請願書に、紹介議員として名前を連ねた国会議員は364人です。その後、東日本大震災を経て、2012年12月の衆議院選挙では、自民党はTPP参加断固反対を公約に選挙を戦いました。しかし翌3月には安倍首相が、TPP参加を正式に表明しました。このとき交渉に当たったの姿勢を確認したのが、今御答弁いただいた国会決議です。

大体、今御答弁いただいたとおりでしたけれども、1つ大事な項目が抜けておりました。濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないという項目です。実は、これが一番大事なので、これはまた改めてお聞きしたいというふうに思います。

TPPは5年半の間に完全に秘密裏に交渉が進められました。それがいよいよ大筋合意に至りまして、11月5日に英語版の協定案全文、それと、それを10分の1に要約した日本語版の概要が発表されています。英語版の原文は1,000ページにも及ぶもので、そのため、まだ全容は明らかになっていませんので、影響分析は非常に難しいとされたのは理解をしております。しかし、御答弁があったように、関税については早々に内容が明らかにされました。対象は9,018品目で、そのうち95%の関税が撤廃されます。残った5%の中に聖域とされたものが含まれています。

例えば、お米の場合ですと、関税は残すものの、アメリカとオーストラリア向けに輸入枠をふやすことになります。今でもお米が余って価格が下がっているのに、さらに輸入を拡大し、備蓄米をふやすわけです。また牛肉は聖域であったにもかかわらず、現行38.5%の関税が15年かけて9%になります。豚肉も価格の安い部位が、現行482円を10年かけて50円まで下げられることになっています。とても深刻だという声が生産者から上がっています。水俣に関するところでは、かんきつ類について先ほどの答弁で8年後に撤廃とありました。現行は32%の関税ですので、それがゼロになると影響は大きいというふうに思います。

この結果を受けまして、JA熊本中央会梅田穰会長は、これまでの報道内容のとおりTPP交渉が大筋合意したとすれば、国会決議違反は明確であり、極めて遺憾だと批判をしています。蒲島知事も、これは日本の農業にとって国難に近い状況と述べています。また、日本農業新聞の農政モニター意識調査でも、大筋合意の内容は、国会決議に違反すると答えている人が69%、遵守していると答えたのは7.4%でした。国会の審議を待たずとも、交渉内容は国会決議違反だったことは、誰の目にも明らかだと私は思います。

消費者への影響についてもお答えをいただきました。マスコミは品物が安く手に入ると盛んに消費者利益を宣伝しております。しかし、これらの農産物が安心・安全かどうかは不安な面もあ

とお答えいただきましたけれども、そのとおりで、海外から輸送されてくる農産物は、船の中でかびが生えないように防かび剤がふられます。遺伝子組み換え食品については、大豆、トウモロコシ、小麦、菜種など、かなり既に日本にも入ってきていますけれども、今度は米にも及び、TPPのルールによって表示ができなくなるというふうに言われています。また、アメリカ産の牛肉にはホルモン剤が多く使われています。EUでは、アメリカ産の牛肉の輸入を禁止してから、乳がんの死亡率が大幅に減ったという報告があります。このように、今まで日本では禁止されてきた、さまざまな添加物が入ってくるのが心配されます。

また、東京大学の鈴木宣弘教授が指摘をしているんですけれども、確かに消費者は、安い物が買えるかもしれない。しかし、消費者のメリットは生産者のデメリットだ。生産者は、安い海外の農産物と競争しなければなりません。日本の農家の1区画当たりの面積は平均2ヘクタールもないのに、オーストラリアは100ヘクタールもあるところを効率よく機械で耕作をしています。コスト面で勝てるわけがないので、国は、生産者が再生産できるよう支援策を強めると盛んに言っています。その財源がどこから出るかといえば、当然、税金です。しかも、これまでの農家などへの補助金は、1兆円にも上る関税収入が充てられてきました。しかし、その関税もなくなるのです。食品が安くなったと喜んでばかりはいただけませんと、こういうふうにあります。

発表されている合意内容は、ほんの一部で、残りはいつ公開されるのかお聞きしました。先ほど言いましたように、合意文書は1,000ページもある膨大なものです。その中に30項目にわたる交渉内容が書かれています。関税に関することは、実はその中の1項目にすぎず、あとの29項目については、日本語に翻訳されるのを待っている状態です。以前からTPPに警鐘を鳴らし続けて、既に英語の原文でその内容を知っている経済ジャーナリストらによりますと、実は残りの29項目に投資、金融、知的財産、政府調達など、さまざまな協定内容が書かれており、こちらが大問題なのだと指摘をしています。

先ほど、国会決議の内容をお答えいただいた中で、ISD条項に同意しないという項目が漏れていますと申し上げました。実は、このISD条項も国会決議に反して協定に入っているらしいんです。

そこで、これ2番目の質問ですけれども、ISD条項とはどういうものでしょうか。また、アメリカ、カナダ、メキシコなどが結んでいるNAFTA・北米自由貿易協定では、既にISD条項が行使をされていますが、どのような事例があるのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） ISD条項につきましては私のほうから御答弁をさせていただきます。

ISD条項とは、外国人投資家と投資受け入れ国との間に生じた紛争を解決する手段として、

国家間の協定等に盛り込まれる条項であります。この条項によって、相手国内の裁判所を経由せずに訴訟手続を進めることが可能となります。

また、どのような事例があるかとの御質問でございますが、アメリカ、カナダ、メキシコの間で投資家が受けた損害を、投資受け入れ国が金銭等で賠償するのかがどうか、この条項により争われております。結果につきましては、さまざまな結果が出ていると認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、I S D条項の説明をしていただきました。ネットでたくさんこのI S D条項を使って争われた事例が出てまいります。ちょっと具体例がないとわかりにくいと思うので、1つ御紹介いたしますけれども、アメリカがカナダに対して起こした訴訟です。

アメリカから輸出をされた燃料に、カナダで認められていない添加物が入っていたために、カナダ政府がこの燃料を禁輸措置にいたしました。そうしたところ、そのアメリカの燃料会社が、禁止されたことについて損害賠償を求めた。それでこれはアメリカ側のほうが勝っているんですね。こういう非常に理不尽な訴訟がたくさん起こされております。

訴えられるのは国だけではなく、自治体もそうです。米国とF T Aを結んでいる韓国では、日本と同様に、給食に地元の食材を優先的に入れる条例をつくっている自治体が多くあります。それが、米国企業から障壁だと訴えられる可能性があるために、国がこれを条例に入れるのをやめるようにと、勧告を出しております。

T P Pに反対されている方は、このT P Pの本質について、次の3つの問題を指摘しています。1つは、交渉が密室で行われており、国会議員すら排除されているということ。2つ目に、国の法律よりもT P P協定のほうが上にあり、国家主権が侵害されるということ。そして3つ目は、一度入ったら抜けられないということです。ある方は、T P Pで得るものは何もない。得られるのはアメリカを怒らせなかったという事実だけだと言っています。

自由貿易といういかにも聞こえがよく、チャンスがありそうな気がしますけれども、日本とアメリカが同じ土俵で競争することは、ヘビー級とライト級の選手が試合をするようなもので、最初から勝負は決まっています。

北海道の畜産農家の方の談話を読みました。既に精神的ダメージを受けている。おれたちは、ビジネスで農業をやっているつもりはない。とても印象的な言葉だというふうに思います。食というのは、あらゆる生産活動のエネルギー源であるとともに、国土を保全するという、とても大切な役割を果たしております。それを外国に奪われるということが何を意味するのか、非常に深刻に考えるべきだと思います。

昨日、農業用水路の維持の問題で、中村幸治議員が農業の保全を訴えられました。また、野中

重男議員もエネルギーの地産地消の意義を言われました。私もこれは本当に大事なことで、真剣に取り組まなければならないというふうに思います。

そこで3回目の質問ですけれども、このたびのTPP合意は、わかっている内容だけでも国会決議違反であるということは明らかなです。全国でも5本の指に入る農業県として、この合意内容は絶対に容認できないという姿勢で、市長からも関係機関に意見を述べていただきたいと思いませんけれども、御決意をお聞きしたいと思います。

もう1点ありました。それと、地域材に関連して、やはり市民生活を守るには、できるだけ外部に依存しない、地域循環型経済を構築すること以外に、私はないというふうに思います。既に給食センターで地産地消に取り組まれていますけれども、さらに割合をふやしていく、あるいは総合医療センターなどにも広げていくことを目指して行ってほしいというふうに思います。

先日、農業委員さんとの勉強会をさせていただきました。その後、生産者の方と個人的にもお話をしたんですが、地産地消にはとても意欲を持っておいででした。需要と供給を調整する仕組みがつかれるかが、大きなポイントになると思うんですが、うまくいけば耕作放棄地を利用して生産の拡大、新規就農にもつながる、とても夢のある取り組みだというふうに思います。ぜひとも本気で取り組んでいただきたいと思いません。

以上2点、お願いします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点、1つ目はTPPについて、批准すべきではないという姿勢で、いろんな機関に意見を述べたらどうかということだったというふうに思います。

TPPに関しましては、大筋合意の内容を受けまして、国民が抱えている先行き不透明なところを払拭することは、やっぱり重要だというふうに考えております。農業者等が将来の展望が持てるような、国が責任を持って十分説明をすることが、まず必要だというふうに考えているところでございます。まずは、詳細な情報収集を行うことで、各方面のさまざまな声を聞きながら、どのように対応していくかを慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

それと地産地消についてでございますが、これを進めるのは、前から私も言っていることでございますが、水俣の食の安心・安全を確保し、農家所得向上にもつながる有効な手段であると、当然認識をしているところでございます。現在、市の施設におきましては、給食センター、御存じだと思いますが、メニューの重量ベースで53%、地元の食材を取り入れております。そして、総合医療センターのほうでは、野菜の3割を地元産を使用しているところでございます。地産地消の取り組みを、今後拡大するように努めていきたいというふうに思っているところでございます。そしてまた、農業者、市内各所の直売所や、新鮮市などの地産地消に取り組んでおられる皆

さんの御意見等も今後聞きながら、地産地消を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、原発避難計画の進捗状況と再稼働に伴う九州電力からの説明について、順次お答えいたします。

まず、9月議会で水俣市独自の避難計画を急ぐよう要望した。その後、何らかの進展はあったのかとの御質問にお答えいたします。

市独自の避難計画につきましては、国が主体的に関与し、人的・物的両面で支援体制を確立されないと実効性のある計画作成は難しいものと考えております。

本市においては、原子力施設から30キロメートル圏外となることから、国が定めた予防的防護措置を行う範囲ではありません。しかしながら、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、屋内退避等を実施する場合も考えられます。そこでまず、屋内退避の基準や方法などについて調査・検討し、住民に周知を図るなど、できることから実施していきたいと考えております。

次に、8月6日に自治会長会代表委員会において九州電力から説明があったと聞いているが、どのような内容だったのかとの御質問にお答えいたします。

九州電力の職員から、自治会長会代表委員会の出席者8名に対し、川内原子力発電所1・2号機の再稼働における安全性について説明がありました。原子力発電所の再稼働に当たり、住民が不安や疑問に思っていること、例えば発電所内に活断層はないのか、満潮時に津波が来ても大丈夫か、超大型の竜巻が直撃しても大丈夫かなどの疑問等について、それに対応する新規制基準の内容と九州電力が行った安全対策について、地震、津波や火山などの災害の種類ごとに取りまとめた配付資料に基づき説明と質疑応答が行われました。

次に、モニタリングポストの役割がどのようなもので、事故時に作動していなかった場合、どのようなことが起こることが予想されるのかとの御質問にお答えいたします。

モニタリングポストは、原子力施設から放出された空気中の放射線量の変化をいち早く把握することを目的に、その場所の放射線量を測定し表示するものです。その測定値は、原子力災害が起きた際、住民避難などの対策に活用されます。そのため事故時にモニタリングポストが作動していなかった場合、空気中の放射線量を測定できなくなり、当該地域住民の避難等について、判断基準が得られない状況になるものと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁いただきました。2回目の質問をさせていただきます。

御存じのように8月11日に川内原子力発電所が再稼働した4日後に、桜島において火山性地震が急増いたしまして、大噴火のおそれがあるとして警戒レベルが3から4に引き上げられました。火口から3キロメートル圏内の住民に避難勧告が出され、解除されたのは1週間後の22日でした。

御答弁にありましたように、8月6日に自治会長会代表委員会に対して、九州電力から説明がありました。そのときの資料がこれなんですけれども、九州電力は火山の災害への備えの中で、まず大前提として、発電所運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと、この中で評価をしています。以前、野中重男議員が取り上げたこともあったと思うんですが、ここ数年、火山活動が活発になっている桜島は、始良カルデラの外輪山の一部で、約3万年前に噴火した始良カルデラの噴火規模は、噴出物が500キロ立方メートル以上、火砕流は時速100キロメートルのスピードで、80キロメートルから100キロメートルの先まで到達をしたそうです。川内原子力発電所は52キロメートルしか離れていません。九州電力は、このような噴火が起きる可能性はほぼないが、しかし、実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準では、火山活動の可能性が十分に小さいと評価した火山であっても、原子力発電所運用期間中はモニタリングを行うことという規定があるために、破局的噴火に備え、カルデラのモニタリングを実施していること。もしそのような兆候が見られた場合、早期に原子炉を停止させ、燃料を取り出すと説明をしています。

ところが、原子力規制委員会自身が設置をしました火山の専門家集団でつくる、原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームが、2015年7月31日に出した提言では、巨大噴火の時期や規模を正確に予知するだけのモニタリングは確率していないと述べています。

そもそも噴火というのは、専門家集団をしても予知することができないと言っているのに、九州電力は予知できると言って、さらに今後30年間は大爆発はありませんと自治会長さんたちに説明をしております。自治会長さんたちも、私たちも、住民を代表する立場であり、住民の避難に責任を持っています。事業者の説明が矛盾をしており、安全だという根拠が非科学的であることに対して、決して納得してよいとは思いません。強く抗議をすべきだというふうに思いますけれども、水俣市の見解はいかがでしょう。これが2回目の質問の第1点目です。

さらにこの説明資料では、テロ対策として、5年以内に、外部へ放射性物質の異常な放出を抑制するために、特定重大事故等対処施設を整備する予定とあります。言いかえると、今はテロ対策はできていないということになります。パリで同時多発テロが起きてから、日本でもテロが起る可能性があると考える人が、世論調査でも79%に上っています。幾ら事業者が安全な施設だ

といっても、事故が起きる可能性はあると判断をして、住民の避難計画を考えておくことは当然必要です。それができないのであれば、原子力発電所を動かすべきではないというのが市民の要求だと思います。

それで、住民の避難については、自治体が責任を負わされているわけですが、避難計画が進んでいるのかといえば、御答弁ありましたように、水俣においては国の支援がないと難しいということで、具体的には進んでおりません。それどころか、1日目に藤本壽子議員の質問の中にもありましたけれども、避難計画が義務づけられている原子力発電所から30キロメートル圏内にある鹿児島においても、実効性のある計画はつくられていない状況です。

また、あるまじきことに、異常が起きたことを真っ先に察知して、住民に避難を呼びかけるために行政が設置し、監視している67基のモニタリングポストのうち、25基が2年もの間、断続的に測定不能になっていたことが、11月7日の南日本新聞の報道でわかっています。鹿児島県は既に2年前にそのことに気づいていましたが、公表も対応もせず、再稼働前ギリギリに正常化を間に合わせていました。本来なら再稼働に同意する前に、こうした重要な機器の点検を含め、避難計画づくり及び避難訓練を行い、実効性を確認しておくことが、住民の命と安全を守る自治体の責務だというふうに思います。

これは決して他人事ではありませんので、2点目として質問をさせていただきますけれども、熊本県内に設置をされているモニタリングポストについては、電源が継続的に供給できるものになっているのか。

そして3点目ですが、避難計画では、そのときの空間線量のデータに基づき避難先を考えることになっています。熊本県内のモニタリング設置箇所は6カ所しかなく、熊本市、荒尾市、宇土市、天草市、八代市、水俣市と海側のほうになぜか偏っています。人吉市や阿蘇市など内陸には設置をされていません。それで住民を避難させる方角が判断できるのだろうか、非常に疑問であります。モニタリング箇所をふやす必要があるのではないのでしょうか。

以上、3点の御答弁をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） では、高岡朱美議員の第2の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、九州電力が示している根拠についての市の見解ということだと思いますけれども、九州電力が作成し、説明会時に配付した資料には、始良カルデラ、阿蘇カルデラなど過去の記録を調査し、原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価しつつも、破局的噴火に備え、カルデラのモニタリングを実施し、破局的噴火に発展する可能性がある場合、早期の原子炉停止、燃料等の搬出を行うと知らされております。噴火の可能性を私どものほうで判断するのはなかなか難しい問題ですので、ただ、やは

り安全対策が一番でありますので、九州電力には、市民が安心して暮らせる対策を引き続き講じてもらうようお願いしていきたくて思っております。

次に、県内に設置されているモニタリングポストの電源の件でございますけれども、熊本県内に設置してあるモニタリングポストは、先ほどからございますように6基ございます。この点につきまして、熊本県に確認しましたところ、全てにおいて局舎等から電源を引いているとともに、無停電電源装置もついているとのことでした。水俣市には、熊本県環境センターのほうに設置されております。また、測定値は自動で10分ごとに原子力規制委員会のシステムに送信されますが、測定値が表示されない場合には連絡がありますので、早急な対応を行うこととなっているとのことでした。

3番目になります。モニタリングの箇所をふやす必要があるんじゃないかということがございます。こちら県にも確認させていただきましたが、福島第一原子力災害を受けて、それまで宇土市に1カ所だったモニタリングポストの数を5基増設し、現在の6基になっているということです。県内のモニタリングポストは、原子力規制庁からの委託を受けて実施しているものであり、今のところ増設の予定はないということでした。

なお、原子力規制庁は、原子力災害対策指針が示す緊急時モニタリングについて、緊急事態において、国は緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、同センターの指揮のもと、国、地方公共団体、原子力事業者は、速やかに緊急時モニタリングを開始することとなっており、既存のモニタリングポストのほか、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカーによる測定、サーベイメーターによる測定、航空機モニタリングや海域モニタリングなどによって実施されるとのことでした。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 モニタリングについては、緊急時には急遽増設というか、スピーディーにされるということですね。原子力発電所事故においては、何をおいてもやっぱり住民に早く情報を知らせ、逃げられる人には逃げてもらおうことが一番だというふうに思います。

9月議会で、私、福島県内で甲状腺がんがふえているという話をいたしました。その後、千葉県柏市が、平成27年7月に甲状腺エコー検査の費用の一部を助成しまして、380人の申し込みがあって、そのうち検査の終わった173人の結果が公表されました。そうしましたら、173人中、経過観察が必要な甲状腺異常を認めた人が6人、さらに詳しい検査が必要とされた人が11人いました。詳しい検査結果については、まだわかっていません。しかし、関東地方では福島第一原子力発電所の爆発後、平成23年3月15日と21日に、放射性プルームが到達したというのが、当時の観測データの結果から言われています。その数値は同じ県内でも場所によって大きく違って

います。甲状腺への影響は、この放射性プルームによるものが大半だということを原子力規制委員会も言っており、これを避けるための方法も試算をしております。

これによりますと、プルームの通過時には、木造家屋よりもコンクリート建屋のほうが、その密閉性から影響を受けにくく、また屋内退避と安定ヨウ素剤の服用がより有用だというふうに数値的にあらわしています。

最初御答弁ありましたが、避難計画は国の支援がないと難しいが、できることから実施するということでした。最低限できることとしては、住民に放射線についての知識を持ってもらうことではないかというふうに思います。中でも、被害を受けやすい子どもを持つ親御さんにしっかりと知識を持ってもらって、希望者にはやはり安定ヨウ素剤を配っていただいて、自己防衛を図れるようにしてほしいというふうに願います。ぜひ医療機関と連携をとっていただいて、これを進めることを再度要望させていただきます。

それと同時に、やはり根本的には自然災害の多い日本で原子力発電所と共存すれば、福島を繰り返す可能性は誰も否定はできないと思います。そして、事故の影響は200キロメートル先まで及ぶことが福島でも証明されております。子子孫孫まで苦しみを残します。原子力発電所が全てとまっている間、全く電力不足はありませんでした。多くの市民の命や財産を失うリスクを負う道理はありません。そして、市が原子力発電所による大変特殊な過酷災害から全ての市民を守ることは、私は不可能だというふうに思います。原子力発電所の直下でも避難計画ができていないことを見れば、これは明らかです。市長にはぜひとも、やはり原子力発電所の運転停止を求めて、そういう発言をしていただきたいというふうに思いますけれども、最後、見解をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 原子力発電所につきましては、この議会でも何回もやりとりをさせていただきました。私は、福島二度入りまして、二度とこういった原子力発電所の事故は日本で、世界でも起こってはならないというふうに本当に強く思っているところでございます。

現状といたしましては、川内原子力発電所が今、動いているのを鑑みますと、責任は国で持って、原子力の規制、そして原子力の安全対策は、必ず充実・強化をまずしていただきたいというふうに考えております。そして、私たちは公害を経験したまちとして、環境破壊があると莫大なお金がかかって、莫大な日にちがかかる、再生するにはかかるというのを、身をもって知っているわけでございます。そういったものもきちっと発言はしていきたいというふうに思っておりますが、私たちはできる限りこの原子力発電に頼らない方向で、将来的には原子力発電に頼らない方向性に進んでいかなければならないというふうに思っております。それには自分たちの生活スタイルというのも、皆さんが一人一人見直すのがやっぱり大事なかと、水俣市民、日本中の国民

の方ですね。夏はやっぱりクールビズ、冬はもう1枚着てウォームビズやっていくのも大事だと思いますし、再生可能エネルギー、もっと推進していく、もしコストアップでも、そこをきちっと安全なものだったら積極的に使うとか、私は朝、ここには歩いて市役所まで来てますけど、無駄なエネルギーをみんな使わないようにしようとか、そういった生活スタイルを一人一人考えていくことも重要だというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。

水進会の小路貴紀です。

4月に当選して初めての一般質問となります。先輩議員、皆様の御指導を仰ぎつつ、執行部とは緊張感を持った協調・協働関係のもとで、市の発展に尽力できる議員として、その役割と責任を果たしていきたいと考えます。

私が勤めるJNCは、年が明けると創立110周年を迎えます。長い歴史の中で大きな社会問題を引き起こしてしまったことは大変残念であります。しかし、その補償については、直接責任が及ばない世代が担っていることも事実です。難しい課題が山積していることは承知の上ですが、できるだけ早く解決に向かうことを願うとともに、一市民、一議員としても強い関心と関与に努めていきたいと考えます。

これまで幾多の事業変遷を繰り返し、今では液晶を初め、肥料の溶け出しをコントロールして、あらゆる作物に適する機能型の緩効性肥料、コンタクトレンズ向けのシリコンを事業の中核に、先輩諸氏が残してくれた水力発電に加え、新たに太陽光発電といった再生可能エネルギー分野にも注力し、環境に配慮した事業を展開しています。特に、液晶については、日本のみならず、世界に向けた生産拠点がここ水俣にあります。11月に発売されたソニーモバイルコミュニケーションズ製ドコモスマートフォン、エクスペリアZ5プレミアムにJNCの液晶と、北九州市戸畑のグループ会社で製造する配向膜が使用部材として採用されました。これまでのスマートフォンでも4Kの撮影は可能でしたが、大画面の4K対応テレビでしか画像を見ることができませんでした。しかし、この新機種は、世界初としてスマートフォン画面で直接高精細な映像など

を楽しむことができます。これらの採用に向けては、高度な技術の開発はもとより、世界の強豪メーカーとの競争を勝ち抜いていかなければなりません。その成果の陰には、半世紀以上にわたって活躍されている多様な業種の地場企業の皆様に支えられてこそであり、他の地域にはない水俣の誇りだと思えます。JNCのみならず、地場企業の浮揚が水俣経済の活性に寄与することは周知の事実です。これからも行政の強いサポートを大いに期待するところでありますので、よろしく申し上げます。

行政の果たすべき役割として、市民へのサービス向上、提供が大切であることは理解するわけですが、一方で人口減、少子高齢化、雇用の場の創出など、他の自治体と多分に漏れず、水俣市も危機に直面しております。これらが意味するところは、各自治体が競争の渦中にあるということです。今後の地方創生の取り組みが重要になる中で、交付金などの財源確保についても、自治体間の競争にさらされている現実から目を背けることはできません。より一層、市民、行政、議会がベクトルを合わせて、豊富なアイデアをもとに垣根を越えてともに行動し、成果につなげていくことが大切です。そういった思いが共有できる場になることを期待して、以下に質問します。

1、木質バイオマス発電所の誘致計画について。

①平成27年11月26日付の熊本日日新聞に、誘致計画が頓挫したとの報道があったが、その内容についてどのように捉えているか。

2、観光振興及び地域活性化策について。

(1)大型クルーズ船の活用について。

①八代港に入港する大型クルーズ船の利用客を水俣に日帰りバスなどで誘致することを積極的にPRしているとのことだが、具体的な施策は何か。

(2)ふるさと納税について。

①お礼の品やホームページなどの見直しを関係課が連携して協議していると思うが、進捗はどうなっているか。

②納税を活用する事業の表記が抽象的と思う。具体的に組みたい事業を発信することで、納税効果を上げることも可能になると思うがどうか。

(3)味の駅たけんこについて。

①これまで運営されていた業者が本年11月末で撤退されたことについて、どのように考えているか。

②本定例会補正予算に改修及び修繕費用として約820万円が計上されているが、工事内容などはどのようなものか。

3、国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用について。

①医師募集において特に麻酔科で苦慮されていると聞いているが、問い合わせや応募の状況は

どうか。

②看護学生への奨学金貸付制度について、これまでの貸付者数及び本年度実施の採用試験に占める奨学生の実績はどうなっているか。

4、幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについて。

①保育園や幼稚園などで使われることが多いエプロンシアター及びビッグ絵本の市立図書館蔵書数は近隣自治体と比較してどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路貴紀議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、木質バイオマス発電所の誘致計画については、産業建設部長から、観光振興及び地域活性化策については私から、国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用については病院事業管理者から、幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについては教育長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 木質バイオマス発電所の誘致計画について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 初めに、木質バイオマス発電所の誘致計画について、平成27年11月26日付熊本日日新聞に、誘致計画が頓挫したとの報道があったが、その内容についてどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

記事の内容につきましては、市がこれまで公表してきた内容と熊本日日新聞社の記者取材に基づくものであると認識しております。その内容について説明申し上げます。

発電規模を当初の6.5メガワットから2.0メガワットに縮小し、新しい事業会社の枠組みで事業化を目指していることは、これまで議会にも御説明してきたところです。記事には、事業会社の中核になるはずの鹿児島県の林業会社が、事業への融資を受けられずに頓挫していると掲載されていますが、市でも事業主体である鹿児島県の林業会社からは、融資が大きな課題であるとお聞きしています。市といたしましては、今後とも再生可能エネルギー事業等の企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 この件については、先日の答弁で、水俣市は、民間企業を誘致するために調査、分析する立場にあるという答弁もございました。新聞の報道にありますとおり、融資が受けられな

いというこの事実に対して、調査・分析する立場にある水俣市がどう思うかというのが、主体的にもう少しお話をしたい部分もございます。また、今後とも再生可能エネルギーなどの企業誘致に取り組んでいきたいということでもございましたけれども、企業誘致には、新たな企業を誘致することはもちろんのこと、企業の抱える一部事業であったり、研究施設であったり、捉え方は多様にあるかと思えます。

そこで質問いたします。

本件について調査・分析する立場にある水俣市として、事業会社が融資を受けられず大きな課題になっていると、それを分析すればどういう考えに至るかということを一応御質問いたします。

続いて、企業誘致の優先度は再生可能エネルギー分野になるのか、また、そういった次の話はあるのか。

3点目に、再生可能エネルギー分野に捉われず、広く企業誘致に関しての情報はあるのか。

以上、3点質問いたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

事業会社の融資を受けられなかったということで、どのように分析をしているかということの御質問ですけれども、そこら辺につきましても、融資が難しいということであれば、どのようになるかというのは、もう一般的な話になりますので、ここにいらっしゃる皆さん方の御想像のとおりじゃないかと考えております。

それと2点目の企業誘致の優先度はということでもございますけれども、再生可能エネルギー分野も視野に入れておりますが、再生可能エネルギー分野の誘致を優先的に行っているということではございません。また、再生可能エネルギー分野の次の話とかということにつきましても、現在のところ具体的なお話はございません。

それから、もう1点目、企業誘致に関しての情報はあるのかということでもございますけれども、企業の情報に関することでもございますので、詳細についてはお答えをすることはできませんが、幾つかのお問い合わせ等についてはいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 一般的な話になって、皆様方の想像にお任せということでもございますけれども、私自身としては、事業を進める上で金融機関等々いろんな含めて融資を受けられない、そういった大きな課題があるということについては、非常に事業化は困難な状況ということを改めて自分自身で思った次第です。また、再生可能エネルギー分野に捉われず、広く企業誘致に関しても幾

つかの問い合わせがあるということにつきましては、今後とも引き続き行政としても頑張っていて、また木質バイオマス発電所についても、新たな企業誘致をする上での足かせにならないように、しっかりと状況を見きわめて対応をお願いしたいというふうに思います。そういった意味では、引き続き水俣市としても取り組んでいかれるということと、あわせて3回目の質問をいたします。

市内外問わず、民間企業が再生可能エネルギー分野も含めた新たな事業立地を水俣市で進めることがあったら、行政として積極的に支援していく考えはあるか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 新たな事業立地に対する行政の支援についての御質問だったと思います。企業を誘致して新たな事業を展開していくということにつきましては、地域経済の発展と地域振興に大きくつながってまいります。したがって、市といたしましても、今後とも積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、観光振興及び地域活性化策について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、観光振興及び地域活性化策についてとの御質問に順次お答えいたします。

まず、大型クルーズ船の活用について、八代港に入港する大型クルーズ船の利用客を、水俣に日帰りバス等で誘致することを積極的にPRしているとのことだが、具体的な施策は何かとの御質問にお答えをいたします。

水俣市では、これまで八代市、人吉市、上天草市とともに熊本県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会を組織し、大型クルーズ船寄港時に、クルーズ船客を熊本県南に誘致する活動などを行ってきております。この中で、水俣市及びその周辺への誘客を図るための具体的な施策として、大型クルーズ船関係の旅行会社などに対して、旅行行程の提案を行っているところであります。今年度は、当実行委員会でクルーズ船にかかわる旅行会社向けに、観光コースや所要時間などの詳細をわかりやすくした中国語や英語のパンフレットの作成に取りかかっております。

大型クルーズ船が八代港で滞在する時間は半日程度であり、宿泊は伴わず、日帰りの日程で4から5時間で八代港へ戻る観光コースを提案する必要があります。そのため、湯の児温泉やエコパーク水俣などを中心とした、昼食を含めた観光コースを提案しているところであります。今後、大型クルーズ船からより多くの観光客が水俣に来ていただけるよう、水俣の魅力をPRし続けていきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてのうち、まず、お礼の品やホームページ等の見直しを関係課が連

携して協議していると思うが、進捗はどうなっているのかとの御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度に関しましては、前回、前々回と御質問を受け、現在、庁内3課で連携を取り、見直しを行っているところであります。農林水産課では地元生産者とのつながりを生かして、水俣にどのような特産品があるのか調査し、商品の選定、組み合わせや納入時期等の検討を行い、幾つかなの特産品をピックアップしております。経済観光課では、農林水産課と同様、商店会などの水俣の特産品をピックアップするとともに、インターネット等を利用した効果的なPR方法を検討しているところであります。そして、企画課においては申し込みから寄附金の受け取り、お礼状、返礼品の発送などについて、効率的な一連の流れ、仕組みを検討しており、たくさんの寄附が集まるような仕掛けを研究しているところであります。都市部から地方へのお金が流れ、地元産品の消費が拡大し、地域の情報発信により観光客数の増加や交流人口の拡大につながることは、大変よいことだと思っております。見直しの方向性として、まず返礼品の還元率を引き上げることで、より多くの水俣の特産品を取りそろえ、寄附者が希望する商品を得られるような仕組みをつくり、あわせて水俣の地域特性や文化、観光、産業などの情報も全国に発信していくことを考えております。

寄附を集める方策として、水俣ならではの特産品開発、ふるさと納税でしか手に入ることのできない産品、さまざまなバリエーションに富んだ詰め合わせセットなど付加価値のある返礼品をつくる必要があると思っております。たくさんの寄附が集まることは、市内の事業者や生産者にとっても新商品の開発や新たな流通、市場の開拓にもつながることとなります。そのためには、チラシやカタログの作成にも工夫を凝らし、見て、読んで楽しめるものをつくることも重要であります。そして、引き続き何回も寄附をしていただけるリピーターをふやすような戦略も考えていかねばなりません。また、寄附金の受け取り方法も工夫が必要で、市役所窓口、現金書留、郵便振替の方法を現在とっておりますが、もっと手軽にインターネットからできるクレジット決済や、便利なコンビニ払い等も加えていきたいと考えております。今後、外部の専門業者への委託や協力も視野に入れながら、制度内容について早急に検討を固めて、ホームページについても魅力あるものになるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、納税を活用する事業の表記が抽象的と思う。具体的に取り組みたい事業を発信することで、納税効果を上げることも可能になると思うがどうかとの御質問にお答えをいたします。

現在、ふるさと納税の活用先は、水俣の元気づくりに関する事業、環境モデル都市づくりに関する事業、福祉モデル都市づくりに関する事業、読書のまちづくりに関する事業、文化振興・スポーツ振興に関する事業の5つの事業となっております。議員御指摘のとおり、具体的に寄附者が興味を示すような、共感できるような取り組みをアピールすることで、もっと寄附金を募ることができると思っております。例えば恋路島の活用をするための事業や、水俣の新しいイメージ、初恋の

イメージづくり事業など、水俣らしい応援したくなるような取り組みへの活用などが考えられます。また、これを利用してたくさんの寄附を集めるという目的とあわせて、多くの方に水俣市の取り組んでいる事業をPRすることもできるのではないかと考えております。納税者が税金の使い道を指定できる制度はふるさと納税だけですので、もっと研究を重ね、たくさんの寄附が集まるさまざまな手法を研究してまいりたいと思います。

次に、味の駅たけんこについての御質問に順次お答えをいたします。

まず、これまで運営されていた業者が本年11月末で撤去されたことについて、どのように考えているかとの御質問にお答えをいたします。

味の駅たけんこは、平成5年10月に熊本県により建設、竣工され、平成6年1月にはJAあしきたが入店し、バイキング形式のレストランとしてオープンし経営されてきました。その後、平成8年10月からは、株式会社みなまたが管理運営を行い、その後、平成22年9月からは11月末に撤去された事業者が管理運営を委託し、道の駅等に訪れた観光客などに親しまれるレストランとして営業を行ってまいりました。しかし、平成27年8月20日にその業者から経営状況の悪化等を理由に契約解除の申し入れがございました。市といたしましても、何度か営業を継続していただくよう交渉を行いましたが、平成27年11月末をもって委託契約を解除することになりました。エコパーク水俣内の道の駅みなまた周辺には、食事どころが少なく、たけんこの営業休止は観光客誘致にマイナス要因となります。そこで市としまして、今後、老朽化した施設等を修繕し、新たな管理運営者を募集・選定し、たけんこの営業再開に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、本定例会補正予算に改修及び修繕費用として820万円が計上されているが、工事内容等どのようなものかとの御質問にお答えをいたします。

今回、たけんこの修繕等に計上している補正予算の内訳としては、レストランの空調機器工事費として324万円、厨房内の老朽化した食品洗浄機、製氷機などの備品設置工事費として483万2,000円、浄化槽修繕料として15万7,000円、またその他にも次の管理者が選定されるまで施設の維持管理を行うために必要な光熱水費や清掃、警備の委託料など34万7,000円、合計857万6,000円を計上しております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず大型クルーズ船に関してでございます。このクルーズ船も九州でも他県ではなくこの熊本県、そして県南の八代港に入港するというのは、当市にとっても非常にまれな好条件ではなかろうかというふうに思います。ことしの流行語大賞にも爆買いが選ばれたほど中国人の購買力の高さは、地域や店舗を短期間で潤す効果が大変大きいと思います。限られた時間で食事や観光を体験して水俣の魅力を感じてもらうということでもございましたけれども、水俣の魅力と

は具体的に何なんだろうかと。仮に私たちがいつも当たり前に思っているものに、中国人が魅力を感じてくれるものを探していくことも1つの方策だろうというふうに考えます。

中国人の方々ですけれども、暑い夏を過ごすのに大型のプール施設に行かれます。中国にきれいな川や海は少なく、泳ぐことは極めて難しいことを、中国人の方々みずから知っておられるということです。そのかわりプール施設は、1,000人から万人規模が泳げる広大な施設が多いことも事実でございます。一方で、水の交換には莫大な費用がかかるため、プールの水質問題は大変深刻な状況であるという報道がっております。広州市が公開しているデータによれば、300カ所以上のプールを調査したところ、3割が基準を満たしていない。満たしていたとしても昆虫やたばこ、食品の紙袋などが浮遊していると。また、広東省シンセン市の調査では、外資系高級ホテルのプールでも水質基準を下回っているとの結果が公表されております。いわゆる中国人のマナー違反に起因するところが大きい理由であるわけですが、その中でも子どもの排尿や排便を親がとがめるどころか、プールで促すことさえ多いというのが、中国の実態ということで報告・報道されています。

そういう中国における実態を見れば、先ほど湯の児を活用するという話がございましたけれども、海水浴を体験できるプランは、時間的制約から考えても検討の余地があるのではないかと思います。マナーの問題については、喫煙やごみ捨て場所を決めて水俣で教えてやる、海水浴と同時にマナーを学んでもらう機会も提供することができるんじゃないかと、そういった状況も踏まえて1点質問いたします。中国人観光客へのPRの中に、湯の児での海水浴を活用することを提案して、他市といち早く差別化することで、中国人観光客を誘致することも1つの方策と考えるがどうか。

次に、ふるさと納税に関しまして、答弁がありましたように前回、前々回と一般質問に取り上げられております。各議員からは、他市の具体的な取り組みとして、市担当課の体制見直しや職員増員、農業や漁業などの地元生産者のやる気向上、障害者雇用の増加につながっているとの話があります。一般財源が潤沢とは言えない当市の実情を知っているからこそ、各議員からも質問がされていると思います。他自治体と比べても劣っているという危機感、もっと積極的に取り組むべき課題との認識があるからこそ思っております。私も同様の考えでございます。

ホームページやお礼の品の見直しについては、まだ現在進行中と理解しました。現在、ふるさと納税で最も利用されているのが、ふるさとチョイスというサイトです。この議会でもやりとりされているので、御存じだと思います。チョイスということですから、個人で選択できるわけですし、お礼の品、地域、使い道、ランキング、お勧め、災害支援、この6つから選べるようになっております。お礼の品から選ぶというのはそのとおりでございますけれども、使い道から選ぶというのは、当市における納税を活用する事業から選んでもらうということになります。この

サイトでは、クレジット決済から、確定申告が不要となるワンストップ特例制度の申請書作成まで可能であります。全て1つのサイトで手続などが完結することで、利用者に定着していると思われれます。水俣市の情報も掲載されておりますけれども、そのサイトで申し込みができるわけではなく、水俣市ホームページに移動しなければなりません。しかるに、このふるさとチョイスが利用できない状況が、他自治体との大きな差になることは否めません。水俣の特産物もその時期でしか準備できないものもあります。そういうときは、一定期間だけふるさとチョイスのバナー広告を活用すると、そういったことで効果を上げることも可能ではないかと思えます。

そこで質問いたします。ホームページの見直しとは、水俣市のホームページなのか、それともふるさとチョイスなどの外部サイトへの掲載を考えた見直しなのか。

納税を活用する事業の表記について、これはやはり市長の答弁にもありましたように、具体的に寄附がされる方が興味・共感を高められるようなものにはなっていないと思えます。以前の一般質問でインターネットショッピングのように過熱していることへの懸念や、あくまでも善意の寄附であるという話もございました。そういうことであれば、まさに納税を活用する事業を積極的にPRすることで、寄附をしていただくことは理にかなっています。現在、水俣市のホームページには、平成25年度までの活用状況が掲載されておりますけれども、これを見ますと、単にいただいた寄附額を各取り組みで使わせていただきました、あるいは基金として積み立てさせてもらいました、結果報告になっています。ですから、やはり大いに水俣市として、財源を確保して、こういうことをやっていきたいんだということをアピールするためには、この活用する事業という中身を、しっかりとふるさと納税を選択される方に伝えていく必要があるというふうに思えます。目標額を募ることができなければ、来年もふるさと納税を継続するのか、その事業に対してですね。あるいは優先度が高ければ、一般財源を使って取り組むのか、もちろん一般財源を使いながら並行して取り組む事業もあると思えます。

そこで質問いたします。この納税を活用する事業を具体的に発信する際に、水俣市の内部指標として、数十万円から数百万円規模の寄附額を募りたいんだと、それに対してこういった事業に支出したいんだという整合性を定める。そして、優先度を明確にして、事業の推進につなげるといった仕事の仕組みづくりにつなげてみてはどうかと思えます。議会としても、ふるさと納税の取り組みが数値化されることで、進捗状況がわかりやすくなります。これも質問いたします。

次に、味の駅たけんこについて、全国的に道の駅の認知度が非常に高くなっております。休憩ができ、物産品などの買い物もできて、食事ができる。今回の業者の方の撤退によって、食事ができないということについては大変残念でなりません。私も最後に食事でもと思ひまして、11月30日に出向いたら、既に片づけをされていらっしやいました。数名の方が食事ができるのかなというふうな感じでのぞかれて、寂しく立ち去っていかれておりました。

これまで運営された業者の方からは、以前からシロアリの問題、空調や厨房内の機器の改善、浄化槽の修繕など、維持費がかかると申し入れがあったと聞いております。業者からの契約解除の申し入れがあったとはいえ、これまでの対応不備などの不信感も非常に強かったのではないかと思います。自治体が関与する建物は、デザイン性にもすぐれておりますけれども、天井が高かったりなど、機能性の面では余りよろしくないところもあり、結果的に維持費がかかるといった問題もあります。

そこで質問いたします。今度実施する工事は、これまで運営された方の声を取り入れられているのか。また、空調効果を高めるなどの維持費削減に配慮されている点があれば具体的な内容をお聞かせ願いたい。

以上、5点質問いたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） では5点御質問にお答えさせていただきますが、まず、クルーズ船、湯の児の観光をPRして来ていただくような形をとったらどうかということでございました。基本的にどんな形が一番いいのか、私たちもいろんな観光業者とか実際そういった関係者に聞いて、何が喜ばれるのかというのは、担当課もやっているところなんですけど、その中の1つとして、当然、温泉もあり、バラもあり、そしてそういった海をPRしていくことは、必要だというふうに思っています。家族連れ、湯の児の場合、どうしても家族連れの海水浴、あの規模を見まして、芦北に行くともっとビーチで広いところありますので、若い方よりは、お子さんが安心して遊べるような海は湯の児というふうな売り方が、やっぱり必要なと思いますので、ぜひその辺も検討をしていきたいというふうに思っております。

それと次がふるさとチョイスについて、6月からずっとありまして、担当課には6月からもうハンドルをそちらに切り直して、アクセルを踏んでいるところなんですけど、いかんせん現在まだそこまで至っておりません。実際イメージとしては、もう今年度中にふるさとチョイスに乗っけて、ほかのところと土俵を同じ土俵でやりたいという気持ちは、実際非常に持っておったんですけど、いろいろなうちのほうの段取りで、今のところやってません。議員が御指摘のとおり、ふるさとチョイスには、もう上位の10億円とか何億円とかという、ふるさとチョイスに並んでいるところばっかなんですね。1番は去年は平戸市でした、14億円ぐらい。それで平戸市の市長が書いた本を私も読まさせていただきました。中身が非常に細かく書いてあって、さすがやなと思いつつながら、もう一番やりやすいのは、ふるさとチョイスにまず乗っける、クレジット決済をする、そしてポイントを必ずつける、このポイントが一番私が読んだ中ではやっぱり重要だなというふうな思いがありました。ポイントまでいったら好きなものを選べる、もし使わなかったら翌年も繰り越して、また持っておいたらそこにまた寄附をしたくなるという、本当にうまく、よく考えて

あるなというふうに思いました。

ですから、やることは大体決まっておりますので、それに準じてやりたいと思っております。水俣はもう現時点で多分出おけていると思います。その中で、私たちは水俣らしいものをやっぱりアピールしていくことは必要だと思っております。魚、牛肉、カニ、もう日本中すばらしいものが載っております。その中で水俣の物産品で何で戦っていくのかということ、やはり水俣の生産者のことを、安心・安全な顔が見えて、この人だったらというものを、水俣らしいものをやっぱりつくっていくことが必要だというふうに思っています、その辺は担当課にいろいろ今後、私ももう直接指示を出しながら、進めていきたいというふうに思っているところでございます。ですから、ふるさとチョイスのほうにシフトを今しているところですけど、今年度は現時点では難しく、もう来年4月以降というふうになるというふうに今報告を受けておりますので、その時点で出おけてしまいますので、それ以外の部分で、うちのホームページ、まずいろんなのができますので、まずそこからやってくれというふうには言っているところでございます。

それと3点目の、納税するものについて、大まかに5点ぐらいあるんですけど、それを細かく事業について寄附を募ったらどうかということであります。当然、私も、先ほどもちょっと答弁しましたが、やっぱり水俣に寄附したいという人は、じゃ水俣の恋路島に橋をかけるのに10億円要りますから10億円のうちの寄附をしてくださいと言ったら、わかりやすいと思います。いろんな例えで、水俣のためにやりたいという人を募るのが、やっぱり必要だと思っております。今、日本で一番トップは広島の新石高原町ですかね、犬の殺処分をしない、その支援をしたいという寄附を1億円かけてありますけれども、1億円以上集まっています。そういった形で、いろんな形が、いろんな方がいいアイデアを持ち寄りながらやっています。墨田区では葛飾北斎の美術館をつくるのに運営費、資料を集めるのに4,000万円とか、いろんなことをやっぱりしていますので、水俣市も水俣らしいものをぜひ掲げて、全国から寄附が募れるようなまちになればなというふうに思っております。

それと4点目と5点目のたけんこの件ですが、前の業者さんの話をちゃんと聞いてやっているのかということだと思いますけど、それにつきましては、以前、管理運営されていた方から聞き取り調査を行って、修繕の要望、指摘があった部分、営業の再開に最低限必要な部分は、当然、修繕費として実施する、そういった予定であります。前の方からの意見を聞きながらやっぱりしているというところでございます。それとどういったところを、もう1つどういったことをやるのかということですけど、議員御存じのように、もう吹き抜けで天井が高いという、あれ見ただけで、わあ、これはもうクーラー代大変やなっているのすぐわかります。そんなところで、多分大分前のクーラーが入って、あのスペースでやっぱりたら、電気代だけでかなりになる、もう自分たちも見て普通にやっぱり思います。それをやっぱり新しい機種を入れかえることで、電気代も

削減していこうとも思っていますし、実際一番いいのは、もう天井をつけてしまうのが一番簡単なんですけど、それではやっぱりあの建物、多分、非常にお金もかかっていると思いますし、デザイン的にはすばらしいものなので、そういったものは活用しながらやっていきたいというふうに思っております。今後まず修繕をして、業者が入っていただく方をまず探すのが急務だというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 大型クルーズ船に関しましては、県南4市の実行委員会で活動されているというふうに答弁でもお聞きしましたけれども、誘致ですから、水俣市が勝ち組になるようなプランをしっかりと提案して、他市のプランに埋もれないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

味の駅たけんこにつきましては、エコパーク周辺は観光資源として強化、活用していくという当市の強い取り組みの姿勢があると思いますので、早く再開できるようにお願いいたしまして、管理運営を委託しているとはいえ、運営者の声に耳を傾けて、フォローやケアをしっかりとお願いしたいというふうに思います。必要に応じては、契約書の見直しによって業者が運営しやすい環境づくりを、迅速に対応願いたいというふうに思います。

ふるさと納税につきましては、視点を変えて、企業誘致と比較してみたいというふうに思います。仮に1億円の寄附があった場合、お礼の品の還元率を3割にすれば単純に7割が残ります。還元率を5割に上げて半分の5,000万円は残ります。要は、企業が単純に利益率を50%達成することは非常に困難であります。もちろん企業誘致があれば、法人市民税や固定資産税、雇用にかかわる消費といった副次的な効果はありますけれども、ふるさと納税の取り組みは、知恵と工夫と行動力があればできると思います。その証拠に、先ほど市長から他市の取り組み実績の話がありましたように、先進的な他の自治体を見れば、すぐわかることだというふうに思います。そういった本当に自主財源をふやしたいという思いを、私は強く持っております。また市長もそのように思っていらっしゃるのであれば、やるべきアクションは見えておりますので、市長のリーダーシップと関係課の頑張りに期待したいというふうに思います

最後に1点質問いたします。リピーターをつくっていくことも大切だということをおっしゃいました。そこで、行政がやるべきこととして、1つ提案いたします。市外へ転出される方々に対して、水俣に住んでもらったことへの感謝の意を述べるとともに、ふるさと納税について丁寧にお願ひすることもすぐにできると思うがどうか、以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） すぐできることといたしますと、まず水俣に関係される方に、私たちも関東同郷会とか、関東水高会とか、関西水高会とかあるときに、やはり納税のパンフレットというか案内を1枚出すんですけど、全然そういうのじゃ、もう実感が湧かないと思ってます。そのとき

に最低限でもパンフレットをつくって、平戸のパンフレット、私も見させてもらったですけども、こんなもう普通のカatalogになっております。それを、そこまでできないんやったら、2枚でも3枚でもできるようなものをつくって、また水俣から転出されるような方には、それをお渡しするようなシステムをつくるのは、もうお金もかかりませんし、知恵を出せばもうすぐにでもやれることだと思います。それをやっぱり職員と一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひやりたいと思います。

自主財源をつくるというのは、やっぱりこういった行政では今まで全然ありませんでした。実際これは、起業家の方とか民間の方は、普通5割の利益率なんて普通ないわけなんです。これに関して、行政はそれを、自分ところの物産品を出して、お金をもらって、残ったお金は施策に使えるという、もう三方よしなので、やっぱり進めていきたいというふうに思っています。そのかわり競争は、もう現時点ではかなり厳しいと思っておりますので、水俣が勝ち残れるような策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 国保水俣市立総合医療センターにおける職員採用について、順次お答えいたします。

まず、医師募集において、特に麻酔科の問い合わせや応募の状況はどうかとの御質問にお答えいたします。

現在、医師が不足している診療科として、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科は常勤医師が確保できておらず、麻酔科は常勤の医師が1名のみとなっております。当センターは水俣市北地域及び鹿児島県北薩地域において、救急医療を初めとした急性期医療を担っていることから、今後も24時間365日継続して医療を提供していくためには、手術に不可欠な麻酔科医師を複数確保することが、最優先課題と考えております。現在、常勤の麻酔科医師の確保対策としましては、熊本大学への働きかけのほか、全国自治体病院協議会が運営する医師求人求職支援センターや民間の医師人材紹介会社に求人の登録を行っているところですが、現在のところ、問い合わせが1件あっただけで、正式な応募はあっていない状況です。今後も引き続き麻酔科医師の確保につながるよう、あらゆる方策を検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、看護学生奨学金貸付制度の貸付者数及び本年度に実施した採用試験に占める奨学生の実績はどうなっているかとの御質問にお答えします。

看護師の安定的確保を目的として創設した看護学生奨学金貸付制度は、平成25年度に開始し、

平成25年度に19名、平成26年度に18名、平成27年度に3名を奨学生として選考しており、現在まで計40名に貸し付けを行っております。本年度に実施した看護師の職員採用試験における奨学生の実績は、受験者26名のうち奨学生は8名、合格者15名のうち奨学生は3名となっております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 11月13日に開催されました伊佐市、出水市、阿久根市、水俣市の肥薩4市議会議員研修会で、病院事業管理者の講演を拝聴した際に、この麻酔医の問題ということについては、現状抱える課題の中でも非常に危機感を持った次第でございます。

自分なりに資料を見てみますと、麻酔科医は少しずつ増加をしているものの、地域差は解消されていない。大学のマンパワー不足により、市中病院から麻酔科医を大学側が引き上げてしまう。手術患者の高齢化、合併症患者の増加、局部麻酔が可能でも患者が鎮静を希望する、こういったことが麻酔科医の需要を押し上げて、結果、麻酔科医不足を助長しているとのレポートも目にしました。

根本的に、医療制度や法規の壁が高いことも背景にあると推察いたしますけれども、市民にとって直接影響があることについて、単に総合医療センターに指摘するだけでは環境の改善にはつながらないと、私自身思う次第です。あらゆる方策で対応されているという現状を十分理解した上で、今後とも関心を持ち続けたいと思います。

続いて、奨学金貸付制度につきまして、奨学生としては看護師になるという目標、それにプラス水俣に戻ってきて、総合医療センターに就職するといった強い気持ちがあると思います。大学などに行ってから就職先を考えればよいと思っている若者がいるとすれば、よほど志は高いというふうに思います。奨学生が総合医療センターに就職できるための環境が整うことが望ましいわけでございますけれども、一方で受験資格や採用において奨学生以外の門戸を狭めてしまうことへの懸念もあるのではないかと思います。

しかし、不合格となった奨学生にとっては、奨学金の返済があるわけですし、来年も受験することを考える人もいるというふうに聞いております。それに加え、新たな奨学生も受験することになっていきます。

そこで質問いたします。看護師不足対策として看護学生を支援する奨学金貸付制度の利用者に対して、総合医療センターにおける採用とのバランスはとれていくのか。

2点目に、平成28年度も奨学生を募集するのか。

以上2点質問いたします。

○議長（福田 齊君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 看護学生の奨学金の貸付制度でございますけれども、現在、10対1の看護体制から7対1の看護体制に移行するために、看護師を大幅に今増員する必要が

あったということで、退職者の補充を安定的に行うことを目的として開始したわけですが、平成26年度の診療報酬改定において、7対1の看護体制の要件であります重症度、医療・看護必要度の基準が厳格化されました。現状では、当センターが7対1の看護体制へ移行することは、非常に困難な状況となっております。また、近年、診療圏の人口減に伴い、患者数が減少している、また公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴って、定年退職者の再任用が義務化されました。そのことによって、今後採用が必要な看護師数も、当初の見込みより減らさざるを得ないという状況となっております。

しかしながら、組織の活性化を図るためには、人事の新陳代謝も必要であることから、健全経営を継続できる範囲で、看護師の採用が引き続き行えますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

平成28年度の看護奨学生の募集でございますけれども、現在、医療・介護の一体改革法に基づく地域医療構想の策定が行われておりまして、医療提供体制の大幅な見直しが予想されております。当センターもやはり中長期的なビジョンが描きにくい状況であり、また今後の定年退職者予定数や再任用を希望する職員数の見込みを勘案したところ、現段階では必要とする看護師確保のめどが立っていることから、平成28年度の看護奨学生の募集は見送ることとしております。しかしながら、制度自体を取りやめることではございません。今後、この奨学生制度による看護師確保の必要性が出てきた場合は、また再度募集を行いたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 今後の10対1から7対1体制等々、それと地域医療体制、中長期的ビジョンがなかなか描けないというお話、それと従来の60歳定年からの再任用というのは、これも国の法律で定めて、いわゆる企業等々に義務化されていること、そういった中で職員のバランスをとっていかないといけない中で、短期的に見ると非常に厳しい状況だと理解いたしました。今後とも奨学生も含めて、病院経営に対して私自身も注視して、またいろいろと勉強していきたいというふうに考えております。この件については以上で終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについて答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、幼児教育における読み聞かせの充実を目指す環境づくりについて、エプロンシアター及びビッグ絵本の市立図書館蔵書数は、近隣自治体と比較してどうかとの御質問にお答えします。

県下14市の公立図書館及び鹿児島県出水市立図書館を対象に調べました。まず、ビッグ絵本の

蔵書数ですが、大型絵本というジャンルで調べましたが、本市及び人吉市、上天草市、荒尾市が100冊未満、ほかの市では大半のところは200冊を超えております。人口や図書館の規模、合併により複数の図書館があるなどにより、多寡についての比較は難しいですが、本市は43冊であり少ないほうではないかと思えます。

エプロンシアターの蔵書数につきましては、人吉市、天草市、阿蘇市が10セット未満で、5つの市が20セット未満、残り5つの市が20から40セット程度、また隣接する出水市では82セットという状況でした。本市の図書館では、今のところエプロンシアターを手づくりするためのつくり方や型紙のついた本を数冊置いておりますが、エプロンシアターセットそのものは置いておりません。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私のほうからはビッグ絵本とエプロンシアターということで、エプロンシアターというのは、こういうものでございます。保育士の方に聞きますと、最近はエプロンシアターを使うことが非常に多いという話でございまして。エプロンシアターのキットも売られておりますけれども、ワンセット1万円を超えるものが多いということで、保育士の中には時間をかけて手づくりされている方もいらっしゃるという聞いております。でも、自分で1セットつくっても、1つの物語しか幼児には読み聞かせができないということでございまして。保育士が個人で購入したり、保育園や幼稚園が購入するにも、費用的に非常に難しいというお話をお聞きしました。

水俣市立図書館から申し込めば、出水市の図書館から借りることはできます。郵送料は水俣市が負担してくれるということになっています。そのためにはどういったものがあるか、まず現物を見に出水市に行く必要がございまして。申し込んでも出水市で貸し出し中であれば、いつ借りれるかわからないというのが実態でございまして。日本一の読書のまちづくりを進めている水俣市ということであれば、現在の市立図書館のエプロンシアターの蔵書はゼロということであれば、その世代世代に見合ったものや、ニーズをつかみ切れていなかったのが現状ではないかというふうを考えます。

そこで質問いたします。1点目に読書のまちづくりを推進する上で、幼児教育に有効と思われるエプロンシアターの購入について、予算立てが必要と思うがどうか。

2点目に、一般財源ではなくても、ふるさと納税を活用する事業の中にある読書のまちづくりに関する事業で優先的に取り組んでもらいたいと思うがどうか、以上2点です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 1点目の御質問でございましてけれども、エプロンシアターの購入について、予算立てが必要と思うがどうかということでございまして、エプロンシアターの購入については、図書購入費での対応ということになります。図書購入費は、多くの利用者からリクエスト

ト本の購入にも使用しておりますので、別途には予算を立てるということではなくて、その枠組みの中で対応していくことが可能である、そのように考えています。

次に2点目の質問で、ふるさと納税を活用して優先的に取り組むこともということでお尋ねでございましたが、ふるさと納税を初めとする寄附金は、先ほど地域活性化策においてもお尋ねでございましたように、将来の図書館設備の更新などに備え、現在、読書のまちづくり基金という基金に積み立てているところです。基金につきましては、読書のまちづくりの各種の事業に活用するというものとなっておりますので、エプロンシアターの購入につきましても、基金活用の方向ではできるのではないかなというぐあいに考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 保育士の方にお話を聞きますと、物語のキャラクターを動かし、また保育士も動きながら聞かせることによって、絵本と比較しても幼児の興味の示し方は非常に高いということがございます。多感な幼児期に興味を持つことで、感受性を豊かにできることはもちろん、活字を覚えていくにつれ、みずから本を読む環境づくりにもつながると思います。結果的に読書のまちづくりにも寄与していただろうと考えます。

もう1つ大きなメリットは、保育士の仕事に対するモチベーションの向上につながります。今、非常に費用が高いということで準備できない、そういった教材を市が準備してくれれば、それを大いに活用して、子どもたちに聞かせてやることができるとおっしゃっています。先ほど、読書のまちづくりに関する事業の基金等も活用してやっていきたいということでもございました。ぜひともお願いしたいというふうに思います。

そこで最後に1点確認いたします。保育園や幼稚園の実態というのは、補助金の関係からもういった本を準備できるかどうかというのも、それぞればらばらな状況だというふうに思います。そういったことからしまして、水俣市保育園協会並びに水俣市私立幼稚園協会の関係者にぜひともお話を聞いていただいて、エプロンシアターに限らず、どういった要望があるかということとを一度お話を聞いてもらう機会も設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 幼児教育、保育園等の幼児教育、幼稚園含めてですね、幼児教育において感性を育てるということは極めて重要だというぐあいに認識を持っております。今年度、実はセカンドブックということで、幼児に2冊目の絵本を提供するという事業にも取り組んでおります。その際、いろんな保育園、あるいは幼稚園の先生方とも連携して、この事業に取り組んでおります。今、御提案のあったエプロンシアター等についても、幼稚園、保育園、市立図書館、連携をしながら事業を進めていきたいと思っております。積極的に取り組んでいきたいというぐあいに考

えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午前11時58分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第95号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第96号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第98号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第99号水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第100号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第101号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第102号水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

○議長(福田 斉君) 日程第11、議第103号平成27年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(福田 斉君) 日程第12、議第104号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第13、議第105号平成27年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第106号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第106号平成27年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

議第106号

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,846,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月10日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		2,590,690	1,000	2,591,690
	2 国庫補助金	719,456	1,000	720,456
14 県支出金		1,336,118	13,221	1,349,339
	3 委託金	83,765	13,221	96,986
補正されなかった款に係る額		11,905,736		11,905,736
歳入合計		15,832,544	14,221	15,846,765

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,827,437	13,221	1,840,658
	4 選挙費	46,622	13,221	59,843
3 民生費		5,193,830	1,000	5,194,830
	1 社会福祉費	2,803,100	1,000	2,804,100
補正されなかった款に係る額		8,811,277		8,811,277
歳出合計		15,832,544	14,221	15,846,765

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

議第106号平成27年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,422万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億4,676万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、県知事選挙費、第3款民生費に、高齢者生きがい活動促進事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第106号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後0時2分 休憩

---

午後0時3分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第106号平成27年度一般会計補正予算第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第94号から議第106号まで議案13件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時4分 散会

平成27年12月17日

平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成27年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月17日（木曜日）

午前10時19分 開議

午前11時8分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（関 洋 一 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（山 口 礼 浩 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総務企画部長（緒 方 克 治 君）	福祉環境部長（久木田 一 也 君）
産業建設部長（緒 方 康 洋 君）	水道局長（松 尾 健 二 君）
総務企画部次長（本 田 真 一 君）	福祉環境部次長（川 野 恵 治 君）
産業建設部次長（山 田 雅 浩 君）	総合医療センター事務部次長（久木田 美和子 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総務企画部企画課長（水 田 利 博 君）	総務企画部財政課長（坂 本 禎 一 君）

○議事日程 第5号

平成27年12月17日 午前10時開議

- 第1 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第2 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について
- 第3 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第97号 水俣市議会の議員のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第99号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議第106号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第14 陳第5号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について
- 第15 陳第2号 安保関係法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について
- 第16 委員会の閉会中の継続調査について
  - 総務産業委員会
    - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
  - 厚生文教委員会
    - 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
  - 議会運営委員会
    - 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
    - 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第17 水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告について
- 第18 議会改革特別委員長の報告について

第19 議第107号 人権擁護委員候補者の推薦について

第20 議第108号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時19分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会、水俣市政治倫理条例検証特別委員会及び議会改革特別委員会から、委員会審査・調査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件及び地方自治法第180条第2項の規定による専決処分のご報告1件、水俣市政治倫理条例検証特別委員会発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成27年10月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第94号 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第2 議第95号 水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議第96号 水俣市特別職の職員で非常勤のものごの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員ごの公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第98号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第99号 水俣市税条例等ごの一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第100号 水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 日程第 8 議第101号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第102号 水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第103号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第11 議第104号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議第105号 平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第106号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第14 陳第 5 号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について
- 日程第15 陳第 2 号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（福田 齊君） 日程第 1、議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、日程第15、陳第 2 号安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び提供について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この条例の第 4 条第 3 項中、実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではないとなっているが、ただし書き以降の部分についてただしたのに対し、この条例は平成28年 1 月 1 日から施行予定としているが、ただし書き部分については平成29年 7 月から他機関と情報提供ネットワークシステムを利用した連携が取れるようになるため、そのネットワークシステムによる連携を規定しているもので、平成29年 7 月から適用することになる。これまでも個人情報については税や福祉などの分野で庁内でも連携しており、マイナンバーがついた場合であっても、これまで

同様に継続して連携する必要があることから、この条例を定めるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣環境アカデミアの施設利用時間について午後7時までとなっているが、講義によっては規定時間の超過も予想される。現場で柔軟な対応はできるかただしたのに対し、第5条第2項にあるとおり市長が特に認める必要があるときは変更することができるとしてあることから、柔軟な対応はできるとの答弁がありました。

また、多くの学生が受講した場合の宿泊施設についてはどのように考えているのかただしたのに対し、本市には湯の児、湯の鶴に旅館があることから、安価で宿泊できるように旅館との契約や宿泊者に対する補助など今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、例えば慶応義塾大学や熊本大学などの教授の講義をほかの大学の学生が受講した場合、単位互換制度の導入について、どのように考えているかただしたのに対し、単位互換制度については大学間での協定であるが、将来的には導入をお願いし、大学間での連携を図っていただくようお願いをしていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域おこし協力隊の設置に伴い、本案のように制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域おこし協力隊の配置についてただしたのに対し、市役所内には配置をせず、地域に入ってもらうことで、その地域の問題や課題の解決、また、地域ブランドの確立やPRなどを行ってもらうとの答弁がありました。

また、今回の採用人数は1人であるとのことから、複数人を採用し、それぞれ交流や意見交換等を行いながら向上し合うようにしてはどうかとただしたのに対し、今回はモデル的な実施であるため、1人を採用することとしたが、複数人の採用については今後検討していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について申し上げます。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたこと等により、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例改正は政令に基づいて改正することから、具体的な内容についてただしたのに対し、法律の改正に伴い、政令に定めてある支給率が変更となったため、それに合わせての改正であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国民健康保険税の賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成30年度から国民健康保険財政運営が県へ一本化されるが、賦課方式はそれぞれの各市町村で選択しても良いのかただしたのに対し、各市町村で賦課方式は選択できるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、水俣市税条例等の一部を改正する条例の規定を改める必要があるため、本案のように制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成27年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、ななつ星in九州のおもてなし経費、第5款農林水産業費に、経営体育成交付金事業、第6款商工費に、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第8款消防費に、消防団活動費などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として現年発生補助災害復旧事業外6件を計上している。

債務負担行為補正として、スクールバス運行業務委託料外5件を追加している。

地方債補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、来年7月の参議院選挙から選挙権が18歳以上になるが、本市の該当人数についてただしたのに対し、住民基本台帳によると18歳、19歳で約400名の増加が見込まれているとの答弁がありました。

また、水俣駅駅舎について現在午後8時に閉まることから、利用者から不便に感じていると聞いている。終電の午後11時半まで開けることはできないかただしたのに対し、現在おれんじ鉄道に改善していただくよう申し入れをしているとの答弁がありました。

また、地域交流拠点整備事業での湯の鶴地区の足湯整備の場所についてただしたのに対し、湯出郵便局近くの土地を寄附していただいたことから、そこに憩いのスペースを整備し、その中に足湯を設置するとの答弁がありました。

また、来年3月に津奈木インターが開通し、その3年後は水俣インターが開通することから、多くの人が道の駅を利用することが予想されるが、今後の道の駅の構想についてただしたのに対し、現在、観光物産館まつぼっくりの駐車場整備やたけんこの改修工事、スポーツ施設のPRなどを行っており、今後も多くの人に利用していただけるような施設にしていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第106号平成27年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第2款総務費に、県知事選挙費を計上している。

なお、財源としては、第14款県支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、選挙システムサポートについて、今回の県知事選だけではなく他の選挙でも使われているのかただしたのに対し、他の選挙でも使われるシステムサポートであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第5号消費税増税中止を求める意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、過去に消費税を引き上げ、日本の景気が落ち込んだことを踏まえると、増税すべきではないと思うので、この陳情は採択すべきという意見と、社会保障費が膨らむ一方

で、増税分は社会保障費に充てると政府は明言しており、将来の子どもたちに負担をかけないためにも増税はやむを得ないと思うので、この陳情には賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、平成27年6月から継続審査となっていました陳第2号安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、安保関連法案は国会で審議を尽くされ、可決されていることから、廃案を求めるには時期を逸しているとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第100号水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、し尿処理手数料を適正な価格に改める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在のくみ取り数の推移状況についてただしたのに対し、市内全体では、2,812件ほどがくみ取りの世帯であり、10年前と比較すると、ほぼ半数になっている。新築の家等では、合併浄化槽や下水道につなげるところも多くなってきており、今後もくみ取り数の減少が予想されとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国保水俣市立総合医療センター附属久木野診療所において介護保険法に規定する訪問看護事業を開始するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、事業に携わる看護師の業務内容についてただしたのに対し、看護師が要介護者等の自宅に伺い、医師の指示書に基づき、療養上の世話や医療処置に係る処理、援助を行うものであるとの答弁がありました。

また、業務に携わる看護師数と現在の介護保険によるサービス受給の患者数についてただしたのに対し、看護師については1名を予定しており、現在の訪問看護サービスの受給者は4名ほど

である。今後は、訪問看護を受けることができることを知らない方もおられるので、PRを行い、事業を周知していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成27年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、障害児通所給付費、第4款衛生費に、子ども医療費助成事業などを計上している。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入及び第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、スクールバス運行業務委託料外1件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病資料館の工事請負費において、水俣メモリアル修繕工事ほかの工事の内容についてただしたのに対し、現在、資料館では熊本県環境センターと共同で給水施設を使用しているが、今回、それぞれに分けることになったため、資料館分の給水管の配管工事を行うために340万2,000円の費用を計上しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第104号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億118万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ48億212万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款保険給付費に、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額、第7款共同事業拠出金に、保険財政安定化事業拠出金の増額、第11款諸支出金に、一般被保険者保険税還付金及び退職被保険者等保険還付金を計上している。

財源としては、第7款共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金ををもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号平成27年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を166万円、収益的支出の額を92万1,000円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を70億6,650万5,000円、収益的支出の額を70億1,431万8,000円とするものである。

また、資本的収入の額を200万円、資本的支出の額を210万6,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を3億2,582万4,000円、資本的支出の額を8億5,989万円とするものである。

補正の内容としては、県の補助事業により附属久木野診療所において、平成28年3月1日から介護保険法に規定する訪問看護事業を開始することに伴うものである。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか16件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、訪問看護システムライセンス使用料の内容についてただしたのに対し、システムを使用するに当たってメーカーからサポートを受けることや制度改正によるシステムのバージョンアップ等も含めたものに対して、月2万円ほどをシステムの使用料として支払うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第106号平成27年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、高齢者生きがい活動促進事業を計上している。

財源としては、第13款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、1区をモデル事業として取り上げているが、事業内容と考え方についてただしたのに対し、現在、社会福祉協議会で実施している1区のふれあいネットワーク活動の中で、地域の拠点となる公民館等で地域リビング等を行っている陣ノ町、田平、馬場の3地区での試みを検討している。今回のモデル事業の中では、日常の些細な困り事等について、元気な高齢者と支えを必要とする高齢者等がお互いに自助共助の関係で支え合える仕組みづくりを構築していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年12月11日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第94号	水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第96号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第97号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第98号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第99号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第101号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第103号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第106号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
陳第5号	消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成なし

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年12月11日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

#### 記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第100号	水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第102号	水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第103号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第104号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第105号	平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第106号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員から陳第5号について討論の通告があります。

これから発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

陳第5号消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について、賛成討論を行います。

賛成する理由の第1点目に、日本の相対的貧困率は上がり続けています。2010年のデータでひとり親家庭の貧困率は、OECD30カ国の中で韓国に次ぐ第2位となりました。消費税は、こう

いう世帯にまでさらなる増税を強いることとなります。

2点目に、日本企業全420万社のうち、99.7%は中小企業です。全国の66%の人がそこで雇われ、熊本県の場合は89.1%の人が中小企業で働いています。消費税率引き上げは中小企業の経営を直撃します。消費税が5%になった1997年4月には、前年同月と比較して企業倒産が20%もふえたといえます。倒産にカウントされない自主廃業はさらに多いと考えられます。2014年11月の帝国データバンクの調査で、中小企業の7割が10%への引き上げに否定的です。

3点目に、消費税増税の理由と実施された政策が一致していないことへの不信です。消費税は、1989年に竹下内閣のもとで初めて導入され、その後、1997年に橋本内閣のときに3%から5%へ、2014年安倍内閣は8%へと税率を上げました。導入の目的は、どの段階においてもふえ続ける社会保障の財源を確保するためということでした。

しかしながら、結果を見れば、国民年金の保険料は7,700円から13,860円へと大幅値上げ、子どもの貧困率の悪化、介護報酬引き下げで閉鎖に追い込まれる施設を生むなど、福祉はむしろ後退しているというのが国民の実感です。

消費税が、別の用途に使われたことを示す根拠もあります。

消費税導入と同時に、法人税の税率が段階的に引き下げられてきました。導入時に40%台だった法人税率は、現在30%台に引き下げられています。その結果、消費税によってふえた税収が法人税減税によって相殺され、消費税導入後の一般会計税収が導入前よりふえていません。これでは福祉がよくなるのは当然です。

消費税は、収入の大半を消費に充てる低所得者を苦しめる一方、収入の大部分を貯蓄、あるいは不労所得として蓄財できる高額所得者には都合のよい税制度です。今、ここに改革のメスを入れる必要があると考えます。

そして、10%への値上げは、まだ実施されていません。本陳情を採択することにより、市民の実情と願いを国に届けることは、大変意義深いということを申し上げ、以上で討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第94号水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、議第106号平成27年度水俣市一般会計補正予算第6号まで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(福田 斉君) 次に、陳第5号消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) 次に、陳第2号安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立なし)

○議長(福田 斉君) 起立なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

### 総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

### 厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

## 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年12月11日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年12月11日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年12月10日

議会運営委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告について

日程第18 議会改革特別委員長の報告について

○議長（福田 齊君） 日程第17、水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告について及び日程第18、議会改革特別委員長の報告についてを議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、水俣市政治倫理条例検証特別委員長牧下恭之議員。

（水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧下恭之君登壇）

○水俣市政治倫理条例検証特別委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました水俣市政治倫理条例検証特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、本年6月12日、水俣市政治倫理条例に関する事項について調査を行うため設置されたものです。調査に当たっては、県下各市を初め近隣の鹿児島県や宮崎県の人口3万人未満の類似市の条例や資料を参考にしながら、7回にわたり議論を重ねてまいりました。

本条例の調査については、条例全体を見渡してみても、見直すところがないかどうか検討するという意見と、何条が問題なのか絞って議論をしないと進んでいけないのではないかという意見があり、協議の結果、第6条以降は審査会関係の条文になるので、第1条から第5条までを、特に第5条に関して議論してまいりました。

第5条の公共工事等に関する遵守事項については、議員または市長等と文言になっているが、市のトップとなれば、裁量は非常に大きいものがある。議決権と執行権は違うわけだから、当然分けて考えるべきという意見があり、議員に関する事項を第5条に、市長等に関する事項を第6条とすることで一致しました。

また、議員の2親等という文言については、範囲は広いが、県内のほとんどの市が2親等であるため、これはそのまま残すことになりましたが、辞退しなければならないという文言については、今の水俣の地域性に合致したものにある程度変えていかないと、議員の成り手が限定されてしまうのではないかという危惧を持った中で、見直しをする必要があるのではないか。他市と比べても格段の制限があつて、経営感覚を生かした市政や改革、地域振興を目指す人材というのが、政治の場に参加する機会を狭める条例というふうに解釈されている。辞退しなければならないというところは、あまりにも縛りがきついだらうということで辞退するよう努めなければならないという形でいいのではないか。努力義務にすることにより、より一層、議員としての責務を負

わされ、求められるのではないかという意見と、これくらいやはり厳しいものでないと、今の政治や行政の中でいろんな問題があるから残すべきである。最高裁判決にもあるように、議員の職務執行の公正さの確保と公正な議会運営に対する市民の信頼の確保にある。辞退しなければならないと厳しくするという流れが、これからの流れであるという意見に分かれました。

しかしこれは、水俣市の政治倫理条例なので、全員が納得してやらないと、なかなか難しい面もあると思われるため、辞退しなければならないのままで維持することに決定しました。

なお、政治倫理審査会の設置や政治倫理審査会の委員の委嘱等についても協議を行いました。現行のままでよいとの結論に達しております。

また、この結果に伴い、別途条例改正案が提出されておりますことを申し添えます。

以上で水俣市政治倫理条例検証特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、議会改革特別委員長中村幸治議員。

（議会改革特別委員長 中村幸治君登壇）

○議会改革特別委員長（中村幸治君） ただいま議題となりました議会改革特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、平成27年9月17日、議会の費用弁償に関する事項について調査を行うため設置されたものです。調査にあたっては、県下各市や近隣の北薩3市の費用弁償に関する資料などを参考にしながら、4回の議論を重ねてまいりました。また、あわせて議会の視察旅費、議員活動に際しての公務災害補償等についても、議論を行いました。その詳細については、委員会日誌に譲ります。

まず、議会の費用弁償については、これまで社会経済情勢や行財政改革の必要性を考慮し、定例会、臨時会会期中の会議出席の費用弁償を削減、さらには会議出席に係る全ての費用弁償を削減してきた経緯を確認しました。委員から県下各市等17市議会の状況を見ると、水俣市を含む3市以外は定額又は距離に応じた費用弁償を支給している状況であるが、社会経済情勢やさまざまな状況の中で議論され削減に至った経緯を見ると、会議出席に係る費用弁償については、現状のとおり、これを支給しないことが適当であるとの意見があり、全員異議なく、会議出席の費用弁償は支給しないことに決定しました。

次に、議会の委員会視察旅費については、平成12年度以前は毎年度視察を実施し、旅費も10万円であったものが、平成13年度から2年に1度の隔年実施へ、さらに平成16年度からは旅費も2割削減の8万円となった経緯等を確認しました。委員から先進地へ議員が実際に行って視察を行うことは、議員の資質を高め、また議会における質問や政策提言にも大いに資するものである。したがって、単に予算の削減に捉われず、何を視察し、何をもち帰って水俣の施策に生かすのかと考えたときに、委員会としてその目的を十分果たせるだけの旅費は必要であるとの意見があり

ました。この点については、各委員も会派等で十分協議の上、慎重に議論した結果、真に必要と思われる視察地があれば、国内のいずれにも、時期を逃さず行くことができるためには、議員1人当たり12万円の予算を計上すること、視察の実施は毎年度実施していいのではないかとの意見もあったが、これまでどおり隔年で行うことを、全員異議なく決定しました。

なお、議会の旅費に関する議論の中で、現在凍結している海外研修についても、水俣の地域振興、経済振興のためには、今、海外に目を向けることも必要である。具体的に目的地が決まった時点で、必要であれば補正を組んででも議会として、海外との交流促進に努めることは必要ではないかとの委員からの意見もありました。

また、議員活動に際しての公務災害については、本特別委員会で費用弁償及び委員会の視察旅費について議論する中で、あわせて議論が行われたものですが、公務災害については、議長の管轄下で出席する本会議等の各会議、委員会での調査のための視察等の活動時に適用されるもので、政務活動費による会派の視察等、個々の議員活動においては適用されない場合があることも確認しました。公務災害に関しては関係法令により規定されている事項ではあるが、今後、各議員が安心して議員活動に精励していくためには、正しく認識しておくべき問題であるだろうとの委員からの意見がありましたことを申し添えます。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

---

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年12月10日

水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

### 1 特別委員会の設置

設置年月日	平成27年6月12日
定数	9人
委員長	牧下 恭之
副委員長	藤本 壽子
委員	桑原 一知
	田中 睦
	高岡 利治
	田口 憲雄
	松本 和幸
	中村 幸治
	野中 重男

### 2 審査・調査内容

水俣市政治倫理条例に関する事項

### 3 審査・調査の方法及び経過

#### 委員会の開催状況

- 第1回 平成27年6月29日
- 第2回 平成27年7月31日
- 第3回 平成27年8月21日
- 第4回 平成27年9月14日
- 第5回 平成27年11月4日
- 第6回 平成27年11月20日
- 第7回 平成27年12月10日

詳細については、委員会日誌に記録

#### 4 審査・調査の結果

委員長報告のとおり

---

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年12月14日

議会改革特別委員長 中村幸治

水俣市議会議長 福田 斉 様

#### 1 特別委員会の設置

- 設置年月日 平成27年9月17日
- 定 数 8人
- 委員長 中村幸治
- 副委員長 小路貴紀
- 委 員 塩崎達朗
- 高岡朱美
- 高岡利治
- 田口憲雄
- 藤本壽子
- 谷口眞次

#### 2 審査・調査内容

議会の費用弁償に関する事項

#### 3 審査・調査の方法及び経過

##### 委員会の開催状況

- 第1回 平成27年10月1日
- 第2回 平成27年10月30日
- 第3回 平成27年11月25日
- 第4回 平成27年12月14日

詳細については、委員会日誌に記録

#### 4 審査・調査の結果

委員長報告のとおり

---

○議長（福田 斉君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。

水俣市政治倫理条例に関する事項及び議会の費用弁償に関する事項の調査については、委員長報告のとおり、調査目的を達成しましたので、その報告を了承し、本日をもって調査を終了したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって水俣市政治倫理条例に関する事項及び議会の費用弁償に関する事項の調査は、本日をもって終了しました。

---

日程第19 議第107号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 議第108号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第19、議第107号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第20、議第108号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

---

#### 議第107号

##### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成27年12月17日提出

水俣市長 西田 弘志

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号

氏 名 田中 孝典

生年月日 昭和25年11月5日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

---

#### 議第108号

## 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年12月17日

提出者代表

水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 齊 様

### 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例

水俣市政治倫理条例（平成23年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第8条」を「第9条」とし、「第5条の規定」を「第5条又は第6条の規定」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」とし、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第6条」を「第7条」とし、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第5条に規定する」を「第5条若しくは第6条に規定する」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「市長等の」を「議員の」に改め、「、議員又は市長等」及び「又は市長等」を削り、同条第2項中「及び市長等」を削り、同条第3項中「及び市長等」、「議員にあっては」及び「、市長等にあっては市長に」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

第6条 市長等又は市長等の配偶者若しくは二親等以内の親族が役員をしている企業及び市長等が実質的に経営に携わる企業（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している株式会社を除く。）は、市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により関係企業が自ら契約を辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。

3 辞退届は、市長等の任期開始の日から30日以内に、市長に提出するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

公共工事等に関する遵守事項について、議員、市長等の責務等をそれぞれ明確に規定するため、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長（福田 齊君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第107号人権擁護委員の推薦について申し上げます。

このたび、田中孝典委員の任期が来年3月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いた

したく御提案申し上げる次第でございます。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第107号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、議第108号について、水俣市政治倫理条例検証特別委員長牧下恭之議員。

（水俣市政治倫理条例検証特別委員長 牧下恭之君登壇）

○水俣市政治倫理条例検証特別委員長（牧下恭之君） 議第108号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、公共工事に関する遵守事項について、議員、市長等の責務等をそれぞれ明確に規定するため、本案のように制定しようとするものであります。

全会一致の御賛同よろしくお願いたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び水俣市政治倫理条例検証特別委員長から提案理由のありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第107号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案によるものを適任と認めることに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) 次に、議第108号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第21 議員派遣について

○議長(福田 斉君) 日程21、議員派遣についてを議題とします。

---

#### 議員派遣について

##### 第23回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

##### 記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	平成28年1月8日(金曜日) 1日間
派遣議員	15人以内
経 費	既決予算の中から支出

---

○議長(福田 斉君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成27年第6回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 田 中 睦

署名議員 松 本 和 幸

## 平成27年12月第6回水俣市議会定例会（11月27日～12月17日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第94号	水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第95号	水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第96号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第97号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第98号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第99号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第100号	水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第101号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第102号	水俣市病院事業の設置等に関する条例及び水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第103号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	11月27日	各 委	12月17日 原案可決	
議第104号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第105号	平成27年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第106号	平成27年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	12月10日	各 委	12月17日 原案可決	
議第107号	人権擁護委員候補者の推薦について（田中 孝典 君）	12月17日	省 略	12月17日 適 任	
議第108号	水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	委員会 提 案

### 〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第77号	平成26年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第78号	平成26年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	総務産業	11月27日 認 定	

議第84号	平成26年度水俣市一般会計決算認定について	9月10日	一般会計 決算特別	11月27日 認 定	
議第85号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第86号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第87号	平成26年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第88号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月10日	総務産業	11月27日 認 定	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第15号	専決処分報告について	12月17日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月17日	総務産業	12月17日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月17日	厚生文教	12月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月17日	議 会 運 営	12月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第5号	消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭	総務産業	11月28日	12月17日 不採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	安保関連法案の廃案を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市月浦 247-102 森 安功	総務産業	6月25日	12月17日 不採択